

全国こども政策主管課長会議

令和7年3月
こども家庭庁支援局
家庭福祉課

《 目 次 》

I. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化について	3
（資料1）令和7年度予算案の概要（社会的養護関係）	21
（資料2）令和6年度補正予算の概要（社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係）	53
（資料3）里親等委託の推進について	66
（資料4）社会的養護経験者等の自立支援の充実について	78
（資料5）その他について	95
（参考資料）	259

家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化

(1) 社会的養護関係予算について

(資料1・2参照)

① 令和7年度予算案について

家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等や、社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化、児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上、里親等委託の推進等のための児童入所施設措置費の拡充を図るため、以下の内容を令和7年度予算案に盛り込んでおり、積極的な事業の実施や予算の活用をお願いする。

- 「こども未来戦略」に基づく、家庭養育環境を確保するための里親支援センター等による里親等支援や養子縁組支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、障害児を養育する里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う。
- 養子縁組民間あっせん機関助成事業について、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」の一般事業化を行うとともに、養親希望者手数料負担軽減事業における手数料負担額を見直し、養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- 里親制度等及び養子縁組制度等広報啓発事業について、里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発として、企業における里親制度の認知度を向上させるための広報啓発を実施する。
- 児童養護施設等体制強化事業について、社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図るほか、妊産婦等生活援助事業所における補助職員の雇上げによる夜間業務等の体制強化を図る。
- 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う社会的養護自立支援実態把握事

業を新たに実施する。

- 特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現に向けて、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等の把握・共有や、特定妊婦等支援に従事する職員の育成のための全国フォーラムを開催する特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業を新たに実施する。
- 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業について、補助対象に里親支援センター、児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を追加する。また、児童養護施設等における人材の確保・定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保の取組や、勤務環境の改善・業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援等の人材定着の取組を行うモデル事業を創設するとともに、就職相談会や施設見学会の開催費用への補助を実施する。
- 児童家庭支援センター運営等事業について、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業について、児童養護施設及び乳児院における小規模化かつ地域分散化のための施設改修等を行う際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）を令和11年度末まで引き続き実施する。
- 児童入所施設措置費について、
 - ・ 幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、里親及びファミリーホームに委託した児童について保育所等に通う際に必要となる費用を対象に加えるとともに、
 - ・ 里親支援センターにおいて、障害児を養育する里親等に対する支援の強化を行う。また、児童養護施設等の職員について、令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

②令和6年度補正予算について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、社会的養護に関する取組の推進を図るため、下記の事項等を計上しており、積極的な活用をお願いする。

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う（既存事業に係る原資の積み増し）。
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。
- 令和6年度能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等を補助するとともに、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行う。
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託等児童等を養育するため、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

※ 上記のほか、

- ・ 災害により被害を受けた児童福祉施設や障害児施設等の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について支援を行うとともに、児童福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握を行い、もって施設の早期支援を図る

ために必要な予算を計上しており、併せて積極的な活用をお願いする。

（2）次期都道府県社会的養育推進計画について

国においては、令和4年改正児童福祉法の改正内容等を踏まえて、平成30年7月に発出している都道府県社会的養育推進計画の策定要領を見直し、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画」の策定につ

いて」（令和6年3月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）としてお示ししたところである。

各都道府県等においては、見直し後の策定要領を基に今月末までに新たな計画を策定いただき、令和7年度以降着実に実施いただくとともに、見直し後の策定要領において「各都道府県においては、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し」、「明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用する必要がある」としており、当該趣旨を踏まえ、課題等が明らかになった場合は、計画期間中における計画の見直しも随時検討いただきたい。

なお、「国においては、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、評価のための指標等を取りまとめて、有識者の合議体等において分析・評価を行い、公表するとともに、必要な支援策を検討する。」とあるように、目標値の設定（見直し）状況についても、毎年度調査を実施し、取りまとめた結果を公表することとしているため、ご協力をお願いする。

（3）里親等委託の推進について

（資料3参照）

代替養育を必要とするこどもに対しては、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある。

一方、令和4年度末時点の全国平均の里親等委託率は、

- ・「3歳未満児」が26.2%、
- ・「3歳以上～就学前」が31.5%、
- ・「学童期以降」が22.5%

となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。

このため、国においては、上述した見直し後の策定要領において、遅くとも令和11年度末までに、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定し、その実現に向け取組を推進する。

具体的には、以下のとおり、里親支援センターの設置に伴う支援強化や、民間フォスタリング機関の活用や研修の強化による里親等委託の推進に向けた地盤強化等の取組を行うとともに、里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議（以下「自治体間ネットワーク会議」という。）を令和7年度以降も引き続き実施していくこととしているため、各都道府県等においてもご協力いただきたい。

ア 里親支援センターの創設

令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ、措置費支弁対象となる施設として里親等委託の体制強化を図ったところである。

これにより、新たに里親になろうとする担い手の開拓と登録、研修による資質向上、こどもとの丁寧なマッチング、委託後の継続的な里親支援や自立、委託解除後のアフターケアまでを行い、里親等への委託を推進することにより、家庭と同様の養育環境を実現する。

また、障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う予定としており、これにより、里親等委託の更なる推進を図る。

各都道府県等においては、里親支援センターの設置に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

イ 里親支援センター等人材育成事業

里親支援センター等職員への研修の実施による職員の資質向上や、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

さらに、里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等への研修の実施により、第三者評価に従事する者の資質向上により里親支援センターの機能向上を図る。

ウ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等によってさらなる里親支援業務を実施する場合には、フォスタリング機関を里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのブランチとして機能させることを念頭に、フォスタリング機関に対する補助を行う。

また、障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う予定としており、これにより、里親等委託の更なる推進を図る。

なお、既存のフォスタリング機関が、里親等に対する包括的な支援を実施するのに必要な体制、機能を備える環境が整った際には、当該フォスタリング機関を里親支援センターに移行させることについても積極的に検討いただきたい。

エ 里親への委託前養育等支援事業

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給するとともに、養育里親研修等へ参加する際の交通費やテキスト代を補助することで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

オ ファミリーホームの機能強化等

被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームに個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託を推進する。

カ 里親制度等の広報

里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげる。

また、里親制度に対する理解を深め、適切な情報提供や相談等につなげるため、里親に関心を持つ方や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開する。

加えて、都道府県や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において、効果的なリクルート活動が実施できるよう、上記分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報内容を企画・立案し、希望する都道府県等と連携した広報を実施する。

さらに、企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発を実施する予定である。

キ 里親等委託の更なる推進に向けた取組

都道府県等において、見直し後の策定要領に基づき、新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数を算出した上で、国が示す里親等委託率の目標達成に向けた取組を進めていただく。国においては、特に、国が示す目標値（乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上）に満たない里親等委託率の目標値を設定している又は里親等委託に係る取組の進捗が芳しくない都道府県等を中心に、具体的な取組や進捗状況について、詳細なヒアリング等を行いながら、自治体間ネットワーク会議も活用して、国が示す目標値の達成に向けて、課題の解決に必要な支援をともに検討しながら取組を進めていくこととしている。

ク 各都道府県等における取組事例の横展開

国においては、各都道府県等における里親等委託の取組事例について、担い手の開拓、研修、マッチング等の個別項目ごとに横展開を行うとともに、伴走的に支援をする。

ケ 各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等

国において、都道府県等における里親等委託の現状を評価・分析を行った上で、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、都道府県等に提示した。令和6年度は、各課題に応じた各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワーク会議を構築し、課題等の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設けたところ。令和7年度以降も、自治体間ネットワークを継続して実施していくこととするので、各都道府県等においてもご協力いただきたい。

コ 里親支援専門相談員加算の取扱いについて

里親支援専門相談員については、包括的に里親支援を行う里親支援センターを創設したことに伴い、昨年度、その業務内容を見直して「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付こ支家第233号こども家庭庁支援局長通知）を発出するとともに、これを踏まえた里親支援専門相談員の活動状況について調査を行ったところ。

今後、当該調査の結果も踏まえ加算の要件を整理することとしており、このため、里親支援専門相談員加算については、令和7年度においても新規の加算認定は行わない取扱いとするのでご留意いただきたい。

里親支援専門相談員加算では、「里親委託加速化プラン」の採択を受けた自治体が所管する施設においては2人目の加算を算定できることとしている。当該プランについては令和6年度末をもって廃止することとしているが、令和6年度において2人分の里親支援専門相談員加算を算定している施設にあっては、令和7年度においても引き続き、2人まで加算を算定することを可能とするのでご承知おき頂きたい。

また、既存のフォスタリング機関の里親支援センターへの移行の検討に際して必要となる体制確保においては、里親支援専門相談員を里親支援センターの里親等支援員に移行させること等についても検討い

ただきたい。

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の充実について (資料4参照)

① 社会的養護自立支援拠点事業等の実施について

令和4年改正児童福祉法では、

- ・ 社会的養護経験者等の実情把握や自立のために必要な援助を、新たに都道府県等の業務として法律上位置づけるとともに、
- ・ 「児童自立生活援助事業」について、20歳や22歳といった年齢ではなく、必要な時に必要な支援が受けられるよう、対象者の年齢要件の弾力化や
- ・ 虐待経験がありながらも公的支援につながっていなかった方も含め、生活・就労・自立の相談や、社会的養護経験者等の間の相互相談等の場を提供する「社会的養護自立支援拠点事業」の創設

等を行い、令和6年4月から施行したところである。都道府県等においては、管内の社会的養護経験者等の状況を踏まえ、上記事業等の積極的な実施に努めていただきたい。

② 社会的養護経験者等に対する支援等の周知について

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、施設退所後等に困難に直面した場合等に相談窓口の情報や支援内容等が予め社会的養護経験者等に確実に届くことが極めて重要である。そのため、社会的養護経験者等に対して、相談先や受けられる支援に関する周知に活用いただくことを目的として資料(チラシ)を作成し、「社会的養護経験者等に対する支援等の周知について」(令和6年10月9日付こ支家第516号こども家庭庁支援局家庭福祉課長)において、お示ししているところであるが、本チラシの活用を含め、社会的養護経験者等に確実に必要な情報が届くよう改めて対応をお願いする。

③ 児童自立生活援助事業所I型(自立援助ホーム)の質の向上について

今般、児童自立生活援助事業所I型(以下「自立援助ホーム」という。)が増加する中で、児童等が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を行うためには、児童自立生活援助事業の質の向上を図り、児童自立生活援助の実施を希望する対象者が質の担保されている自立援助ホームによる支援を受けられることが極めて重要である。そのため、「児童自立生活援助事業所I型(自立援助ホーム)の質の向上について」(令和

6年10月9日付こ支家第515号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)において、質の向上や事業の透明性を図る観点から3年に1回以上、自立援助ホームが第三者評価を受審されるよう努められたい旨お示ししているところであるが、本通知の趣旨を踏まえ、改めて管内の自立援助ホームに周知していただきたい。なお、第三者評価の受審費用については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の第三者評価受審費加算を算定することができることとしている。

④ 自立援助ホームにおける児童手当に関する事務手続き等について

児童手当法が改正され、令和6年10月1日より児童手当が高校生年代まで支給されていることに伴い、自立援助ホームの入居者に係る児童手当の取扱いについて、「児童自立生活援助事業所I型（自立援助ホーム）における児童手当に関する事務手続き等について」（令和7年3月10日付こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室・支援局家庭福祉課事務連絡）において、お示したところである。具体的には、

- ・ 児童に係る金銭と他の現金又は預貯金と明確に区分し管理することができれば、当該児童の既存の口座を活用することを妨げるものではないこと
- ・ 自立援助ホームを利用していた児童が、18歳以上になって共同生活援助（グループホーム）に移行した際、自立援助ホームで管理していた児童に係る金銭が預けられた口座について、第三者に財産の管理を依頼する場合は、活用できる制度の有無等について市区町村の窓口に相談すること

等をお示しているため、各都道府県等においては、管内の自立援助ホームに改めて周知いただくようお願いする。

⑤ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業について

「児童養護施設対象者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ&A（ver. 7）」（令和5年3月31日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）でお示ししているとおり、本貸付事業の手續に必要な契約書については、印紙税法別表第一「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めてお願いする。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切に取

り扱われたい。

(5) その他について

(資料5参照)

① 妊産婦等生活援助事業の実施について

令和4年改正児童福祉法において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」の創設を行い、令和6年4月から施行したところである。各都道府県等においては、管内の状況等を踏まえ、本事業の積極的な実施に取り組んでいただきたい。

② 特別養子縁組の推進について

平成30年4月1日より、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「あっせん法」という。)が施行された。

児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている(あっせん法第4条)。このため、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いする。

なお、「養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」において、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施しているので、各都道府県等においては、積極的な参加をお願いする。

また、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」についても、引き続き、計上しているところであり、各都道府県においては、積極的に活用いただくとともに、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上、養子縁組の更なる促進を図っていただきたい。特に、養親希望者の手数料負担の軽減を図るため、令和7年度予算案において手数料負担額の見直しを盛り込んでいる「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん機関の有無を問わず、積極的な実施をお願いする。

③ 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止

に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

令和4年6月15日に改訂を行った「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、その考え方をお示ししているところであるが、各都道府県等においては、すべての関係者がこどもの最善の利益や権利擁護の観点をしつかりと持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただきたい。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県においては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いする。

④ 児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案について

児童養護施設等においては、上述の被措置児童等虐待の他、こどもの権利が著しく侵害される事案、いわゆる重大事案が発生する場合があります。重大事案の範囲や重大事案発生時の児童養護施設等及び都道府県等の報告及び対応方法の考え方について、「「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」等について」（令和6年7月16日付こ支家第406号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）においてお示ししているところであるが、各都道府県等においては、迅速で適切な対応をするとともに、事後の検証を積み重ね、再発防止策や未然防止策の構築をお願いする。

⑤ 里親が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて

里親が他の都道府県等に転居した場合の都道府県間の情報共有や転出先における里親の研修の一部免除の取扱いについては、「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付こ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、お示ししているところである。

令和6年12月こども家庭庁支援局家庭福祉課調査において、里親登録されている者が、他の都道府県等に転出することになった場合の意向確認等について、一部の自治体の実施できていない状況であったことを踏まえ、改めて里親の負担軽減を図る観点から、本通知における取組に努めていただきたい。

⑥ 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて 里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）が単

身、共働き、LGBT等（以下「単身等」という。）である場合の里親登録又は認定の考え方や単身等である者を里親家庭として選定する場合の考え方については、「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」（令和元年10月1日付子家発第1001第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により示しているところであり、「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付こ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、改めて周知したところである。

令和6年12月こども家庭庁支援局家庭福祉課調査において、ほとんどの自治体が、里親希望者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の類型に応じた要件に沿って登録又は認定の可否を判断するとともに、こどもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、里親の状況や知識・経験等について考慮した上でマッチングを行っていたところであり、引き続きそのような取扱いについて徹底いただきたい。

⑦ 里親身分証明書の導入について

里親身分証明書の発行については、「里親名簿の登録等に係る通知の利便性の向上について」（令和4年3月30日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において、実施の検討を依頼したところであり、「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付こ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、里親家庭における児童の養育がより円滑に行われるよう、当該証明書の導入について、改めて検討をお願いしたところである。

令和6年12月こども家庭庁支援局家庭福祉課調査において、一部の自治体が里親身分証明書を導入していなかった。令和6年度補正予算事業「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）」のうち「里親負担軽減事業」において、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行うことができるため、都道府県等においては、管内の里親から里親身分証明書の必要性の有無について意見を聞くなどして、積極的な活用を検討いただきたい。

⑧ 保育所の優先利用について

保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10付け日府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生

労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 第2の7において、優先利用の対象として考えられる場合として社会的養護が必要な場合を例示しているところであり、これには児童が里親に委託されている場合も含むこととしており、各都道府県等においては、「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について(周知)」(令和6年8月19日付こども家庭庁成育局保育政策課・支援局家庭福祉課事務連絡)及び「里親制度の円滑な実施について」(令和6年9月12日付こ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)において改めて周知しているところである。

令和6年12月こども家庭庁支援局家庭福祉課調査において、保育所等の優先利用の対象として里親を対象としている自治体は一部の自治体に留まっていることを踏まえ、里親の安定的な養育環境の確保のため、引き続き里親家庭の保育所利用に関して配慮を行うとともに、保育所の利用ができないためこどもの委託ができないという状況にならないよう、里親家庭に関する調整指数の設定を積極的に検討していただきたい。

⑨ 養育里親研修等の適切な実施について

里親となるには都道府県等が行う研修を修了する必要がある、この研修の内容については、里親の類型に応じてこども家庭庁長官が定める告示において定めている。これらの研修は、講義、演習及び実習によってその課程が構成されており、このうち実習先について、基礎的知識や技術の修得等その資質の向上を図るために、「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について(令和6年10月18日付こ支家第529号こども家庭庁支援局長通知)等において、実習先に里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居、里親支援センターを追加したところである。また、主に手続き面から受講者の利便性を向上させる目的で、養育実習等、デジタル化が困難な場合を除き、研修申込から修了証書交付の記録までの一連のプロセスについて、都道府県等が可能な限りオンライン化に取り組むこととし、オンラインで実施する場合の留意点についてお示ししたところである。

さらに、養育里親になることを希望する者等の資質の向上を図ること等を目的に、「養育里親研修の適切な実施について」(令和6年10月18日付こ支家第525号)において、養育里親研修カリキュラムや養育実習に係る留意事項等を周知したところである。

都道府県等においては、これらの通知を参考に、養育里親研修等の適切な実施に努めていただくよう願います。

⑩ 里親支援センターの第三者評価について

令和6年4月に創設した里親支援センターについては、自らその行う

業務の質の評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けて、その結果を公表し、常にその改善をはからなければならないとされている。そのため、里親支援センターの自己評価及び第三者評価の実施方法や第三者評価の指定等については「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和6年12月20日付こ支家第541号こども家庭庁支援局長通知）でお示しし、具体の第三者評価基準については、「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」について」（令和6年12月20日付こ支家第556号こども家庭庁支援局長通知）において周知したところである。

令和7年度より里親支援センターの第三者評価機関の指定を行うこととなるが、各都道府県等においては、里親支援センターの第三者評価が適切かつ円滑に実施されるよう、改めて管内の里親支援センター等に周知いただくようお願いする。なお、第三者評価の受審費用については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の第三者評価受審費加算を算定することができることとしている。

⑪ 児童福祉審議会の積極的な開催について

養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととしているところである。一方、審議会の開催頻度が低い場合、里親希望者が里親名簿に登録されるまで、期間を要することとなる。

里親等委託の更なる推進のため、当該希望する者から申請があった場合には、里親認定に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しをお願いする。

⑫ 里親の教育費等の立替え払いの負担軽減について

里親に委託されている児童の小学校から高等学校までの入学に際し必要な学用品費等の購入や入学金等の支払いに係る経費については、「入進学支度金」や「特別育成費」の入学時特別加算により支弁を行っており、本支弁は入学年の4月以降の措置費として支払われることとなっている。

一方で、必要な学用品費等の購入や入学金等の支払いについては、里親に一時的な立替えによる支払いをお願いしているところであるが、これが里親の負担となっているとの指摘がある。

これを踏まえ、「入進学支度金」及び「特別育成費」の入学時特別加

算について、請求書等で必要な金額を事前に確認できる場合において、4月以前に概算払いすることを可能とする取り扱いについて、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（令和5年5月10日付こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）によりお示ししているため、概算払いについて積極的な実施ご検討いただくようお願いする。

⑬ 措置延長等の積極的な活用について

措置延長や措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、その考え方を示しているところであるが、特に、

- ・ 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ・ 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ・ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合には、積極的に措置延長を検討することとしていることを踏まえ、制度の適切な運用をお願いする。

⑭ 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の適切な実施について

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化については、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について」（平成30年7月6日付子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、活用可能な予算制度や職員の人材育成等について、お示ししているところである。

本通知においては、児童養護施設等を地域分散化する際の本体施設及び地域分散化施設との距離等については、地域の実情等を十分に加味できるよう、具体的な指標等はお示ししていないが、自治体によっては、地域分散化の要件に、本体施設との距離や移動に要する時間による制限を設けている状況が見受けられるところである。

本体施設との距離等も用地検討に当たっての重要な要素であるが、児童相談所やこども家庭センター等の関連施設との連携を考えた場合、必ずしも本体施設と地域分散化施設との距離等のみで判断するのではなく、地域分散化された施設が当該地域において担う役割も考慮の上、総合的に要件を検討していただくようお願いする。

⑮ 児童養護施設等における ICT 機器の活用等について

児童養護施設等の ICT 機器の導入については、ICT 機器による効果的な事務処理を行うことで、児童養護施設等の職員の業務負担軽減の対策の一つとして活用されるのみならず、入所児童等が様々な情報にアクセスするための通信手段やオンラインでの学習をサポートする機器として児童の教育や自立に有用なものと考えられる。以下のとおり ICT 機器の活用例を示すので、令和6年度補正予算事業「児童相談所等における ICT 化推進事業」の活用も併せて検討し、積極的に取り組んでいただきたい。

(活用例)

- ・児童養護施設等と関係機関との情報共有のためのタブレット端末等の導入
- ・SNS 等を活用した人材確保のためのタブレット端末等の導入
- ・入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等を実施するためのスマートフォン等の導入
- ・学校の調べものや、進学やアルバイト検索等、入所児童等に自主的に行動を促すことによる自立支援等を行うためのパソコンやタブレット端末等の導入
- ・退所児童等に対する相談その他の自立支援のためのタブレット端末等の導入

また、児童養護施設等における ICT 機器の積極的な活用を進めるにあたり、入所児童等が、スマートフォン、パソコンやタブレット端末等を利用する機会が多くなるため、施設等内でその利用方法について共有を行い、トラブルに巻き込まれた場合等の相談窓口を確認することが重要である。具体的には、情報発信による他者への影響や個人情報の流出の可能性の認識、犯罪被害を含む危険情報の回避、スマートフォン等の使用による健康への理解等が考えられる。

これらを施設等内で共有するにあたり、入所児童等が安全にスマートフォンを使用するためのポイントや相談窓口の情報等をまとめたリーフレットのリンク先を以下のとおり示すので、積極的に活用いただきたい。

○保護者向け普及啓発リーフレット（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyoku/leaflet/>

- ⑩ 令和6年人事院勧告に伴う児童入所措置費の増加分の取扱いについて
児童入所措置費については例年、人事院勧告に伴う単価の見直しを行っており、今年度についても、令和6年人事院勧告に伴う単価の見直しを

令和6年4月分に遡及して行っている。

これに伴う施設等の収入の増加分の取扱いについては、「令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえた児童入所施設措置費の対応について」（令和6年1月31日付け事務連絡）により、

・各施設及び事業所においては、速やかに一時金を含めた追加的な賃金の支払いに充てること

・地方自治体においては、増加分の金額等（追加支給見込額、処遇改善に係る加算の影響額、支給時期等）について、各施設・事業者に周知すること

について依頼を行っているところであり、遺漏なきようお願い計らいいただきたい。

⑰ 児童入所措置費における地域区分の取扱いについて

児童入所措置費においては、国家公務員の地域手当の区分に準じて地域区分を設定した上で、地域ごとの単価を定めているが、令和6年人事院勧告に伴い、国家公務員の地域手当の区分については

・隣接する市町村との不均衡を解消するため、支給地域を従来の市町村単位から、都道府県単位に広域化とするとともに、

・級地区分を7区分から5区分に再編し

令和7年4月から段階的に見直すこととされている。

児童入所措置費の地域区分についても、国家公務員の地域手当の区分に準拠して見直すこととしているが、令和7年度の具体的な地域区分については、別途ご連絡することとしているのでご承知いただきたい。

⑱ 児童入所措置費における冷暖房費の級地区分の取扱いについて

児童入所措置費の冷暖房費の級地区分については国家公務員の寒冷地手当の地域区分に準拠して設定しているが、国家公務員の寒冷地手当の級地区分については、令和6年人事院勧告に伴い、令和7年4月から、新たな気象データに基づいた級地区分に見直すこととされている。

冷暖房費についても新たな寒冷地手当の級地区分に準拠することを基本とするが、令和7年度においては、今般の見直しに伴い4級地から級地外（冷暖房費における「その他地域」）となる市町村について、単価を4級地の4分の3相当額とする激変緩和措置を講ずることとしているのでご承知おき頂きたい。

⑲ 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の精神上的事由、疾病、育児疲れや育児不安などの養育上の事由、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由等に

より、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童（保護者同伴の場合も含む）を一定期間預かる事業であり、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の施設や、里親・ファミリーホーム等においては、これまでも本事業に取り組んでいただいていたところである。各市町村においては引き続き、これらの施設等を積極的にご活用いただきたい。

特に、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付こ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・支援局家庭福祉課長通知）を踏まえ、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的な活用を併せて願います。

⑳ 国立武蔵野学院附属人材育成センターの研修

国立武蔵野学院附属人材育成センターでは、国立施設としての機能及びこれまで培ってきた職員のノウハウ等を活かしながら、児童福祉司等の養成及び社会的養護に携わる職員のスキルアップに対応した研修を実施している。令和7年度においても、上記の研修のほか、研修日程一覧のとおり、児童養護施設等の基幹的職員に対する研修等を企画・実施する者を養成する研修（指導者養成研修）や、児童自立支援施設職員研修、児童相談所一時保護施設職員等に対する研修を実施する予定としているので、各都道府県等においては積極的な参加をご検討いただきたい。

【令和7年度予算案】
4,033億円

【令和6年度予算】
(3,829億円)

【要求内容】

(1) 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、家庭養育環境を確保するための里親支援センター等による里親等支援や養子縁組支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、障害児を養育する里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う。
- ・ 養子縁組民間あっせん機関による養子縁組における養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- ・ 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発について、企業における里親制度の認知度を向上させるための拡充を図る。

(2) 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。
- ・ 妊産婦等生活援助事業所における補助職員の雇上げによる夜間業務等の体制強化を図る。
- ・ 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化に必要な支援を行う。
- ・ 特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現に向けて、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等の把握・共有や、特定妊婦等支援に従事する職員の育成のための全国フォーラムを新たに開催する。

(3) 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、施設入所児童等の学習支援や課題に応じた個別対応の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 児童養護施設等における人材の確保・定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保の取組や、勤務環境の改善・業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援等の人材定着の取組を行うモデル事業を創設するとともに、就職相談会や施設見学会の開催費用への補助を実施する。
- ・ 児童家庭支援センターにおいて、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。
- ・ 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化のための施設改修等を行う際の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を令和11年度末まで引き続き実施する。
- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の対象に、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を追加する。

(4) 里親等委託の推進等のための児童入所施設措置費の拡充

- ・ 共働き家庭を含めた里親等委託の推進の観点から、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。
- ・ 障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るため、里親支援センターにおいて、障害児を養育する里親等に対する支援の強化を行う。
- ・ 児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	(177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	(1,485億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円	(67億円)

目次

● 児童入所施設措置費等国庫負担金 拡充	4
● 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 拡充	5
● 養子縁組民間あっせん機関助成事業 拡充	10
● 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業 拡充	11
● 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 拡充	12
● 児童養護施設等体制強化事業 拡充	13
● 社会的養護自立支援実態把握事業 新規	14
● 特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業 新規	15
● 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 拡充	16
● 児童家庭支援センター運営等事業 拡充	17
（参考）令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業	18

＜児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）＞ 令和7年度予算案 1,591億円（1,485億円）
令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

＜令和6年度補正予算＞

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

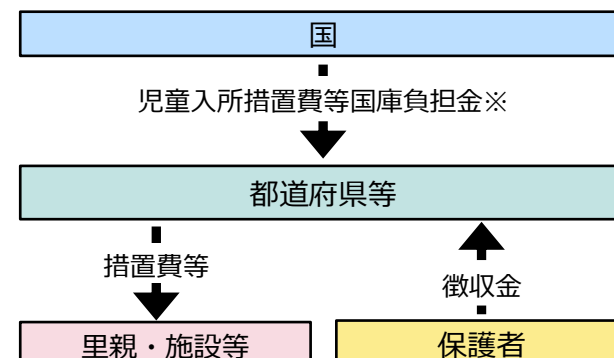
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



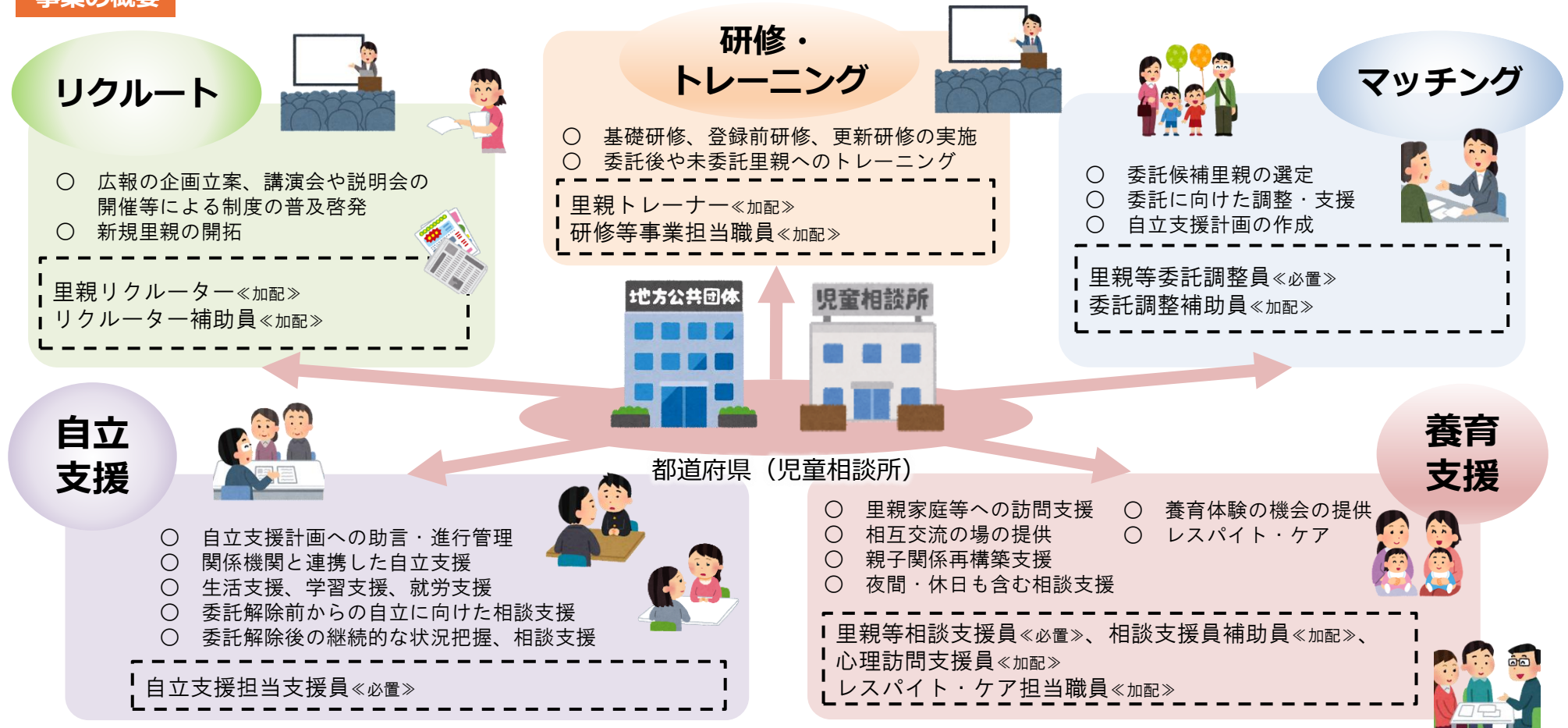
※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 0.6億円

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



<拡充内容> 障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行い、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

（1）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和6年度末で終了する。

（2）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）<<拡充>>

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和6年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和6年度末で終了する。<<見直し>>

<令和6年度補正予算>

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 1か所当たり 2,309千円

※拡充分 (2) 1か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（1）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（2）里親等研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

（3）里親等委託推進事業

子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

（4）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（5）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（6）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

（7）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（8）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の推進を図る。

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円
35件以上	1 か所当たり	2,539千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,936千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円
研修受講促進費	1 人当たり	40千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	4,246千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,544千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >
⑨里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,780千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,360千円
35件以上	1 か所当たり	2,939千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑩養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

(1) 養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクレーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

(2) 養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

(3) 障害児里親等支援体制強化事業<新規>

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。

(1) 養子縁組制度普及促進事業



(2) 養親訪問等支援事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

(1) ア 基本分		(2) ア 基本分	
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり 1,623千円	基本分	1か所当たり 9,931千円
委託して実施する場合	1か所当たり 1,623千円	イ 養親相談支援員（補助員）加算	
イ 市町村連携加算		里親等委託児童数	
市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり 5,800千円	20人以上40人未満	1か所当たり 2,462千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり 1,876千円	40人以上60人未満	1か所当たり 4,503千円
		60人以上80人未満	1か所当たり 8,144千円
		80人以上	1か所当たり 10,985千円
		ウ 心理訪問支援員加算	
		常勤で配置する場合	1か所当たり 5,166千円
		非常勤で配置する場合	1か所当たり 1,552千円
		エ 夜間・土日相談対応強化加算	
		24時間365日の場合	1か所当たり 6,150千円
		上記以外	1か所当たり 2,938千円
		(3) 障害児里親等支援体制強化事業	1か所当たり 2,309千円

(※) 本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

＜児童虐待防止対策等総合支援事業＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

事業の概要

① 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i **養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業** . . . 受講者1人当たり 57千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii **第三者評価受審促進事業** 1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

② 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i **養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）** 1か所当たり 11,245千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii **障害児等の支援** 1か所当たり 3,319千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii **心理療法担当職員の配置による相談支援** 1か所当たり 6,499千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv **高年齢児等への支援<拡充>** 1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- v **資質向上事業<拡充>** 1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
⇒モデル事業として、年度毎に補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」を一般事業化する。

③ 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・ **子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業** . . . 1か所当たり 6,499千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④ 養親希望者手数料負担軽減事業<拡充> 1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減
⇒養親希望者の負担軽減を図るため、手数料負担額を見直す。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算案 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

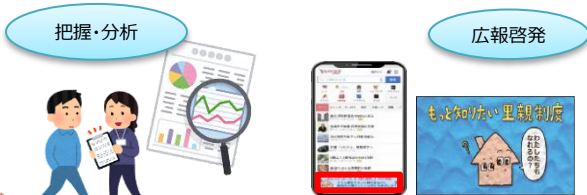
里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

- (1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発「**拡充**」
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。
⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- (2) 里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- (3) 都道府県等と連携した広報
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 2億円

事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

<令和6年度補正予算>

- ・ 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された里親支援センターの改修費並びに社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。
- ・ 里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・ 熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。
- ・ 性被害防止対策を図るため、パーテーション、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

補助基準額

- (1) <3. 以外> 1か所当たり：800万円
 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 <3. > 1か所当たり：300万円
- (2) 1か所当たり：800万円
- (3) 1か所当たり：800万円

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※））
 （都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
 （※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
 <施設地域分散化等加速化プランの継続実施>
- (2) 国：1/2
 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2
 （都道府県等：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難のかつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,534千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,534千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり		5,532千円
（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、**妊産婦等生活援助事業所**
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （5）**社会的養護自立支援拠点事業所**

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

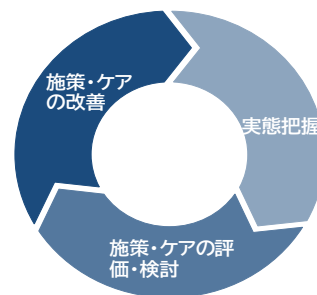
事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

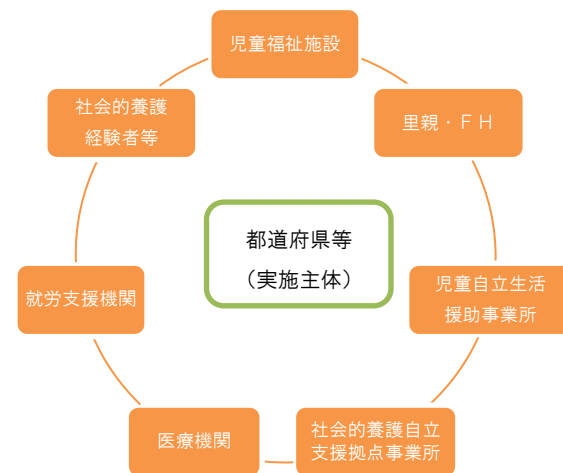
事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

＜実態把握のサイクル＞



＜自立支援に必要な関係機関の協議会＞



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 3,100千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

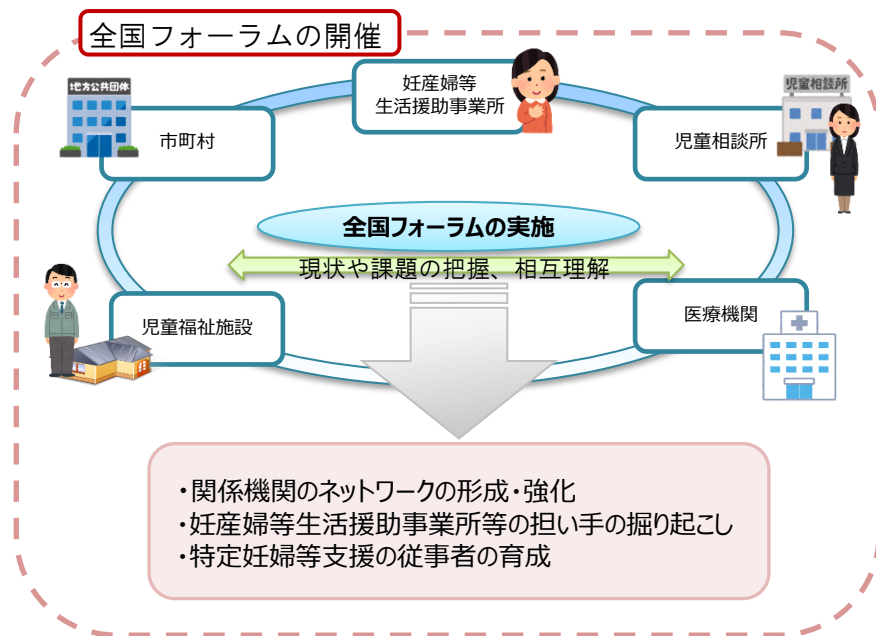
＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 16百万円（-百万円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、関係機関のネットワークの形成・強化を図るとともに、妊産婦等生活援助事業所等の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援に従事する職員の育成を行う。



実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 16,005千円
- 【補助割合】 定額（国：10/10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

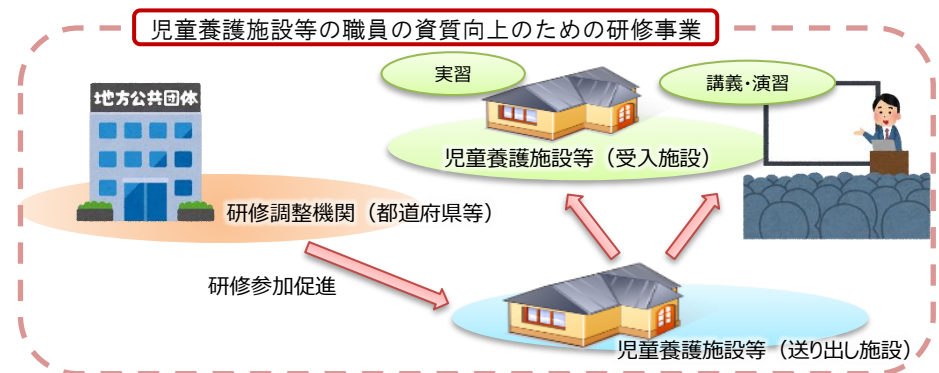
(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業<拡充>

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所(Ⅱ型)、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業<新規>

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業<新規>

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助基準額】				
(1)	① 宿泊あり	1人当たり	133千円	
		宿泊なし	73千円	
	② 送り出し施設	1人当たり	1,055千円	
		受入施設(他施設職員受入)	1人当たり	216千円
	調整機関事務費		1自治体当たり	2,992千円
	③ 1自治体当たり(各施設種別単位)			2,707千円
	(2)	① 受入施設(実習生受入)	実習1回当たり	86,200円
		② 受入施設(実習生等就職促進)	1日当たり	3,760円
	(3)	1自治体当たり		4,200千円
	(4)	1自治体当たり		450千円

【補助割合】 (3)以外 国:1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市:1/2
(3) 国:10/10

【対象施設】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設(※)
- (※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (3)、(4) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
- (※) (3)(4)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

(3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。

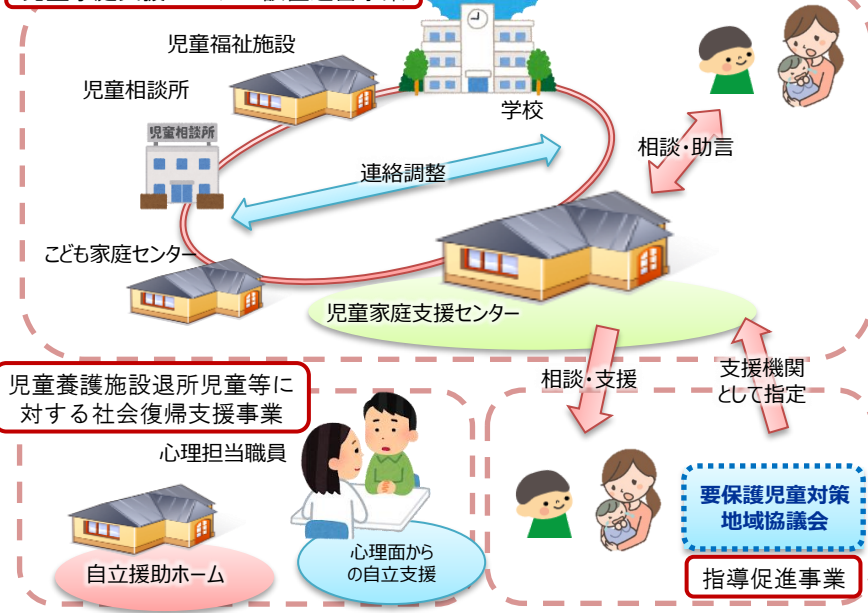
(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1か所当たり	12,546千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	8,283千円	
③法的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
④児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1か所当たり	547千円	
⑤地域連携担当職員加算	1か所当たり	2,372千円	

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1か所当たり 1,069千円

(3) 指導促進事業 1件当たり（月額） 114千円

(参考資料) 令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

事業の概要

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

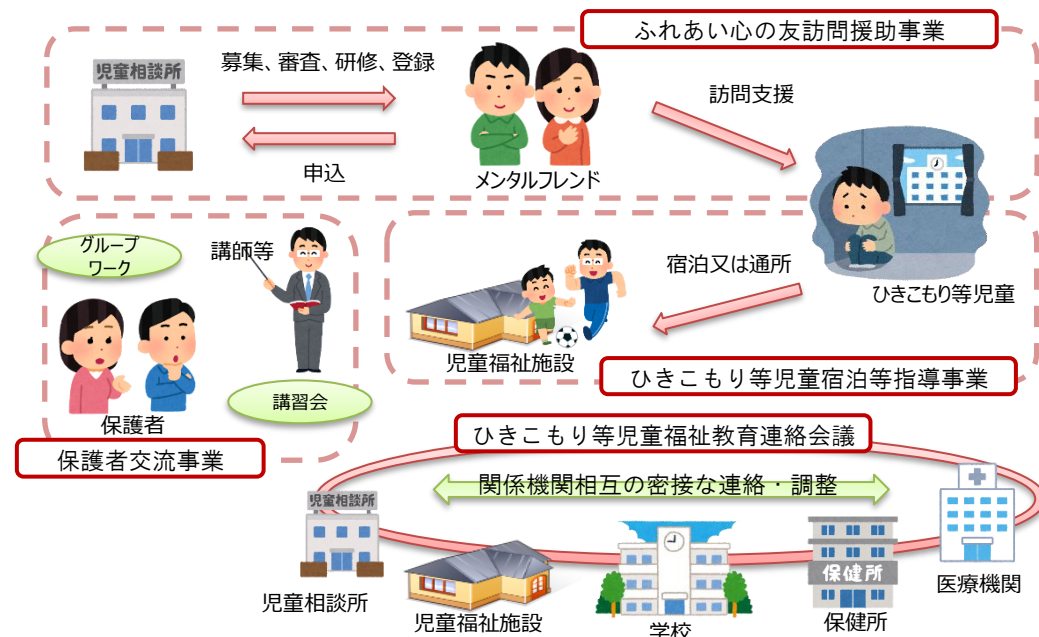
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】			
(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業	ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合	メンタルフレンド活動費	1 都道府県市当たり 418,080円
		事業実施前研修会費	訪問 1日当たり 4,020円
(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業	宿泊指導	活動検討会	定額 165,000円
		通所指導	1 回当たり 30,180円
(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議			児童 1人当たり日額 3,940円
			児童 1人当たり日額 1,910円
			1 回当たり 12,500円

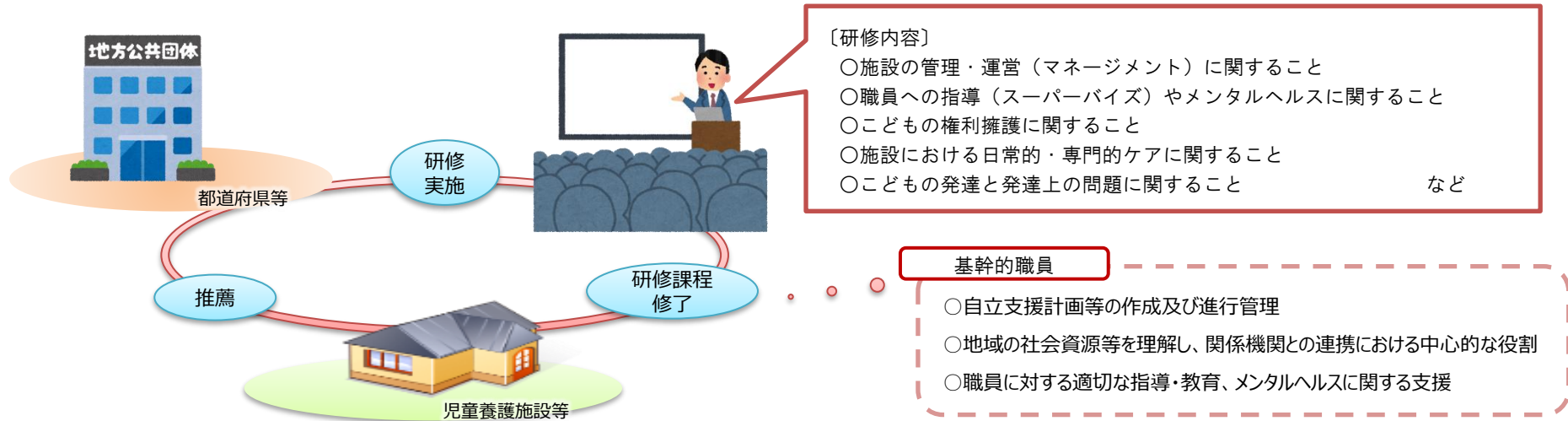
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：495,000円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

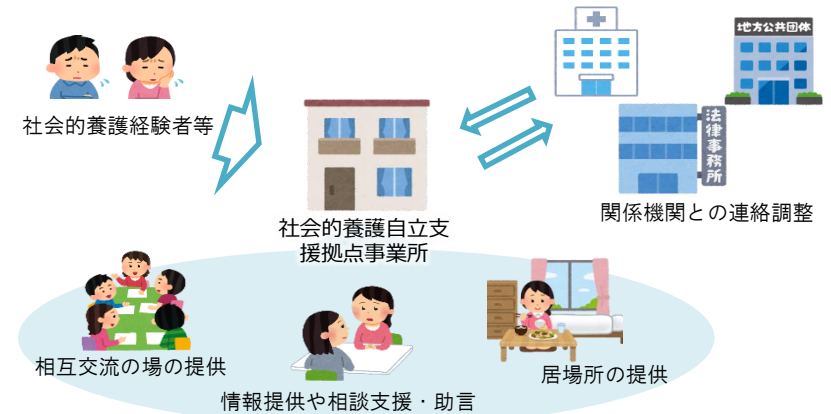
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

区分	数量	単価	加算内容	数量	単価
ア 基本分	1か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1か所当たり	2,113千円
・ 職員を2人配置する場合	1か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円			

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

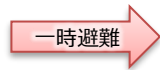
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

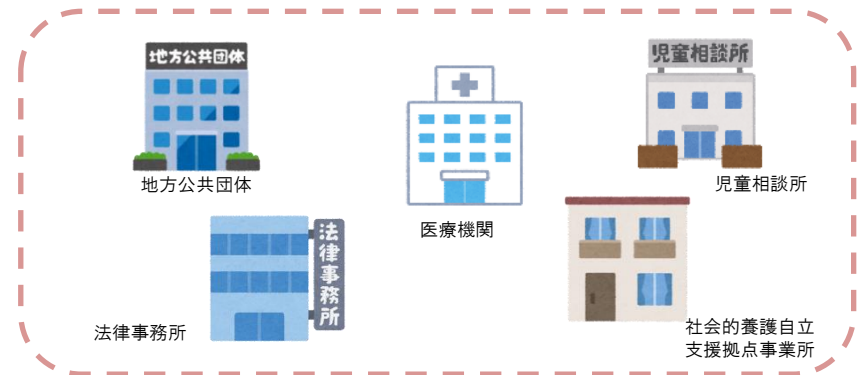
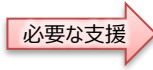
- 社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 6,995千円

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

ア 基本分	1か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1か所当たり	887千円

(※) 妊産婦等生活援助事業所に対する、補助者等を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

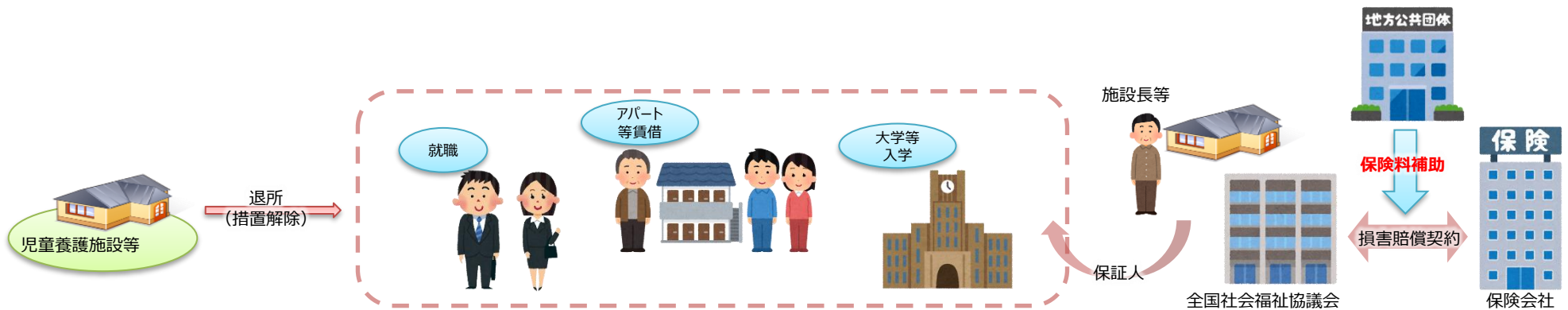
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】 ①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

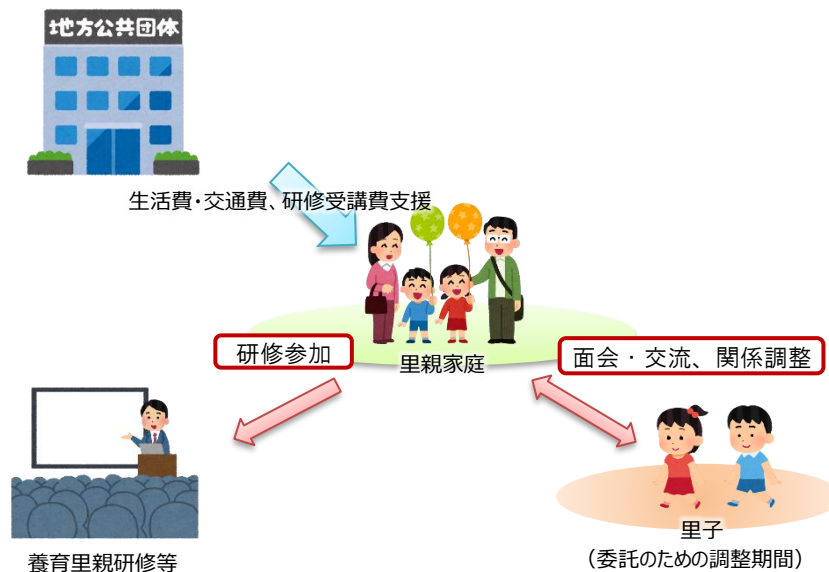
事業の概要

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 (1) 生活費等支援	1人当たり日額	5,400円
(2) 研修受講支援		
①研修受講旅費		
ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
②テキスト費用	1研修当たり	20,000円
③考査代	1研修当たり	9,000円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

事業の概要

（1）育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

（2）医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

（3）障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

【補助基準額】（1） 5,326千円

（2） i 連絡調整を担う職員 1,929千円

ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合

1か所当たり最大6,657千円（※）医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定

（3） 1か所当たり最大6,336千円（※）障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

事業の概要

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

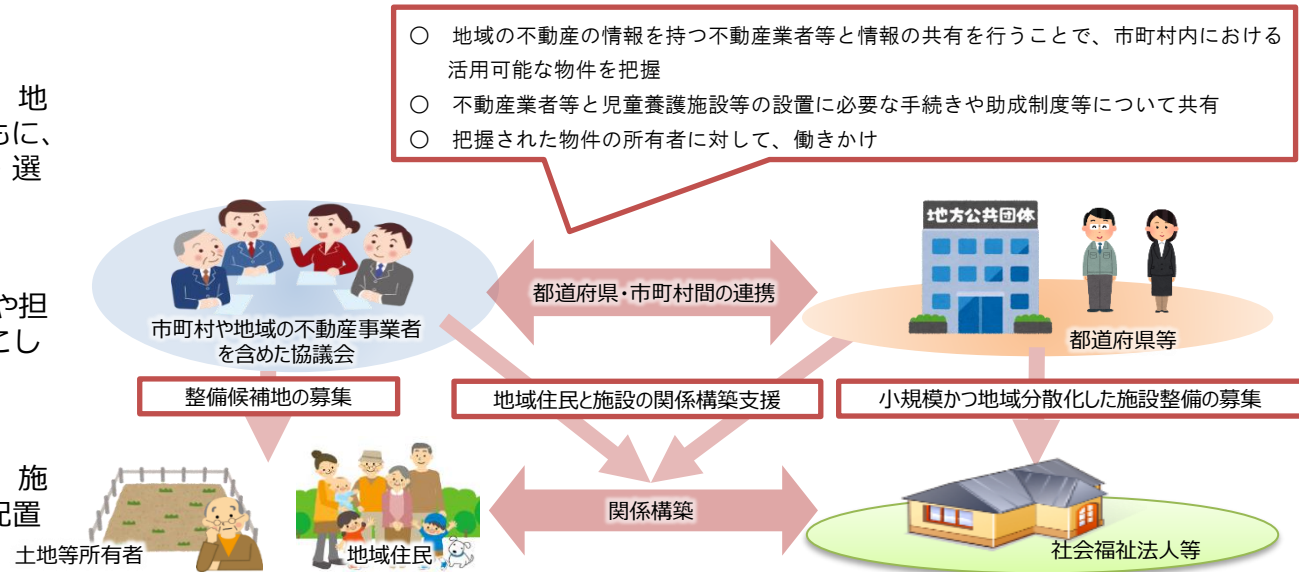
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1/2

【補助基準額】 (1) 1自治体当たり 6,400千円
(2) 1自治体当たり 5,000千円
(3) 1自治体当たり 4,900千円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

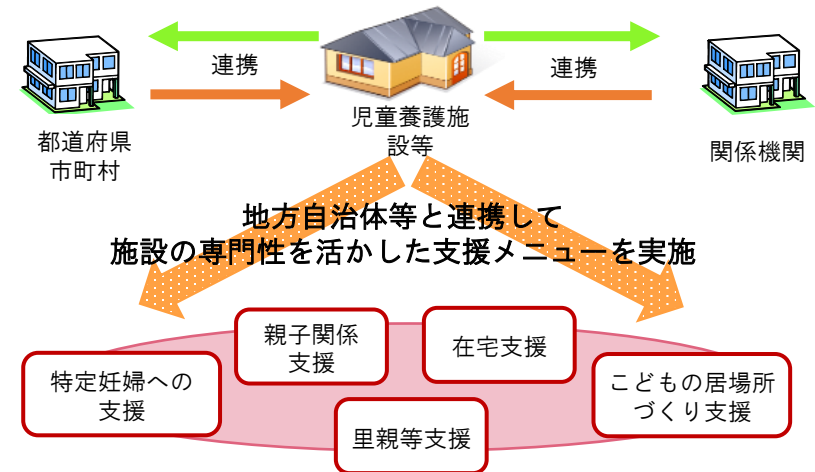
事業の目的

- 地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

事業の概要

児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- 児童養護施設等の専門性を高め、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- 児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

※ ただし、母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助率】

定額（国：10/10相当）

事業実施2年目の自治体は、国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

（上記のただし書きの場合、国1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/2）

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【対象施設】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、児童家庭支援センター

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

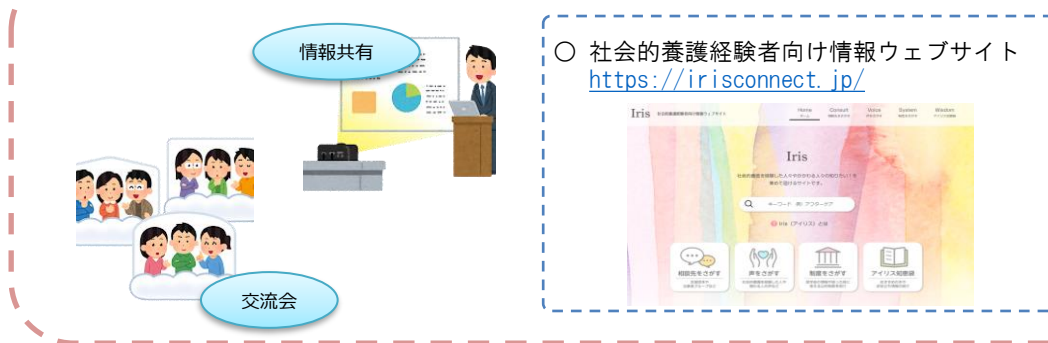
（1）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

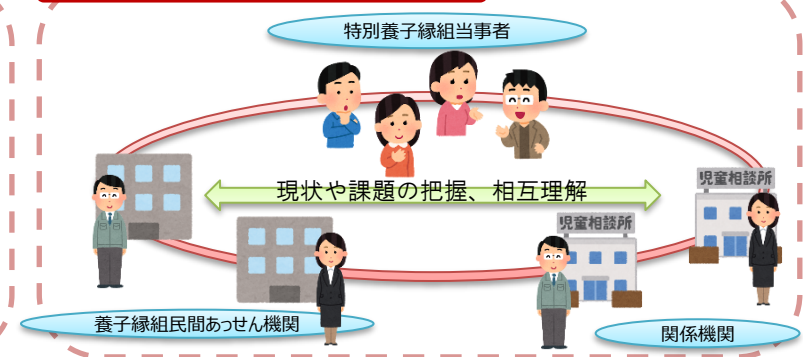
（2）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

【補助基準額】22,179千円

〈社会的養護魅力発信等事業費補助金〉 令和7年度予算案 20百万円（20百万円）

事業の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

事業の概要

（1）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（2）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（3）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

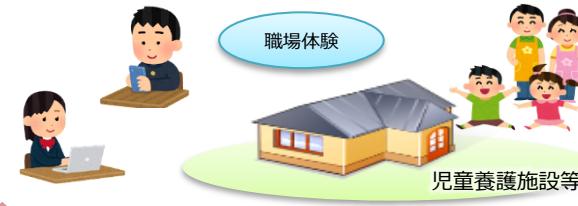
〈広報啓発〉

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



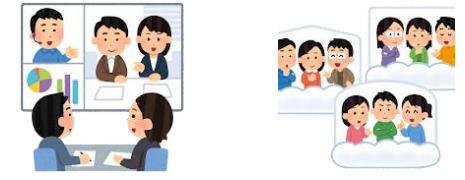
〈職場体験等の情報提供〉

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



〈施設従事者同士のピアサポート〉

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 20,238千円

〈養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金〉 令和7年度予算案 46百万円（45百万円）

事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

事業の概要

(1) 養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。

(2) 養子縁組あっせん機関等職員研修

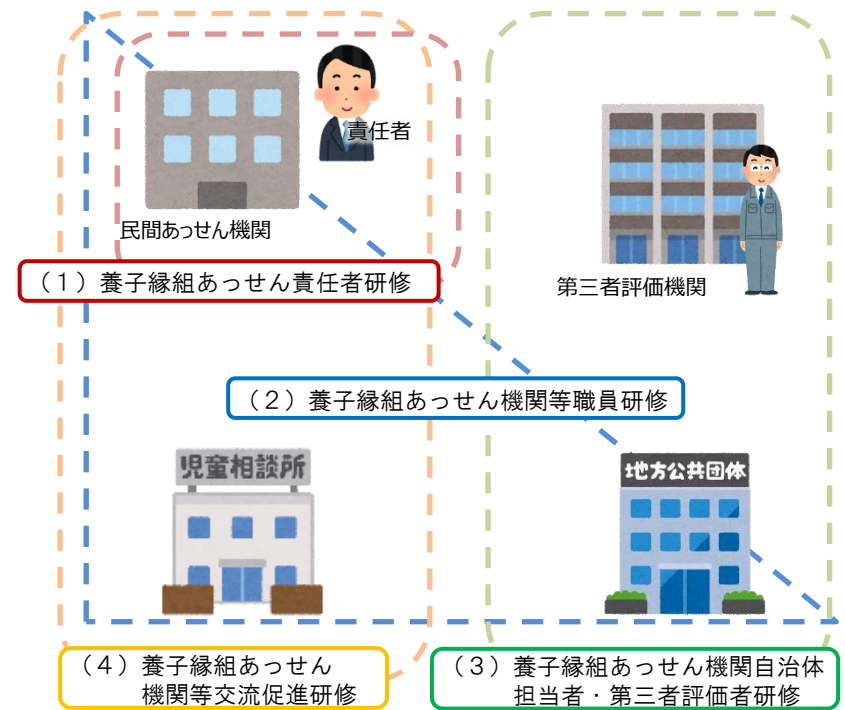
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

(3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修

許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。

(4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修

民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 46,474千円

〈里親支援センター等人材育成事業費補助金〉 令和7年度予算案 77百万円（74百万円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

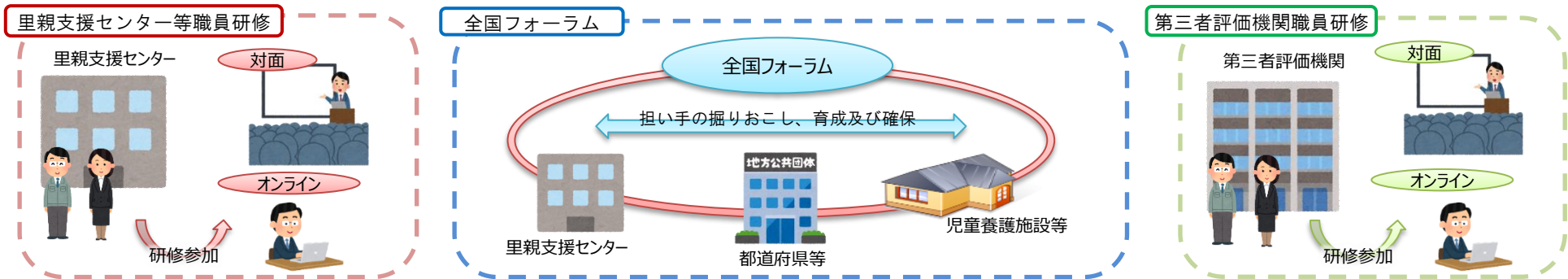
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

【補助基準額】76,687千円

令和6年度補正予算の概要

(社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係)

<資料2>

こども家庭庁支援局家庭福祉課

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：4.7億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：84.1億円）
- 令和6年能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。（児童保護災害臨時特例補助金：0.8百万円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等の支援を行う。併せて、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行うことにより、社会的養護が必要なこどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：2.0億円）
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託児童等を養育するための環境整備を行い、里親等委託の更なる推進を図る。（共働き家庭里親等支援強化事業：0.6億円）

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。（民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業：1.8億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：2.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：19.2億円） 等

【目次】

社会的養護関係

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 P 3
- 令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定 P 4
- 被災した児童入所施設等の入所児童等に係る利用者負担減免に対する支援 P 5
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 P 6
- 共働き家庭里親等支援強化事業 P 7

ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係

- 民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業 P 8
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業 P 9
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 P10
- ひとり親家庭等への支援のための周知・広報 P11
- 困難を抱えたこども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型） P12

令和6年度補正予算 4.7億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

令和6年度補正予算 84.1億円
※児童保護費負担金

事業の目的

- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

事業の概要

- 児童養護施設等措置費の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って児童養護施設等措置費の person 費の引上げを行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)
- ③ 寒冷地手当を11.3%引き上げる

実施主体等

【対象】

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親支援センター、一時保護施設に従事する職員

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)

(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

令和6年度補正予算 0.8百万円
※児童保護災害臨時特例補助金

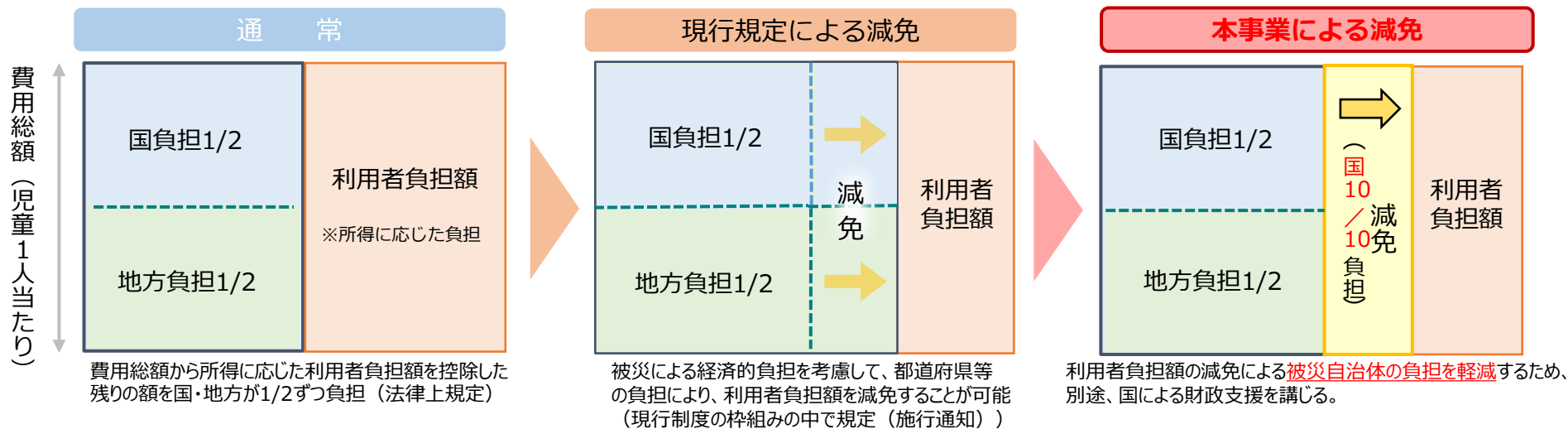
事業の目的

- 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

事業の概要

- 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

<事業イメージ>



実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：10/10 (定額)

令和6年度補正予算 2.0億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所について、各都道府県が策定する社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）に基づく整備目標の達成が可能となるよう、改修費や開設準備経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。また、里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 熱中症によるこどもの死亡数が増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての児童養護施設等において設置が可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

(1) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

里親支援センターの開設準備経費（設備整備及び備品購入費用）及び改修費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

(2) 里親負担軽減事業

里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

(3) 児童養護施設等（※）における熱中症防止対策支援事業

熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

(4) 児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）同上

補助基準額

- (1) 1か所当たり：8,000千円 (2) 1自治体当たり：500千円
(3) 1か所当たり：1,000千円 (4) 1か所当たり：100千円

実施主体

- (1) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村)
- (2) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (3) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市及び福祉事務所設置町村（北海道管内の市町村に限る。）
- (4) 都道府県、市町村

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※¹）、3/4（※²））
（都道府県等：1/2（1/3（※¹）、1/4（※²））、または、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※¹）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。
（※²）里親支援センターの開設準備経費
- (2) 国：1/2
（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (3) 国：1/2
（都道府県等：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (4) 国：1/2
（都道府県等：1/4、事業者：1/4）

令和6年度補正予算 0.6億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。
- 本事業は、概ね3年間程度のモデル事業とし、毎年度自治体からこども家庭庁に協議の上、採択を行い、自治体の先駆的な取組成果を横展開することで、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

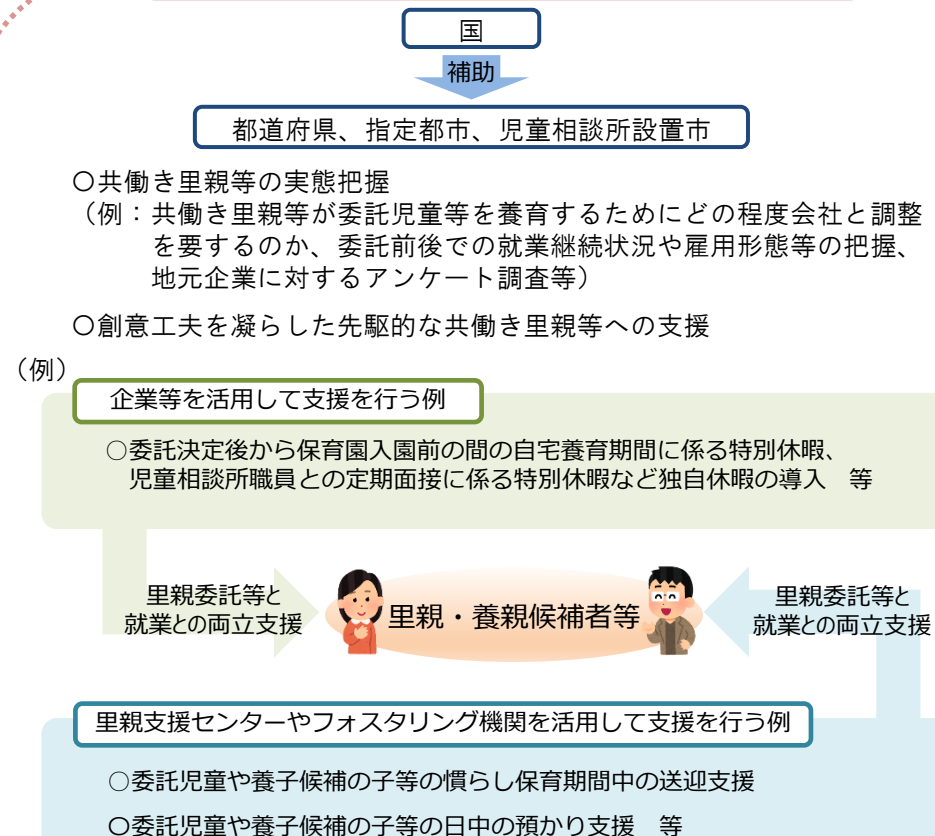
【補助基準額】

1か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国：10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



令和6年度補正予算 1.8億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0% (正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円))
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。
➤ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

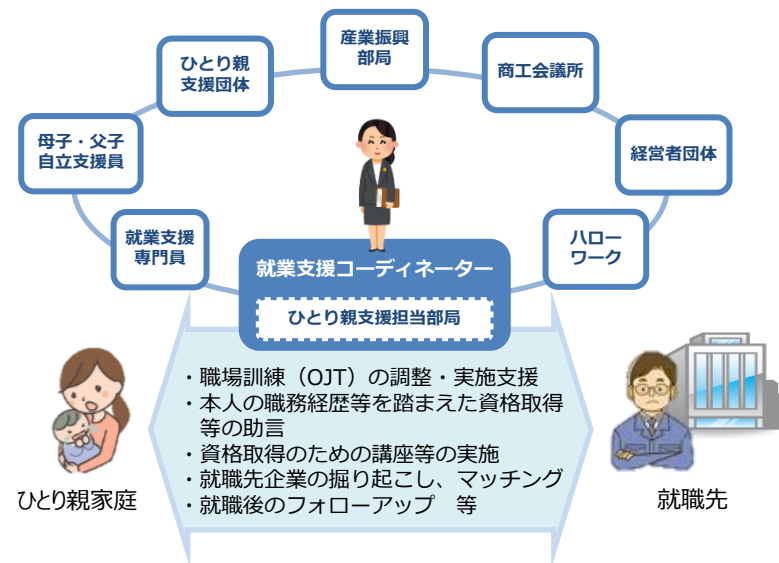
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練(OJT)の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のおっせんを行う

取組例 2

関係機関との連携を通じた就職先企業とのマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングを行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 (民間団体への委託可) 【補助率】 国10/10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市 (指定都市を除く)・特別区・福祉事務所設置町村：28,000千円 (いずれも1自治体あたり) 60g

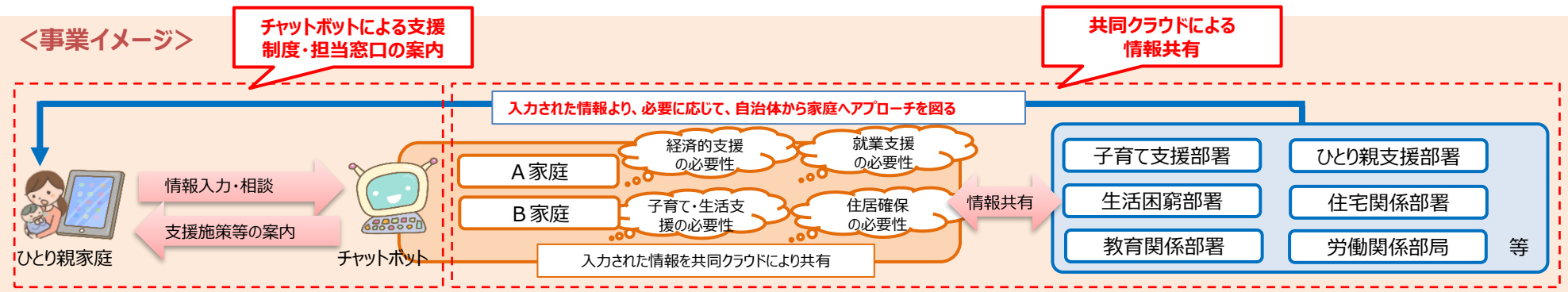
令和6年度補正予算 2.7億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

令和6年度補正予算 19.2億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

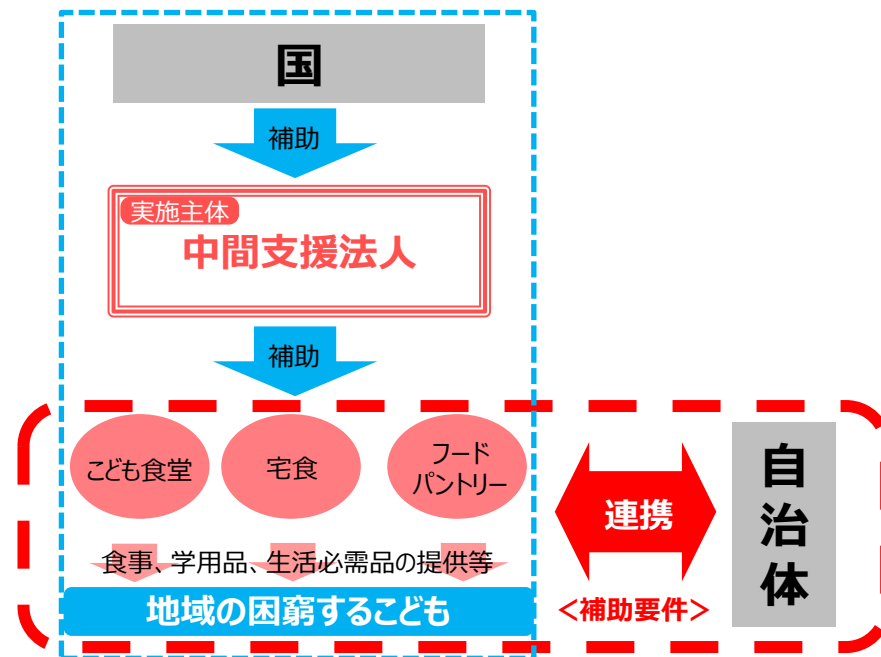
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和6年度補正予算 50百万円
※こども政策推進事業委託費

事業の目的

ひとり親家庭等が適切な支援につながるよう、こども家庭庁の各種支援施策に関する令和6年民法等改正法を踏まえた取扱いについて、各地方自治体等を通じて、当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて各地方自治体等を通じて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 50百万円

※こども政策推進事業委託費

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難を抱えたこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

事業の概要

- (1) 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- (2) 意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】 国（委託）

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(2) こども・子育て支援の推進

こども・若者や子育て世代の視点に立ったこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目指す。

（中略）

こどもの悩みを幅広く受け止める場の実態把握及び広報を行う。こども家庭センターの設置・機能の拡充、ヤングケアラー支援の強化、共働き里親の推進に関する先駆的な取組及びこどもホスピスへの支援を進める地方公共団体を支援する。ひとり親家庭のこどもの食事の提供を行うNPO等を支援するほか、ワンストップ相談体制の構築、ひとり親家庭の就職・定着に向けた職域の拡大や就業後の定着支援に取り組む地方公共団体を支援する。

里親支援センターの令和7年1月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、18自治体にて実施、24か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数
北海道		
青森県	○	1
岩手県		
宮城県	○	
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	○	1
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県	○	2
長野県	○	2

自治体名	実施	設置か所数
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県	○	1
京都府		
大阪府		
兵庫県	○	4
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	1
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	2
高知県		
福岡県		

自治体名	実施	設置か所数
佐賀県		
長崎県		
熊本県	○	2
大分県		
宮崎県		
鹿児島県	○	1
沖縄県		
札幌市		
仙台市	○	1
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市	○	1
浜松市		
名古屋市	○	1
京都市		
大阪市		

自治体名	実施	設置か所数
堺市		
神戸市		
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
熊本市	○	1
横須賀市		
金沢市		
明石市		
奈良市		
世田谷区		
江戸川区		
荒川区		
港区		
中野区		
板橋区		
豊島区		
葛飾区		
品川区		
合計	18	24

※宮城県は仙台市と共同実施のため、設置か所数は仙台市のみに計上

里親支援センターの設置状況(令和7年1月1日時点)

	自治体名	センター名	施設の形態					
			設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する 施設の状況	
			種別	その他	種別	その他	乳児院	児童養護 施設
1	青森県	里親支援センター弘前	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
2	埼玉県	愛泉里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
3	山梨県	エール里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
4	山梨県	里親支援センター・テラ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
5	長野県	うえだ里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
6	長野県	里親支援センターひまわり	その他	日本赤十字社	その他	日本赤十字社	○	
7	滋賀県	里親支援センターしが	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
8	兵庫県	なごみ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
9	兵庫県	ウェルこころ	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
10	兵庫県	希望の丘	社会福祉法人		社会福祉法人			○
11	兵庫県	まんまる	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
12	奈良県	里親センターなら	社会福祉法人		社会福祉法人			○
13	和歌山県	里親支援センター「なでしこ」	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
14	鳥取県	里親家庭サポートセンターいろは	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
15	山口県	里親養育サポートセンターれりーふ	社会福祉法人		社会福祉法人			
16	愛媛県	えひめ里親サポートセンターコイノニア	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
17	愛媛県	里親支援センター 子どもリエゾン	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
18	熊本県	養育家庭支援センターきらきら	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
19	熊本県	県南里親支援センターゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
20	鹿児島県	里親支援センターもぜもぜ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
21	仙台市	みやぎ里親支援センターけやき	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
22	静岡市	静岡市里親家庭支援センター	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
23	名古屋市	ほだかの里	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
24	熊本市	熊本市里親支援センター ゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		

里親等委託を進める上での主な課題

① 里親登録の課題

- ✓ 里親制度への理解
- ✓ 効果的なリクルートの手法

② 委託同意の課題

- ✓ 実親が安心して同意できるアプローチ方法

③ 里親委託（マッチング）の課題

- ✓ 円滑なマッチング（里親のニーズ、就業形態等）
- ✓ 里親の養育力
- ✓ 課題を抱えるこどもの委託に対する支援
- ✓ 関係機関との連携

④ 委託後の課題

- ✓ 里親の対応力向上につながる支援
- ✓ 家族再統合の進め方
- ✓ 不調防止のための取組
- ✓ 不調による委託解除後の里親・こどもへの支援体制

⑤ 里親の養育技術等の課題

- ✓ 未委託里親の掘り起こし
- ✓ 課題を抱えるこどもの委託に対する支援（再掲）
- ✓ 里親の対応力向上につながる支援（再掲）

⑥ 関係機関、体制の課題

- ✓ 関係機関の役割分担や連携
- ✓ 里親支援センターの設置、連携方法
- ✓ 児童福祉施設の理解

里親等委託推進に向けた具体的方策

- 都道府県社会的養育推進計画の見直し
- 里親支援センターの設置促進 《児童入所施設措置費等国庫負担金》
- 里親支援センター等人材育成事業 《里親支援センター等人材育成事業費補助金》
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》
- 里親への委託前養育等支援事業 《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》
- ファミリーホームの機能強化等 《児童入所施設措置費等国庫負担金》
- 里親制度等の広報 《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》
- 各都道府県等における取組事例の横展開
- 自治体間ネットワーク会議の開催 等

自治体間ネットワーク会議等の実施状況について

- ・ 都道府県等を A～C の 3 グループに分け、グループを専属で担当する家庭福祉課職員（専門官・課長補佐等）を指名し、定期的に取り組状況や課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う体制を構築。
※各グループには、アドバイザーとして外部有識者（学識経験者、フォスタリング機関等の有識者、先進的な取組を実施している自治体職）も参画。
- ・ 令和 6 年 6 月 26 日（水）に第 1 回自治体間ネットワーク会議を開催し、会議の趣旨説明、里親等委託の評価・分析及び里親等委託の現状と問題提起を行い、課題認識等を明らかにした上でその対策を検討していく旨を説明。
- ・ 同年 7 月 16 日～8 月 9 日に、事前に提出のあったヒアリングシートを基に、全ての都道府県等に対して個別ヒアリングを実施し、①現状、②課題、③課題に対する解決例（取組事例）について、第 1 回自治体間ネットワーク会議で示した課題ごとに分類の上、課題解決に向けた方向性について整理。
- ・ 同年 9 月 24 日（火）に第 2 回自治体間ネットワーク会議を開催し、里親等委託を進める上での 6 つの課題のうち「里親登録の課題」及び「委託同意の課題」をテーマとして、ヒアリングを踏まえて整理した取組事例の紹介や自治体からの取組事例発表（4 自治体）に加え、紹介事例等の理解を深めるため A～C のグループに分かれての意見交換を実施。
- ・ 同年 12 月 13 日（金）に第 3 回自治体間ネットワーク会議を開催し、6 つの課題のうち「里親委託（マッチング）の課題」及び「委託後の課題」をテーマとして、事前に実施した取組状況アンケートを基に、再度ヒアリングを行った結果を整理し、第 2 回同様に取組事例の紹介、自治体からの取組事例発表（3 自治体）、グループ別の意見交換を実施。
- ・ 令和 7 年 3 月 11 日（火）に第 4 回自治体間ネットワークを開催し、6 つの課題のうち「里親の養育技術等の課題」及び「関係機関、体制の課題」をテーマとして、ヒアリングを踏まえて整理した取組事例の紹介や自治体からの取組事例発表（3 自治体）に加え、里親制度に関する通知の実施状況等に関するアンケート結果を共有。

今後のスケジュールについて

- ・ 令和 7 年度以降も自治体間ネットワーク会議を引き続き実施。

自治体間ネットワーク会議の在り方

- 第1回自治体間ネットワーク会議（令和6年6月26日開催）では、こども家庭庁において、各自治体における里親等委託の現状を評価・分析を行った上で、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、自治体に提示。
- このため、今年度においては、6つの課題を2つずつに区切って自治体間ネットワーク会議（第2回：同年9月24日開催、第3回：同年12月13日開催、第4回：令和7年3月11日開催）を開催。
- なお、ネットワーク会議の開催に当たっては、課題に対する解決例として自治体の取組内容のみならず、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等をお示しするとともに、より効果的と思われる取組事例については自治体が直接プレゼン（※）を行い、その後、実際に取組を行うまでの課題等についても、各自治体が我が事と捉えやすいよう、チーム毎に分かれて意見交換も実施。
※知事自ら里親制度を紹介する動画の作成、ショートステイ里親を活用した委託可能な里親の確保、経験年数に応じた児童相談所職員の人材育成、実親向けのリーフレットの作成 等

自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について①

< ① 登録里親の課題 >

現状 = 課題	自治体の一部取組例
<p>✓ 里親制度の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> i 周知広報の目的が未整理 ii 周知広報が定例的、限定的 iii 里親登録を促すターゲットが不明確 iv 市区町村との連携が不十分 <p>✓ 効果的なリクルート</p> <ul style="list-style-type: none"> v リクルート手法の形骸化 vi 里親登録が増加しない要因分析の未実施 	<ul style="list-style-type: none"> i 小中高校等を通じて保護者や教職員等にチラシを配布 ショッピングセンター等で啓発グッズを配布 ii 休日や平日夜間の里親相談会の開催 公式LINEを活用した里親制度の周知や説明会の実施 iii 高校の吹奏楽部とタイアップし演奏会の前後に観客等にチラシの配布 不妊治療機関と連携した周知広報 iv 施設が持つ地域とのネットワークや民間フォスタリング機関を活用した市町広報誌や子育て情報誌、地域イベントにブースへの出店、保育士を目指す学生、民生・児童委員及び学校教員にターゲットを絞って周知広報を実施 v 人気漫画家とコラボしてリーフレット・クリアファイルや動画等の作成 vi 里親登録の動機や生い立ち等を丁寧に聴取し、里親に対する現実とイメージに齟齬が生じないように、経験豊富な先輩里親による講義の実施

< ② 実親への委託同意の課題 >

現状 = 課題	自治体の一部取組例
<p>✓ 実親が安心して同意できるアプローチ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> i 児童相談所職員の家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理解が不十分 ii 実親の里親制度の理解が不十分 iii 児童相談所職員の経験不足等による里親制度の説明に差異 iv 児童相談所職員と実親との関係未構築等による限定的なアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> i 家庭養育優先原則やパーマネンシー保障を念頭に、児童相談所の援助方針会議等で繰り返し検討、乳幼児は里親等委託を基本とし、乳児院から児童養護施設への措置変更は基本的に未実施 ii 「里親」=「(養子) こどもをとられる」との誤った印象を抱かせないように、「はぐくみホーム(養育里親)」という愛称を用いて言葉への先入観を和らげる iii 保護者の不安を払拭又は和らげるため、どの職員でも同様の説明ができるよう、保護者説明用のリーフレットを作成 iv 児童相談所と実親との面接場面に施設職員が同席することや、児童相談所職員が施設でのこどもと保護者の交流等に立合い、保護者・施設職員と児童相談所職員の3者で里親等委託のメリット等について情報提供

自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について②

<③ 里親委託（マッチング）の課題>

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 円滑なマッチング <ul style="list-style-type: none"> i 里親等の意向や家庭・就業状況の把握方法が不十分 ii 里親等の養育技術等のアセスメントが不十分 iii 共働き里親等の保育所等の利用に向けた取り組みが未整備 ✓ 里親の養育力・課題を抱えるこどもの委託に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> iv 未委託里親への養育力向上に繋がる支援が不十分 ✓ 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> v 関係機関による定期的な里親等委託に向けた検討の未実施 	<ul style="list-style-type: none"> i 全ての里親に年1回アンケート調査を実施し、委託を希望する里親に全戸訪問未委託里親に対する個別の家庭訪問の実施 ii 里親支援調査用紙を作成し、随時更新することで里親登録時との変化を把握アセスメントで得られた情報を児童相談所と関係機関とで共有 iii 委託時に関係機関の職員が里親に同行し里子の転入手続きをサポートすることで、市町の児童福祉や母子保健担当者との顔合わせを行い、その後の市町でのサービス利用が円滑に進むための取組を実施、保育の利用調整優先度判定基準において、里親等に委託されている児童を優先する加点項目の明文化 iv 約10名程度でピアグループを形成し、学びや研修の分かち合いの機会を確保、早期に里親委託を行うため、ショートステイや託児ボランティア等の里親がこどもと関わる機会を提供 v 施設が全入所児童の里親等委託の検討結果を児童相談所に提出し、その結果をもとに児童相談所は里親支援センターを交えてマッチングを実施、児童相談所の里親担当と家庭復帰支援員が施設の家庭支援専門相談員に聞き取りし、委託可能な児童の選定の実施

<④ 委託後の課題>

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 里親の対応力向上につながる支援 <ul style="list-style-type: none"> i 委託後の里親の養育技術向上の支援が不十分 ✓ 家族再統合の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ii 家族関係再構築に向けた児童相談所内の役割の明確化と関係機関等との連携体制が未整備 ✓ 不調防止のための取組 <ul style="list-style-type: none"> iii こどもの委託に際し、成育歴や特性等の詳細な情報共有が不十分 iv 里親等と関係機関等との情報共有が不十分 ✓ 不調による委託解除後の里親・こどもへの支援体制 <ul style="list-style-type: none"> v 不調による委託解除後の支援が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> i 委託中の里親にアセスメントを行い、支援方針の見直しを実施 養育経験のある「レスパイト里親」を選定し、サポート体制を構築 ii 月1回、児童相談所と関係機関等が面会交流の進捗や家族関係再構築について検討 iii 里親等に児童を紹介する際に「子供の状況シート」を作成し提供 施設と同内容・書式による資料を提供し、児童相談所が丁寧に説明 iv 自治体単独事業を創設し、通常の里親サロンとは別に養育経験のある先輩里親が個別に里親を支援する機会をミニサロンとして提供 v 委託後における養育困難な（不調）ケースに関して、スーパーバイザーへの個別オンライン相談の実施

自治体間ネットワーク会議による課題解決に向けた取組について③

< ⑤ 里親の養育技術等の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
<p>✓ 未委託里親の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> i 未委託里親の状況把握が不十分 ii 未委託里親に対する養育力向上に向けた研修等が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> i、ii <ul style="list-style-type: none"> 未委託里親への家庭訪問により詳細な情報を収集し、委託可能な世帯をリスト化の上、フォスティング機関が委託に向けて研修等を実施 未委託里親の状況を把握し、レスパイトケアや一時保護委託の活動を促し、養育力向上とアセスメントを実施し、委託の可能性を検討 未委託里親が抱えている個々の悩みに応じた個別の養育力向上を図る取組の実施 未委託里親のうち、養育経験はないが乳幼児の委託を希望する者及び既に乳児を受託している者の希望者に対して、保育士とともに乳幼児と過ごすことでこどもとの関わり方や発達過程について理解を深めるため市立保育所での養育実習の実施 未委託里親の養育技術向上を図るため、ショートステイの活用、年11回のテーマ別研修に加え、先輩里親の体験談を聞く機会や施設等を受け皿とした実習の実施

< ⑥ 関係機関、体制の課題 >

現 状 = 課 題	自治体の一部取組例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係機関の役割分担や連携 <ul style="list-style-type: none"> i 里親等委託推進に向けた市町村等との連携が不十分 ✓ 里親支援センターの設置、連携方法 <ul style="list-style-type: none"> ii 里親支援センターの活用方法等が十分に理解されておらず設置が未整備 ✓ 児童福祉施設の理解 <ul style="list-style-type: none"> iii 里親等委託推進に対する共通認識が不十分なため、関係機関との連携体制が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> i 里親登録時の家庭訪問調査に、市町村の児童福祉担当職員に同行してもらい、新規登録里親に関する情報共有や市町村の児童福祉担当職員との顔合わせを実施 <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と里親支援専門相談員との連絡会議に児童家庭支援センターが参加、必要に応じて児童家庭支援センターの心理職が里親家庭の訪問・支援等を実施 ii 県と政令指定都市が里親支援センターを共同実施し、県内全域をカバーする体制を展開 <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の体制の補完や里親へのフォロー強化等の利点を踏まえ、全児童相談所管轄区域に1か所の整備を実施 iii 里親登録後の乳児院等での養育実習や児童相談所のほかフォスティング機関や里親支援専門相談員等による連絡会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 里親、ファミリーホーム、施設、里親支援専門相談員で構成し、支援者間の顔が見える協議会の立ち上げ、研修会の実施

○以下の2点について、調査を実施。※令和6年12月27日に依頼文発出 ※調査回答期限は令和7年1月27日

①里親制度に関する通知の実施状況調査

- ・「里親制度の円滑な実施について」(令和6年9月12日付けこ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)
 - 里親が他の都道府県に転居した場合の基礎研修の免除等の柔軟な取扱いの状況
 - 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の登録等の取扱い状況
 - 里親身分証明書の導入の検討状況
 - 保育所等の優先利用における里親家庭への配慮の実施状況
- ・「「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について」(令和6年10月18日こ支家第529号こども家庭庁支援局長)
- ・「養育里親研修の適切な実施について」(令和6年10月18日付けこ支家第525号こども家庭庁支援局家庭福祉課長)
 - 研修申込みから受講、修了証書の発行、修了証書交付の記録等のオンライン化の取組・検討状況

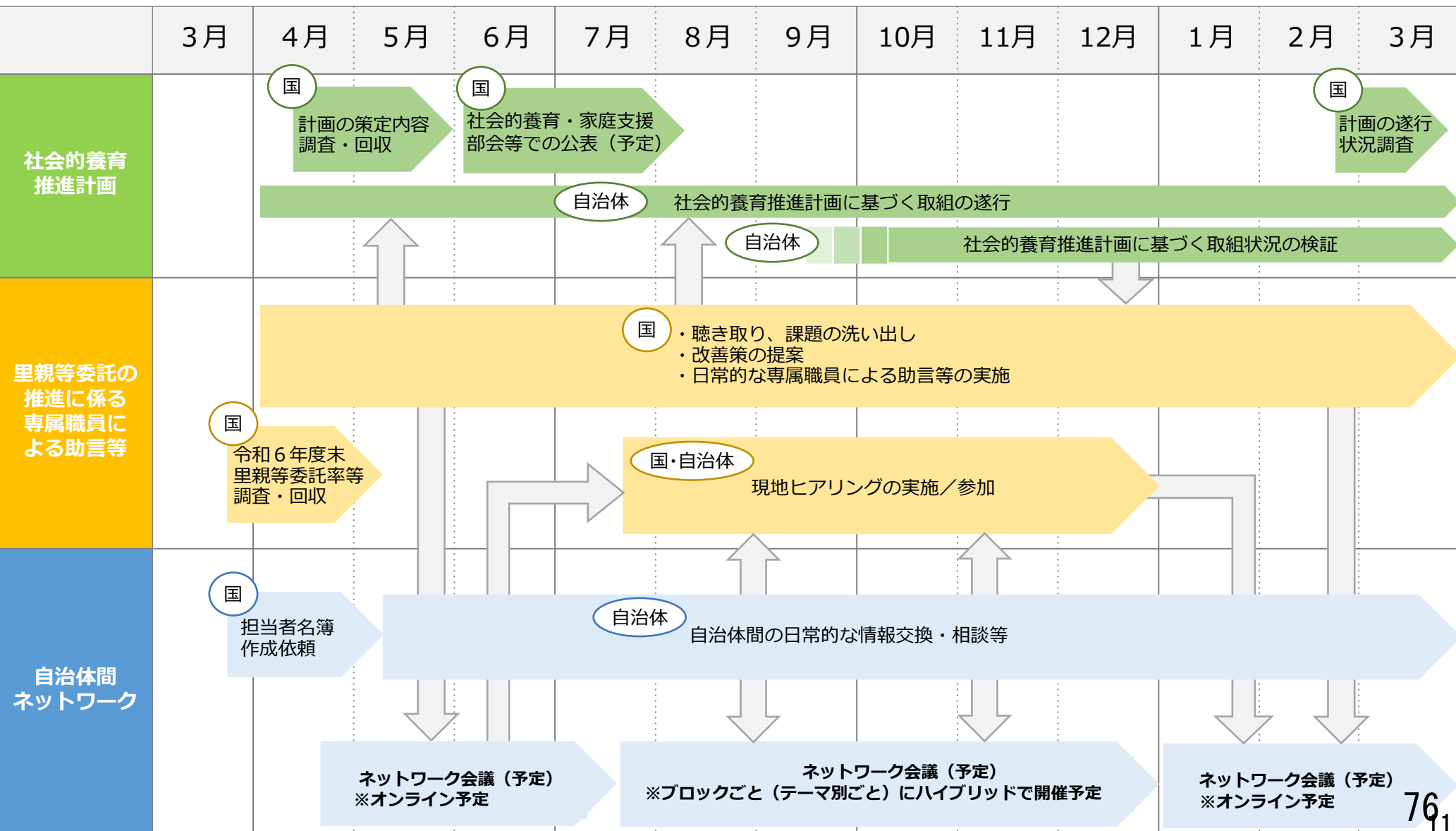
等

②自治体間ネットワーク会議アンケート調査

- 第3回までを通して見えた、自治体ごとの里親等委託を推進するための最大の課題とその理由
- その課題を克服するための中長期の見通し、令和7年度取組、ボトルネック
- 令和7年度NW会議で取り扱いを希望するテーマ

等

令和7年度 自治体間ネットワーク会議等のスケジュールについて①



- 里親等委託の更なる推進のため、令和7年度以降も、自治体間ネットワーク会議を継続していく。
- 令和7年3月末に、令和6年度末の登録里親世帯数、委託里親世帯数、委託児童数等の調査及び令和7年度の自治体間ネットワーク会議担当者名簿の作成の依頼をお願いすることを予定しているため、ご協力をお願いしたい。
- 令和7年度については、全自治体参加のオンライン開催によるもののほか、こども家庭庁職員が自治体（児童相談所等含む）を訪問し、対面型のヒアリング及び意見交換を行うブロック別（テーマ別）のネットワーク会議も開催予定。
※具体的な実施方法等については追ってお示しする。

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年1月1日時点) < 資料4 >

社会的養護自立支援拠点事業の令和7年1月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
55自治体、58か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	1
秋田県		
山形県		
福島県	○	1
茨城県	○	1
栃木県	○	1
群馬県	○	1
埼玉県	○	3
千葉県	○	1
東京都	○	3
神奈川県	○	1
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	1
長野県		

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	1
静岡県	○	3
愛知県	○	2
三重県		
滋賀県	○	1
京都府	○	1
大阪府	○	1
兵庫県	○	1
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	2
島根県		
岡山県	○	1
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県	○	1
香川県	○	1
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
佐賀県	○	1
長崎県	○	1
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県	○	1
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市		
仙台市	○	
さいたま市	○	
千葉市	○	
横浜市	○	1
川崎市	○	1
相模原市	○	1
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	

自治体名	実施	実施か所数
堺市	○	
神戸市		
岡山市	○	1
広島市	○	1
北九州市	○	1
福岡市		
熊本市	○	
横須賀市		
金沢市		
明石市		
奈良市	○	2
世田谷区	○	1
江戸川区	○	1
荒川区		
港区		
中野区	○	1
板橋区		
豊島区	○	1
葛飾区		
品川区		
合計	55	58

※仙台市は宮城県と共同実施のため、宮城県のみ実施か所数に1を計上

※さいたま市は埼玉県と2か所共同実施のため、埼玉県のみ共同実施か所数を含めた3を計上

※千葉市は千葉県と共同実施のため、千葉県のみ実施か所数に1を計上

※大阪市、堺市は大阪府と共同実施のため、大阪府のみ実施か所数に1を計上

※熊本市は熊本県と共同実施のため、熊本県のみ実施か所数に1を計上

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年1月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
1	北海道	PORTさっぽろ	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	○
2	青森県	つなぐ	児童養護施設	社会福祉法人愛成会			
3	岩手県	NPO法人もりおかユースポート	民間法人等	NPO法人もりおかユースポート			
4	宮城県	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	民間法人等	NPO法人チャイルドラインみやぎ	○	○	
5	福島県	ファミリーホームいぶき	民間法人等	NPO法人ファミリーホームいぶき			○
6	茨城県	児童家庭支援センターあいびー	民間法人等	社会福祉法人同仁会			
7	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	栃木県			
8	群馬県	ヤング・アシストいっば	民間法人等	一般社団法人ヤング・アシスト	○	○	
9	埼玉県	クローバーハウス	民間法人等	一般社団法人コンパスナビ			
10	埼玉県	希望の家	民間法人等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会			
11	埼玉県	埼玉県社会福祉士会社会的養護交流拠点	民間法人等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会			
12	千葉県	ちばアフターケアネットワークステーション (CANS)	民間法人等	社会福祉法人生活クラブ		○	
13	東京都	&YOUあきば	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	
14	東京都	日向ぼっこ	民間法人等	NPO法人日向ぼっこ	○	○	
15	東京都	ゆずりは	民間法人等	社会福祉法人子供の家	○	○	
16	神奈川県	あすなろサポートステーション	児童養護施設	社会福祉法人白十字会林間学校	○	○	○
17	福井県	親子関係支援センターやまりす	民間法人等	NPO法人 親子関係支援センターやまりす			
18	山梨県	若者自立サポートセンターいっば	児童自立生活援助事業所 (I型)	自立援助ホームM I R A I			
19	岐阜県	Lalaの部屋	民間法人等	社会福祉法人岐阜羽鳥ボランティア協会 Lalaの部屋	○	○	○
20	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所 (賀茂・東部地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
21	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所 (富士地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
22	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所 (中央・西部地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
23	愛知県	中央児童・障害者相談センター	その他	愛知県			
24	愛知県	西三河児童・障害者相談センター	その他	愛知県			
25	滋賀県	つながり若者センター	民間法人等	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会			
26	京都府	京都府家庭支援総合センター	その他	京都府家庭支援総合センター			
27	大阪府	アフターケア事業部	その他	社会福祉法人 大阪児童福祉協議会			
28	兵庫県	ひょうご自立支援相談・交流拠点	民間法人等	一般社団法人 兵庫県児童養護連絡協議会			
29	奈良県	自立サポートセンターwith	民間法人等	NPO法人おかえり		○	○

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年1月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
30	和歌山県	社会的養護自立支援拠点事業所すずらん	民間法人等	社会福祉法人和歌山県社会施設事業会			
31	鳥取県	ひだまり	民間法人等	一般社団法人ひだまり			○
32	鳥取県	米子みそのらいと	児童養護施設	社会福祉法人みその児童福祉会			
33	岡山県	灯(あかり)	民間法人等	NPO法人未来へ			
34	広島県	カモミール	民間法人等	NPO法人どりいむスイッチ			
35	山口県	DaBeRi場inつむぎ	児童養護施設	社会福祉法人山口育児院			○
36	徳島県	ほなな・ほーむ	民間法人等	NPO法人山の薬剤師たち			○
37	香川県	アフターケア事業所わかっか	民間法人等	NPO法人丸亀街づくり研究所			○
38	愛媛県	愛媛県社会的養護自立支援拠点事業所クマノミ	児童自立生活援助事業所(1型)	一般社団法人いこなす			○
39	高知県	にじいろステーション	その他	社会福祉法人みその児童福祉会児童家庭支援センターふれんど	○		
40	福岡県	そだちの樹	民間法人等	NPO法人そだちの樹	○		
41	佐賀県	さがこんね	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
42	長崎県	NPO法人 心澄	民間法人等	NPO法人 心澄			
43	熊本県	ブリッジフォースマイル	民間法人等	NPO法人 ブリッジフォースマイル	○		
44	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	民間法人等	NPO法人おおいた子ども支援ネット	○		○
45	宮崎県	社会的養護自立支援拠点事業所クオーラ	児童自立生活援助事業所(1型)	NPO法人青少年の自立を支援する会宮崎			○
46	沖縄県	にじのしずく	民間法人等	一般社団法人ある			○
47	横浜市	B4S PORTよこはま	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○		
48	川崎市	株式会社バンナ	民間法人等	株式会社バンナ バンナ横浜			
49	相模原市	あすなろサポートステーション	民間法人等	社会福祉法人白十字会林間学校			
50	岡山市	子どもシェルターモモ アフターケア事業所en	民間法人等	NPO法人子どもシェルターモモ			
51	広島市	アフターケアひかり	民間法人等	社会福祉法人広島修道院	○	○	○
52	北九州市	北九州市社会的養護自立支援拠点事業所	その他	社会福祉法人北九州市福祉事業団			
53	奈良市	奈良市子どもセンター	その他	児童相談所			
54	奈良市	おかえり	民間法人等	NPO法人おかえり			
55	世田谷区	せたエール	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
56	江戸川区	江戸川区児童相談所	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
57	中野区	中野区子ども・若者支援センター	その他	NPO法人ブリッジフォースマイル			
58	豊島区	豊島区社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和7年1月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和7年1月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、72自治体、386か所で実施、Ⅱ型においては、34自治体、72か所で実施、Ⅲ型においては、47自治体、209か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	18	福岡県	○	17
青森県	○	4	佐賀県	○	2
岩手県	○	4	長崎県	○	5
宮城県	○	9	熊本県	○	5
秋田県	○	3	大分県	○	1
山形県	○	1	宮崎県	○	4
福島県	○	5	鹿児島県	○	5
茨城県	○	7	沖縄県	○	4
栃木県	○	10	札幌市	○	17
群馬県	○	3	仙台市	○	3
埼玉県	○	13	さいたま市	○	11
千葉県	○	21	千葉市	○	5
東京都	○	24	横浜市	○	8
神奈川県	○	4	川崎市	○	2
新潟県	○	1	相模原市	○	3
富山県	○	1	新潟市	○	5
石川県	○	1	静岡市		
福井県	○	1	浜松市	○	3
山梨県	○	2	名古屋市	○	3
長野県	○	2	京都市	○	6
岐阜県	○	4	大阪市	○	5
静岡県	○	9	堺市	○	1
愛知県	○	9	神戸市	○	1
三重県	○	2	岡山市	○	4
滋賀県	○	8	広島市	○	4
京都府			北九州市	○	5
大阪府	○	7	福岡市	○	3
兵庫県	○	4	熊本市	○	9
奈良県	○	1	横須賀市	○	1
和歌山県	○	12	金沢市	○	1
鳥取県	○	5	明石市	○	2
島根県	○	1	奈良市	○	4
岡山県	○	4	世田谷区	○	3
広島県	○	4	江戸川区	○	2
山口県	○	7	荒川区	○	1
徳島県	○	1	港区		
香川県	○	7	中野区		
愛媛県	○	9	板橋区		
高知県	○	3	豊島区		
			葛飾区		
			品川区		
合計		72	合計		386

児童自立生活援助事業Ⅱ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	5	福岡県	○	1
青森県			佐賀県		
岩手県			長崎県		
宮城県			熊本県	○	1
秋田県			大分県		
山形県			宮崎県		
福島県	○	1	鹿児島県	○	3
茨城県			沖縄県		
栃木県			札幌市	○	6
群馬県			仙台市		
埼玉県	○	1	さいたま市		
千葉県			千葉市		
東京都	○	3	横浜市	○	1
神奈川県	○	5	川崎市	○	1
新潟県			相模原市		
富山県			新潟市	○	1
石川県			静岡市	○	1
福井県	○	2	浜松市	○	3
山梨県			名古屋市	○	2
長野県			京都市	○	2
岐阜県	○	3	大阪市	○	4
静岡県	○	1	堺市	○	1
愛知県	○	1	神戸市	○	2
三重県			岡山市		
滋賀県	○	1	広島市		
京都府			北九州市		
大阪府	○	6	福岡市	○	1
兵庫県	○	3	熊本市		
奈良県	○	1	横須賀市		
和歌山県			金沢市		
鳥取県			明石市		
島根県			奈良市		
岡山県	○	1	世田谷区		
広島県	○	2	江戸川区		
山口県	○	2	荒川区		
徳島県	○	2	港区		
香川県			中野区		
愛媛県			板橋区	○	1
高知県	○	1	豊島区		
			葛飾区		
			品川区		
合計		34	合計		72

児童自立生活援助事業Ⅲ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	4	福岡県	○	4
青森県			佐賀県	○	1
岩手県			長崎県		
宮城県			熊本県	○	2
秋田県			大分県	○	1
山形県			宮崎県		
福島県	○	2	鹿児島県	○	4
茨城県	○	4	沖縄県	○	2
栃木県	○	3	札幌市	○	12
群馬県	○	1	仙台市	○	7
埼玉県	○	12	さいたま市	○	1
千葉県	○	13	千葉市	○	4
東京都			横浜市	○	5
神奈川県	○	2	川崎市	○	5
新潟県	○	7	相模原市	○	3
富山県			新潟市	○	7
石川県			静岡市	○	5
福井県			浜松市		
山梨県			名古屋市	○	5
長野県			京都市		
岐阜県			大阪市	○	8
静岡県	○	4	堺市	○	1
愛知県	○	7	神戸市	○	5
三重県	○	8	岡山市		
滋賀県	○	3	広島市	○	4
京都府			北九州市	○	2
大阪府	○	5	福岡市	○	4
兵庫県	○	8	熊本市		
奈良県	○	1	横須賀市		
和歌山県	○	2	金沢市		
鳥取県	○	5	明石市		
島根県			奈良市		
岡山県	○	3	世田谷区		
広島県	○	2	江戸川区		
山口県	○	5	荒川区		
徳島県	○	2	港区		
香川県	○	1	中野区		
愛媛県	○	8	板橋区		
高知県	○	5	豊島区		
			葛飾区		
			品川区		
合計		47	合計		209

こ支家第 516 号
令和 6 年 10 月 9 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

社会的養護経験者等に対する支援等の周知について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）において、児童自立生活援助事業の実施場所や年齢制限の弾力化により対象の拡大を行うとともに、社会的養護自立支援拠点事業を創設し、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）に対する自立に向けたサポートを受けられる体制を整備したところである。

社会的養護経験者等が施設退所後等に困難に直面した場合等に相談窓口の情報や支援内容等が予め社会的養護経験者等に確実に届くことが極めて重要であることから、今般、社会的養護経験者等に対して、相談先や受けられる支援に関する周知に活用いただくことを目的として資料（チラシ）を作成したので、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）においては、児童養護施設等や社会的養護自立支援拠点事業所を通じて、社会的養護経験者等に対して本資料の積極的な周知に努めることとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

1. 児童養護施設等への措置を解除された者等に対する周知について（別添チラシ 1）

児童養護施設等は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、児童養護施設運営指針等において、退所後も施設としてこどもが相談できる窓口を設置し、こどもに伝えることとしている。

また、児童自立生活援助事業は、改正法の施行により、児童自立生活援助の実施を解除された者であっても、やむを得ない事情により都道府県等が児童自立生活援助の実施を必要と認めた場合等は、再び同事業の対象者となり得ることを周知することも重要である。

このため、施設等退所前に本資料を活用して、退所後に困難に直面した際の相談先や受けられる支援等について丁寧に説明を行い、施設等退所後においても自立に向けた支援を受けられることを確実に周知すること。

なお、既に施設等から退所等している者についても、必要な情報が届くよう配慮すること。

2. これまで公的支援につながらなかった者に対する周知について(別添チラシ2)

虐待経験等がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等については、施設や支援を行う事業所等とのつながりがいいことから、困難に直面した際の相談先や受けられる支援等の情報が届きにくいことが考えられる。

このため、本資料を活用して、広く各都道府県等及び社会的養護自立支援拠点事業所等のホームページやSNSを活用して周知するとともに、必ず社会的養護経験者等の意見を参考にした上で、公共機関(児童相談所、市区町村のこども家庭センター等)やショッピングモール等の設置場所を検討し、相談先や受けられる支援等に関する必要な情報が届くよう対応をお願いする。

し せつ
施設

さとおや かてい
里親家庭

などで

く
暮らしていたみなさんへ



うれしい

おうえん
あなたを応援する
ひと
人たち(おとな)がいます。



かなしい

く
暮らしていた し せつ 施設 さとおや かてい 里親家庭



つらい

ちか
近くの じ どう そう だん じょ 児童相談所 に

れんらく
いつでも連絡してください。



こまった

おうえん
どんなときでも、あなたを応援します。

せい かつ かん
生活に関する
そう だん し えん
相談・支援

じ り つ せい かつ おく
自立した生活が送れるように、
が っ こ う し ご と か ね
学校、仕事、お金、
たい じん かん け い し ゃ く じ
対人関係、食事などの
そう だん し えん お こ な
相談や支援を行います。



せい かつ ば し ょ
生活する場所

これまで く 暮らしていた し せつ 施設、
さ と お や か て い 里親家庭や、アパートなどで、
もう一度 いち ど せい かつ 生活することが
できます。

※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。

※義務教育を終了した方が対象で、利用するためには児童相談所の決定が必要です。

問い合わせ先

施設

自立援助ホーム

里親家庭

などで暮らしていたみなさんへ



心や身体が
つらい…

話がしたい

困ったときは、

暮らしていた **施設** **自立援助ホーム** **里親家庭** や

お近くの **児童相談所** に

連絡してください。

『児童自立生活援助事業』を利用することができます

※義務教育を終了した人が対象です。 ※利用するためには児童相談所の決定が必要です。

生活する場所

- これまで暮らしていた施設、自立援助ホーム、里親家庭、アパートなどで生活することができます。
- 既に施設、自立援助ホーム、里親家庭などを離れて、生活している方も対象です。

生活に関する 相談・援助など

- 自立した生活が送れるように、就労、対人関係、金銭管理、食事などの相談や援助を行います。
- 必要に応じて、市町村など関係機関と連携して支援を行います。



※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先

家に
居場所がない

家族に
自分の気持ちも
話せない

心や身体が
つらい

困ったときは、

お近くの

に

連絡してください。

こんな支援を受けることができます

対象は、

- 施設や里親家庭で暮らしていた方
- 児童相談所と関わりがあった方
- 家庭のことを誰にも相談できない方などです。



若者同士で話や
情報交換できる
交流の場所があります。

住まい、家庭、対人関係、
就労などについて支援員が
相談に乗ります。

さまざまな機関と連携して、
あなたにとって必要な
支援を提案します。

※社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先

こ支家第 515 号
令和 6 年 10 月 9 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市} \end{array} \right)$ 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

児童自立生活援助事業所 I 型（自立援助ホーム）の質の向上について

「児童福祉法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和 6 年度より児童自立生活援助事業の一律の年齢制限等の弾力化により対象の拡大を行ったところである。

今般、児童自立生活援助事業所 I 型（以下「自立援助ホーム」という。）が増加する中で、児童等が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を行うためには、児童自立生活援助事業の質の向上を図り、児童自立生活援助の実施を希望する対象者（以下「対象者」という。）が質の担保されている自立援助ホームによる支援を受けられることが極めて重要であることから、関係機関等と連携の上、下記について対応されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 自立援助ホームにおける第三者評価の積極的な受審について

自立援助ホームの第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないと規定されている。

自己評価及び第三者評価は、自立援助ホームが事業運営における問題点を把握し、質の向上を図ることを目的として実施するものである一方、第三者評価を受審している自立援助ホームは一部に留まっており、質の向上や事業の透明性を図る観点から 3 年に 1 回以上、自立援助ホームが第三者評価を受審されるよう努められたい。

なお、第三者評価の受審費用については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の第三者評価受審費加算を算定することができることとしてい

ることから、積極的に活用されたい。

2. 第三者評価を受審している自立援助ホームの公表について

対象者が安定して自立を目指すためには、第三者評価を積極的に受審し事業の質の向上を図っている自立援助ホームから支援を受けられることができるようにすることは極めて重要である。

このため、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、各自立援助ホームの第三者評価の受審状況などを明確にするため、ホームページ等を活用し公表されたい。

なお、こども家庭庁のホームページにおいても、第三者評価を積極的に受審している自立援助ホームや都道府県等からの委託実績が豊富な自立援助ホーム等について掲載する予定であり、詳細については追って連絡する。

3. 「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」の適切な運用について

「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について」（令和6年3月30日付こ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）において、児童自立生活援助の利用の開始については、

- ・ 改正法において社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことに伴い、同事業において児童自立生活援助の利用に関する最初の相談や申込みを受け付けられるようにすることも望ましいが、同事業が自治体内において未整備の場合は、引き続き児童相談所が窓口としての役割を果たすことが考えられる。いずれにせよ、本人の最善の利益や権利擁護の観点などから、児童自立生活援助の利用調整を行う際には、児童相談所が自立援助ホームと連携して、あらかじめ本人の意見聴取等を行うべきであり、それに加えて、相談に来た者や本人の支援者等から、本人の状況や意向等をよく聞き取った上で、支援方針について検討することが必要である。

こととされており、対象者に児童自立生活援助を実施するにあたっては、本人にとって最善の支援が受けられるよう、改めて本ガイドラインの適切な運用に努めていただきたい。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 10 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）御中
児童相談所設置市

こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室
こども家庭庁支援局家庭福祉課

児童自立生活援助事業所 I 型（自立援助ホーム）における
児童手当に関する事務手続き等について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、同法による児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の一部改正が同年 10 月 1 日より施行されることに伴い、児童手当の支給期間が中学生（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までから高校生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までに延長されたところである。特に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により実施する児童自立生活援助事業 I 型（以下「自立援助ホーム」という。）については、義務教育を終了した児童を対象としているため、児童手当の支給期間が延長されたことに伴い、児童手当に関する事務手続き等が職員に新たに発生している。

今般、自立援助ホームにおける児童手当に関する事務手続きの円滑な実施のため、下記のとおり示すこととしたので、御了知の上、管内の自立援助ホーム等に周知いただきたい。

記

1 児童手当の管理方法及び留意事項について

乳児院等の入所施設等の設置者又は里親等（以下「施設設置者等」という。）が入所中又は委託中の児童に係る児童手当の支給を受けたときは、当該施設設置者等が児童手当として支払いを受けた金銭を管理しなければならないこととしており、その方法及び留意事項については、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（平成 23 年 9 月 30 日付雇児発 0930 第 7 号・社援発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知。以下「平成 23 年通知」という。）でお示ししているところであるが、自立援助ホームにおける児童手当の管理についても、平成 23 年通知の例によることとする。

なお、平成 23 年通知の第 2 の 1（1）において、「児童に係る金銭は、原則とし

て、銀行等において当該児童名義の預貯金の口座を開設してこれに預け入れ、その後においても、他の現金又は預貯金と区分しなければならない」としているところであるが、これは、必ずしも児童手当専用の口座を開設することを意図しているものではなく、児童に係る金銭と他の現金又は預貯金と明確に区分し管理することができれば、当該児童の既存の口座を活用することを妨げるものではない。新たに児童手当の管理を行うに当たっては、既存口座の金銭管理方法等を確認し、口座の開設の必要性の有無を判断すること。

2 民法第 830 条第 1 項の意思表示について

施設設置者等は、児童手当の支払いを受けた後に児童の口座に預け入れる際には、原則として、児童手当を児童の口座に入金する前に、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 830 条第 1 項の規定により、当該児童手当を児童の親権者以外の者に管理させる旨の意思表示を行い、児童に通知する必要がある。当該意思表示に関しては、「施設入所等子どもに対する授与及び民法 830 条第 1 項の意思表示について」（平成 23 年 11 月 2 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡。以下「平成 23 年事務連絡」という。）により提示しているところであり、自立援助ホームにおける取扱いも、平成 23 年事務連絡の例によることとする。

なお、平成 23 年事務連絡の様式例①～③については、自立援助ホームにおいては、別添様式例のとおりとするので、当該様式例を活用すること。

3 共同生活援助（グループホーム）へ移行した場合の児童手当の取扱いについて

自立援助ホームを利用している児童については、自立援助ホームから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定により同法に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）に移行することが少なくないため、グループホームへ移行した場合の児童手当の取扱いについて以下のとおりとする。

（1）対象者が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある場合

児童福祉法附則第 63 条の 2 又は第 63 条の 3 によりグループホームを利用することが適切であると判断され、対象者がグループホームに移行した場合の児童手当の取扱いについては、平成 23 年通知の第 2 の 1（7）本文及び（8）（下記に転記）のとおりとする。

平成 23 年通知 第 2 の 1

（7）施設の設置者又は里親等は、当該児童が施設を退所し、又は委託を解除される場合においては、(4)により指定した施設長等を引き続き管理者とするか、又は親権を行う父母若しくは他の適当と認める者に管理者の指定を変更するものとする。ただし、当該児童が引き続き施設入所等子どもとして他の施設に入所し、又は里親等に委託される場合には、当該施設の長又は当該小規模住居型児童養育事業者の養育者若しくは里親に管理者の指定を変更するものとする。

（8）(7)により管理者を変更する場合には、原則として、児童に係る金銭の額及び管理者の変更の内容を記載した書面を当該児童又は親権を行う父母に交付するものとする。

(2) 対象者が18歳以上の場合（(1)の場合を除く）

自立援助ホームで管理していた児童に係る金銭が預けられた口座について、当該児童がグループホームに移行した際、当該児童本人ではなく、第三者に財産の管理を依頼する場合は、活用できる制度の有無等について市区町村の窓口にご相談すること。

参考資料

- ・「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（平成23年9月30日付雇児発0930第7号・社援発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）
- ・「施設入所等子どもに対する授与及び民法第830条第1項の意思表示について」（平成23年11月2日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡）

① こどもに通知する場合

(受贈者) (こどもの住所)
(こどもの氏名) 殿

国の「児童手当」の法律では、自立援助ホームを利用しているこどもについて、児童手当を自立援助ホームの設置者に対して支給することとされています。

児童手当として支払を受けたお金は、そのこどもの預貯金に充てた上で、その趣旨に従って用いられるようにすることになります。

この制度に従い、あなたの預貯金に充てるため、あなたの分の児童手当として支払を受けるお金をあなたに贈与することとしました。

この贈与したお金については、あなたの健やかな育ちに用いられるよう、下記の者を管理者として指定しました。(注)

このお金は、その趣旨に従って用いられるよう、管理者において適切に管理し、必要なときに使えるようにします。

管理者として指定した者 (注)

(ホーム名)	△△△△
(所在地)	××××
(氏名)	施設長

(元号) 年 月 日

(贈与者) (受給資格者の住所)
(受給資格者名)

(注) 受給資格者が管理者として指定した者と同一であるときは、「下記の者を管理者として指定しました」を「私が管理者となりました」とするとともに、「管理者として指定した者」の記載を削除して下さい。

② こどもに意思能力がなく親権者である父母に通知する場合

(受贈者法定代理人) (こどもの父母の住所)
(こどもの父母の氏名) 殿

国の「児童手当」の法律では、自立援助ホームを利用しているこどもについて、児童手当を自立援助ホームの設置者に対して支給することとされています。

児童手当として支払を受けたお金は、そのこどもの預貯金に充てた上で、その趣旨に従って用いられるようにすることになります。

この制度に従い、〇〇〇〇(児童手当の受給資格者)は、〇〇〇〇(こどもの氏名)の預貯金に充てるため、そのこどもの分の児童手当として支払を受けるお金をそのこどもに贈与することとしました。

この贈与したお金については、お子様の健やかな育ちに用いられるよう、下記の者を管理者として指定しました。(注)

この贈与によるお子様の預貯金は、お子様のためにその趣旨に従って用いられるよう、管理者において適切に管理します。

管理者として指定した者 (注)
(ホーム名) △△△△
(所在地) ××××
(氏 名) 施設長

(元号) 年 月 日

(贈与者) (受給資格者の住所)
(受給資格者名)

(注) 受給資格者が管理者として指定した者と同一であるときは、「下記の者を管理者として指定しました」を「私が管理者となりました」とするとともに、「管理者として指定した者」の記載を削除して下さい。

- ③ 支給対象となるこどもの居所を親権者に明らかにすることが適当でなく、受給資格者（自立援助ホームの設置者）を代理して親権者に伝える場合

※ 受給資格者の代理人となる者は当該こどもの自立援助ホームの利用決定を行った都道府県等が考えられます。

（受贈者法定代理人）（こどもの父母の住所）
（こどもの父母の氏名） 殿

国の「児童手当」の法律では、児童福祉施設等に入所している（里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに委託等されている）こどもについて、児童手当を施設等の設置者（里親、ファミリーホーム、自立援助ホームを行う者）に対して支給することとされています。

児童手当として支払を受けたお金は、そのこどもの預貯金に充てた上で、その趣旨に従って用いられるようにすることになります。

この制度に従い、〇〇〇〇（こどもの氏名）が入所（委託）の措置等をされている施設等の設置者（里親、事業者）（以下「贈与者」といいます。）は、そのこどもの預貯金に充てるため、そのこどもの分の児童手当として支払を受けるお金をそのこどもに贈与することとしました。

この贈与したお金については、〇〇さん（こどもの氏名）の健やかな育ちに用いられるよう、贈与者は、〇〇さん（こどもの氏名）が入所（委託）の措置等をされている施設等の長（ホームの養育者）を管理者として指定しました。（注）

この贈与によるお子様の預貯金は、お子様のためにその趣旨に従って使用されるよう、管理者において適切に管理します。

（元号） 年 月 日

（贈与者代理人）（代理人の住所）
（代理人名）

（注）受給資格者が管理者として指定した者と同一であるときは、「贈与者は、お子様が入所（委託）の措置等をされている施設等の長（ホームの養育者）を管理者として指定しました」を「贈与者が管理者となりました」として下さい。

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和7年1月1日時点) < 資料5 - >

妊産婦等生活援助事業の令和7年1月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
23自治体、28か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県	○	1
埼玉県	○	2
千葉県		
千葉県柏市	○	1
東京都	○	2
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	○	1
福井県		
山梨県		
長野県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	2
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	○	1
兵庫県	○	2
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	3

自治体名	実施	実施か所数
佐賀県	○	1
長崎県		
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市	○	1
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	1

自治体名	実施	実施か所数
堺市		
神戸市	○	
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
横須賀市		
金沢市		
明石市		
奈良市		
世田谷区		
江戸川区		
荒川区		
港区		
中野区		
板橋区		
豊島区		
葛飾区		
品川区		
合計	23	28

※神戸市は兵庫県と共同実施のため、兵庫県のみ共同実施か所数を含めた2を計上

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和7年1月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	休日夜間相談対応	心理療法連携支援	法律相談連携支援	入居による支援
1	群馬県	虹ヶ丘園	母子生活支援施設	社会福祉法人三晃福祉会虹ヶ丘園				○
2	埼玉県	カーサ・ライラック	母子生活支援施設	社会福祉法人 埼玉育児院		○	○	○
3	埼玉県	さめじまボンディングクリニック	産科医療機関	医療法人きずな会				○
4	柏市	ゆりかごる〜む	民間法人等	一般社団法人ゆりかご	○			○
5	東京都	リフレここのえ〈にんしんサポートFill(フリル)〉	母子生活支援施設	同胞援護婦人連盟				○
6	東京都	ピッコラーレ	民間法人等	NPO法人ピッコラーレ	○	○	○	○
7	石川県	ごちゃまるクリニック	その他	医療機関				
8	長野県	にんしんSOSながの	乳児院	社会福祉法人うえだみなみ乳児院	○			○
9	岐阜県	麦の穂乳幼児ホームかがやき	乳児院	社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会 麦の穂乳幼児ホームかがやき				○
10	岐阜県	乳幼児ホームまりあ	乳児院	社会福祉法人日本児童育成園 乳幼児ホームまりあ	○			○
11	大阪府	大阪乳児院	乳児院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会				○
12	兵庫県	小さないのちのドア	民間法人等	公益社団法人 小さないのちのドア	○	○	○	○
13	兵庫県	ビューパホール	乳児院	社会福祉法人 姫路乳児院	○			
14	広島県	にんしんSOS広島	女性自立支援施設	社会福祉法人広島慈愛会				○
15	山口県	特定妊婦等相談支援拠点	産科医療機関	医療法人社団諍友会 田中病院	○			○
16	愛媛県	産前産後ケアステーションえひめ	母子生活支援施設	愛媛県立愛媛母子生活支援センター				○
17	高知県	にんしんSOS高知みそのらんぷ	乳児院	社会福祉法人みその児童福祉会高知聖園ベビーホーム	○			○
18	福岡県	産前産後母子支援ステーションママリズム	母子生活支援施設	社会福祉法人 日王福祉会	○			○
19	福岡県	母子支援機関Link	乳児院	社会福祉法人 慈愛会	○			○
20	福岡県	こどもと女性包括支援センターhalu	母子生活支援施設	社会福祉法人 豊生会	○	○	○	○
21	佐賀県	産前産後母子支援ステーションましゅまるネット			○		○	○
22	熊本県	福田病院	産科医療機関	社会医療法人 愛育会 福田病院	○	○	○	○
23	大分県	永生会母子ホーム	母子生活支援施設	社会福祉法人別府永生会				○
24	沖縄県	おにわ	民間法人等	一般社団法人おにわ	○	○	○	○
25	川崎市	ウェルビーさくら	乳児院	社会福祉法人厚生館福祉会 至誠館さくら乳児院				○
26	大阪市	ボ・ドーム ダイアモンドルーム	母子生活支援施設	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団 ボ・ドーム大念仏				○
27	福岡市	産前・産後母子支援センター「こももティエ」	母子生活支援施設	社会福祉法人福岡県母子福祉協会	○	○	○	○
28	熊本市	にんしんSOS熊本	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会熊本乳児院	○	○	○	○

※佐賀県の事業所については、実施場所等の特定を防ぐために一部情報について非公表

こ支家第 4 7 1 号
令和 6 年 9 月 1 2 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

里親制度の円滑な実施について

里親制度については、「里親制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「里親委託ガイドラインについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により、その制度の運営について示しているところであるが、家庭養育優先原則の理念に基づく里親等委託の取組を推進していくためには、里親の支援体制をより一層充実していく必要がある。

今般、里親制度の円滑な実施のため、里親が他の都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）に転居した場合の取扱い等について、下記のとおり示すこととしたので、御了知の上、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 里親が他の都道府県に転居した場合の取扱いについて

現に里親登録されている者が他の都道府県に転出し、転出先の居住地においても里親となることを希望する場合において、転出前の都道府県が把握している里親の状況や知識・経験等を転出先の居住地の都道府県と共有することが、里親名簿の登録の決定や里親家庭の選定（マッチング）等を行う際に有効であると考えられることから、都道府県間における情報の共有について積極的な実施をお願いする。

なお、他の都道府県に里親の情報を提供する場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適切に取り扱う必要がある点に留意すること。

例えば、里親から住所変更に関する届出がされた場合等、他の都道府県への転出を把握した場合には、転出先での里親登録の希望の有無を確認し、転出先の都道府県に情報を提供することについて、あらかじめ里親本人の同意を得ておくことが望ましい。

また、転出先の都道府県においては、提供された里親に係る情報等を踏まえ、

- ① 3年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めた者
- ② 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者

①又は②と同等以上の能力を有すると都道府県知事が認定した場合には、基礎研修の免除及び登録前研修のうち実習を免除し、負担軽減に努められたい。

2 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）が単身、共働き、LGBT等（以下「単身等」という。）である場合の里親登録又は認定の考え方や単身等である者を里親家庭として選定する場合の考え方については、「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」（令和元年10月1日付け子家発第1001第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により示しているところである。

里親希望者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の類型に応じた要件に沿って登録又は認定の可否を判断されるよう、改めて徹底いただきたい。

また、同様に、こどもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、里親の状況や知識・経験等について考慮した上でマッチングを行うよう徹底されたい。

3 里親身分証明書の導入について

里親として児童の養育を行う際、様々な機会において、里親と当該里親への委託児童との関係性を明らかにしなければならない場面があると考えられるが、そうした場面において里親が円滑に対応できるよう、里親身分証明書の発行等の方策を講じることは重要である。

里親身分証明書の発行については、「里親名簿の登録等に係る通知の利便性の向上について」（令和4年3月30日付け事務連絡）において、実施の検討を依頼したところであるが、依然として一部の都道府県において導入がされていない状況にあることから、里親家庭における児童の養育がより円滑に行われるよう、当該証明書の導入について、改めて検討をお願いする。

なお、導入する際には、医療機関、金融機関及び教育機関等の関係機関に対しても周知されることが望ましい。

4 保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について

里親の就労等により委託児童の保育の必要性が生じた場合において、保育所等に入所することは妨げないこととしているが、近年、共働きの里親家庭が増加し、里親家庭が保育所等の利用を希望することも一般に見られるところである。

その際の保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10付け日府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文

部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 第2の7において、優先利用の対象として考えられる場合として社会的養護が必要な場合を例示しているところであり、これには児童が里親に委託されている場合も含むこととしている。

今般、各都道府県、指定都市、中核市の保育主管部局宛てに「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について（周知）」（令和6年8月19日付け事務連絡）を発出し、改めて保育所等の優先利用の考え方について周知したところであり、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図りつつ、当該児童について最善の措置を採るよう、改めて徹底いただきたい。

こ支家第 529 号
令和 6 年 10 月 18 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について

標記については、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 10 月 18 日から適用することとしたので通知する。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第 0331009 号 平成 21 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成23年 9 月 1 日雇児発0901第 8 号 【一部改正】平成29年 3 月 31日雇児発0331第36号 <u>【一部改正】令和 6 年10月18日こ支家第529号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">養育里親研修制度の運営について</p> <p>標記については、今般、「児童福祉法施行規則第一条の<u>三十四のこども家庭庁長官</u>が定める<u>基準</u>」（平成 21 年厚生労働省告示第 225 号。以下「<u>研修告示</u>」という。）及び「児童福祉法施行規則第三十六条の<u>四十六</u>第二項の<u>こども家庭庁長官</u>が定める<u>基準</u>」（平成 21 年厚生労働省告示第 <u>227</u> 号。<u>以下「更新研修告示」という。</u>）が別添のとおり公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の養育里親研修制度の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 養育里親研修の実施主体</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第 0331009 号 平成 21 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成23年 9 月 1 日雇児発0901第 8 号 【一部改正】平成29年 3 月 31日雇児発0331第36号</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">養育里親研修制度の運営について</p> <p>標記については、今般、「児童福祉法施行規則第一条の<u>三十三の厚生労働大臣</u>が定める<u>研修</u>」（平成 21 年厚生労働省告示第 225 号。以下「告示」という。）及び「児童福祉法施行規則第三十六条の<u>四十二</u>第二項の<u>厚生労働大臣</u>が定める<u>研修</u>」（平成 21 年厚生労働省告示第 <u>27</u> 号）が別添のとおり公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の養育里親研修制度の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 養育里親研修の実施主体</p>

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、養育里親の新規登録時の「基礎研修」、「登録前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

3 研修対象者

(1) 基礎研修、登録前研修

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）

(2) 更新研修

養育里親であって登録更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の申込

養育里親希望者は、都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、養育里親希望者は、委託先に受講申込書を提出すること。

(2) 研修の方法

ア 研修は、講義（通信の方法により行うものを含む。）、演習及び実習により行うこと。

イ 研修科目は、基礎研修及び登録前研修については、研修告示第1項第1号に

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、養育里親の新規登録時の「基礎研修」、「登録前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

3 研修対象者

(1) 基礎研修、登録前研修

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）

(2) 更新研修

養育里親であって登録更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の申込

養育里親希望者は、都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

(2) 研修の方法

ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

イ 研修科目は、告示第1項第1号に掲げるものであること。

掲げるもの、更新研修については、更新研修告示第1項第1号に掲げるものであること。

ウ 養育実習は、児童相談所、小規模住居型児童養育事業を行う住居、里親の居宅、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は里親支援センターで行うこと。

(3) 研修科目の免除

ア 現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司、こども家庭ソーシャルワーカー

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

(3) 研修科目の免除

ア 現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

エ 都道府県知事がイ又はウと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

オ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、更新研修のうち、実習を免除できること。

カ 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養育里親研修の科目の一部を免除することができること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 登録前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、都道府県又は委託先が養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

養育実習を里親の居宅及び小規模住居型児童養育事業を行う住居で行う場合には、里親及び小規模住居型児童養育事業者の意向を確認し、過度な負担がかからないよう配慮すること。

(6) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の37第2号のこども家庭庁長官が定める研修（専門里親研修）を修了した者は、養育里親研修を修了したものとみなす。

5 修了認定

エ 都道府県知事がイ又はウと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

オ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、更新研修のうち、実習を免除できること。

カ 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養育里親研修の科目の一部を免除することができること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 登録前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

(6) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の37第2号の厚生労働大臣が定める研修（専門里親研修）を修了した者は、養育里親研修を修了したものとみなす。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

(5) その他

基礎研修、登録前研修の科目の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

6 その他

養育実習等、デジタル化が困難な場合を除き、研修申込みから受講、修了証書の発行、修了証書交付の記録までの一連のプロセスについて、都道府県は、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むこと。

また、研修をオンラインで実施する場合は以下の点に留意すること。

ア 研修については、リアルタイムのライブ配信等の方法により行うことを原則とし、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること

イ 研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

(5) その他

基礎研修、登録前研修の科目の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児童相談所設置市			

 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

養育里親研修の適切な実施について

養育里親への研修については、「児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準」（平成21年厚生労働省告示第225号）及び「児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項こども家庭庁長官が定める基準」（平成21年厚生労働省告示第227号）において研修科目等について規定しており、その実施方法等については、「養育里親研修制度の運営について」（平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定めているところである。

当該研修を実施するに当たっては、里親等の養育技術の向上を目指すとともに、養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）等の強みや課題を捉え、アセスメントの機会として活用することが重要である。

今般、令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業「里親等委託推進に向けた効果的なアセスメント・マッチング手法等に関する調査研究」において作成した研修カリキュラム例を踏まえ、養育里親になることを希望する者等の資質の向上を図ること等を目的に、下記のとおり研修カリキュラムを策定したので、各都道府県等におかれては、本通知を参考に養育里親研修の実施に努めていただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 研修内容

標準的なカリキュラムは、別紙「養育里親研修カリキュラム」（以下「別紙カリキュラム」という。）のとおりであるが、必要に応じて科目を追加しても差し支えないものとする。

なお、社会情勢等に応じて、研修で扱う内容を考慮するとともに、単なる講義形式にとどめることなく、演習形式での事例検討、ロールプレイやグループワークなどの手法を用いて工夫すること。

また、各研修の修了時に、別紙カリキュラムに基づき、研修内容の振り返りを行うこと。

2 養育実習に係る留意事項

(1) 養育実習先の選定

- ・基礎研修、登録前研修については、養育里親希望者のこどもの養育経験や意向等を踏まえ、社会的養護のこどもへの理解を深めることを目的に、実習先を選定すること。
- ・更新研修において、養育実習を実施する場合、可能な範囲で、これまでに経験のない実習先での実施を検討するとともに、今後の里親等委託に向けて養育実習先を選定すること。
- ・いずれの場合も、養育実習の実施場所については、そこで生活しているこどもへの配慮を行う必要がある。

(2) 養育実習におけるこどもとの関わりと意向確認

- ・養育実習先において、社会的養護のこどもと関わる場合、こどもの状態や意向に十分に配慮し、慎重に判断する必要がある。
- ・こどもが明確に養育実習の受け入れを拒否していなくても、不安が高まって落ち着かなくなったり、過剰に反応するような言動が確認された場合またはそうしたことが予想される場合には、養育実習の継続が可能か、施設職員や里親又は養育者の意見を最優先に判断する。また、養育実習の受け入れが、こどもにとって良い経験となるよう配慮や工夫が必要である。
- ・乳幼児については、こどもの年齢に応じて、実習の目的等について伝え方等を工夫する必要がある。乳児院や児童養護施設等の場合は日常的に関わりのある施設職員の意見を聞き、里親家庭やファミリーホームの場合は里親及び養育者の意見を十分踏まえて、特に慎重に判断する必要がある。
- ・学齢児については、施設職員や里親又は養育者が予めこどもに養育実習の受け入れの可否を確認した上で、養育実習当日、養育里親希望者等と対面して、再度こどもの意向を確認した上で判断すること。

3 参考

- ・令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業「里親等委託推進に向けた効果的なアセスメント・マッチング手法等に関する調査研究報告書」（株式会社 政策基礎研究所HPアドレス）

[https://doctoral.co.jp/wp-](https://doctoral.co.jp/wp-content/themes/EBP/assets/pdf/kodomokosodate/houkokusho_2023_appendix.pdf)

[content/themes/EBP/assets/pdf/kodomokosodate/houkokusho_2023_appendix.pdf](https://doctoral.co.jp/wp-content/themes/EBP/assets/pdf/kodomokosodate/houkokusho_2023_appendix.pdf)

○養育里親研修カリキュラム

※ 実施機関は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 養育里親を希望する者を対象とする	○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。	1日 ＋ 養育実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要するこどもの理解 ③地域における子育て支援サービス ④先輩里親の体験談・グループワーク ⑤養育実習Ⅰ
(2) 登録前研修 養育里親を希望する者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする	○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。	2日 ＋ 養育実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ ②里親養育の基本 ③こどもの心 ④こどもの身体 ⑤関係機関との連携 ⑥里親養育における様々な課題 ⑦こどもの権利擁護 ⑧里親同士によるピアサポート ⑨先輩里親の体験談・グループワーク ⑩養育実習Ⅱ
(3) 更新研修 養育里親登録又は更新後5年目の養育里親を対象とする	○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。	1日程度 ＋ 養育実習1日程度	①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解 ②こどもの発達と心理・行動上の理解 ③里親養育における課題や対応上の留意点 ④意見交換・グループワーク ⑤養育実習

(1)基礎研修（期間：1日＋養育実習1日程度）

・養育里親希望者を対象とする

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。	①里親制度の基礎 I ➢ 里親制度の意義と変遷 ➢ 里親の種類や役割 ➢ 里親家庭における生活イメージ 等	➢ 里親制度の基礎知識として、これまでの制度の変遷をふまえて意義について確認する。 ➢ 里親の種類や役割について理解する。 ➢ 可能な範囲でロールプレイや映像等を用いて、里親家庭として実際にこどもを迎え入れた際の生活がイメージできるように促す。
	②保護を要するこどもの理解 ➢ 児童虐待問題 ➢ 保護を要するこどもの現状 ➢ こどもの多様性（性、文化等） 等	➢ 児童虐待の基礎知識、保護を要するこどもが育ってきた生活環境やこどもと家族等との関係、こどもが持つ多様な背景等について学び、保護を要するこどもへの理解を深める。
	③地域における子育て支援サービス ➢ 地域における子育て相談・各種支援サービス等 等	➢ 社会的養護のこどもの養育を継続的に担うために、利用可能な地域の子育て相談窓口や支援サービスの内容について把握する。養育里親希望者は自身の家庭内の家事や育児についての考え方や時間配分等を振り返り、足りない部分を補うためにどのような支援が必要なのか整理する機会とする。
	④先輩里親の体験談・グループワーク ➢ 里親希望の動機 ➢ 里親に求められる役割 等	➢ 先輩里親の体験談・グループワークは、養育里親希望者同士が先輩里親とのつながりを作る機会として有効である。 ➢ 里親希望の動機を共有するとともに、可能な限り養育里親希望者らと境遇に近い里親から、これまでの委託経験を話してもらうことで、里親に求められる役割を理解し、里親家庭での生活イメージを膨らませる。
	⑤養育実習 I ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める 等	➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。

(2) 登録前研修（期間：2日＋実習2日程度）

・ 養育里親希望者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする

目 的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
<p>○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭養育優先原則、パーマネンシー保障 ➢ 社会的養護に関する各種法令（児童福祉法、里親が行う養育に関する最低基準、里親及びファミリーホーム養育指針等） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭養育優先原則（※1）とパーマネンシー保障（※2）について理解する。 ➢ 里親が行う養育に関する最低基準や里親及びファミリーホーム養育指針等により里親の役割と家庭養護における養育について確認する。 <p>（※1）予防的支援により家庭維持のために支援を行うとともに、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する。これらが代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所の措置を行うこと。</p> <p>（※2）永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。</p>
	<p>②里親養育の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親等委託におけるプロセス（マッチング、委託前交流、委託開始時および委託後の支援、委託解除時の流れ、諸手続き等） ➢ こどもと実親との交流 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親等委託にあたっては、こどもを中心にマッティング、委託前交流の期間や頻度等について検討されることを理解した上で、委託開始までのプロセス等について把握する。 ➢ 里親委託後も、家族再構築に向けてこどもと実親が交流することについて理解する。
	<p>③こどもの心</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの心の発達過程 ➢ 保護を要するこどもの発達と委託後の適応 ➢ アタッチメント <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの心・身体の発達過程について学ぶ。 ➢ 保護を要するこどもは、心や身体の発達においてどのような点が阻害されている傾向にあるのかを把握することで、里親家庭における養育での対応や配慮が必要な点について理解を深める。 ➢ 映像等で実際のこどもの姿を見ながら、こどもの年齢に応じて必要な関わり方、健診、健康管理や事故予防の観点など必要な養育技術を学べるようにする工夫が有効である。
	<p>④こどもの身体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの身体の発達過程 ➢ 乳幼児健診、予防接種、栄養、障害、事故予防等 <p style="text-align: right;">等</p>	
	<p>⑤関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域における関係機関（児童相談所、里親支援センター、学校、保育所、児童発達支援センター、医療機関等） ➢ 関係機関とのチーム養育 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の関係機関を紹介するだけでなく、各機関と協働してチームでこどもを養育していくことを理解する。 ➢ 委託後に里親等が相談できる相手を増やし、里親等自身の抱え込みを防ぐという点において重要である。

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
	<p>⑥里親養育における様々な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委託後の里親家庭の変化（実子への影響や実子への説明等も含む） ➢ こどもの抱えるトラウマ ➢ こどもとのコミュニケーション ➢ ライフストーリーワーク <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの委託後にどのようなライフスタイルの変化が生じるか、養育里親希望者自身に想像してもらうことが有効。また、丁寧にマッチングや交流を重ねたとしても、こどもの抱えるトラウマや特性等により、日々の生活やコミュニケーションにおける課題が生じる可能性があり、あらかじめ課題に対する対応等を検討しておくことが大切である。 ➢ こどもの成長に応じてライフストーリーワークを実施することで、こどもが自分の気持ちを整理すること等に繋がることについて知る。
	<p>⑦こどもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの権利擁護、意見表明支援 ➢ 被措置児童等虐待の防止 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの権利擁護と意見表明に関する支援について学ぶ。 ➢ 被措置児童等虐待の定義や対応の流れ等を把握し、被措置児童等虐待を予防するための視点について理解する。
	<p>⑧里親同士によるピアサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親会の自助グループや里親支援センター等の関わり <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親会等の自助グループの活動内容等について理解を深める。その際、里親会等を研修講師として招くことで、養育里親希望者と里親会等が繋がる機会とする。 ➢ 里親会等の自助グループがない地域では、里親支援センター等を介した里親同士の繋がりや支え合いについて知る。
	<p>⑨先輩里親の体験談・グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親自身のメンタルヘルス、セルフケア <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害等のあるこどもの養育や思春期における対応等、養育上の苦労や工夫等について共有し、里親自身のメンタルヘルスを保つ等、セルフケアの必要性について考える機会とする。
	<p>⑩養育実習Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➢ 養育実習先は児童福祉施設等と里親家庭等とを組み合わせることで、様々なこどもの育ちについて考える機会とし、これまでの研修を通じた上で、里親家庭への理解を深めるための実習とする。

(3)更新研修（期間：1日程度＋必要性や希望等に応じて養育実習1日）

・養育里親登録及び更新後5年目の養育里親を対象とする

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
<p>○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。</p>	<p>①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会情勢、児童福祉法や児童虐待防止法に関する施策や制度等の理解 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもを取り巻く社会情勢や法改正等について学ぶことにより、里親に求められる役割等を振り返る。特に、前回の法定研修受講時に取り扱われていない内容は、新たに学ぶ機会とする。
	<p>②こどもの発達と心理・行動上の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達と心理、行動への影響 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達、心理や行動について学ぶことにより、委託されるこどもへの理解に繋がることを示す。
	<p>③里親養育における課題や対応上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 未委託の場合も含め、研修受講者のニーズに応じて、今後起こりうる養育上の課題を取り上げ、里親自身の強みと課題を整理し、対応方法を検討する。
	<p>④意見交換・グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの養育経験の振り返り ➢ 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換、課題解決に向けたグループワーク <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 養育上で悩んだことや支えになったこと、こどもと里親の双方にプラスになったこと等を話し合い、これまでの経験を振り返る。 ➢ 他の里親の体験談等を聴くことで、自身の養育の振り返りや委託希望条件等を見直す機会とする。
	<p>⑤養育実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➢ 可能な範囲で、これまでに養育実習等の経験がない実習先での実施を検討する。

○各研修内容の振り返り

・基礎研修、登録前研修、更新研修について、それぞれ終了時に研修全体を通した振り返りを行い、研修実施者や里親支援センター等からフィードバックを受けることで、研修内容の充実が期待できる。

内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○研修内容を振り返る課題の提出（アンケート、レポート等） ▶ 研修内容で印象に残ったこと、感じたこと、疑問点等の記述 ▶ 養育実習を通したこどもへの理解 等	▶ 養育里親希望者等は、研修を受けて感じたことや考えたことを振り返ることにより、研修受講前後の里親養育に関する知識や考え等の変化を明らかにすることが可能となる。 ▶ 養育実習の前後で、こどもへの理解に対する変化等を確認し、社会的養護のこどもに望まれる里親等の役割について確認する。
○振り返り面談の実施 ▶ アンケート、レポート等の内容についてのフィードバック ▶ 不安や疑問等に関するフォロー ▶ 里親等委託にむけたアセスメント 等	▶ アンケートやレポート等の内容について、フィードバックを行うことで、養育里親希望者等は振り返り内容が深まり、今後の里親等委託や委託継続に向けた動機づけが高まる。 ▶ 面談を通じて開示された養育里親希望者等の不安や疑問等は、可能な限り面談時間内に、話し合いによって丁寧なフォローを行うことが重要である。 ▶ 研修実施者や里親支援センター等が養育里親希望者等の研修内容をともに振り返ることで、養育里親希望者等の養育技術や社会的養護のこどもに対する考え方をアセスメントする機会となる。 ▶ 実施に当たっては、養育里親希望者等の状況に応じて、適宜工夫することが必要。

こ支家第 541 号
令和 6 年 12 月 20 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項において規定する里親支援センターは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 88 条の 9 により、法第 44 条の 3 第 1 項に規定する業務の質の評価について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととされている。

今般、里親支援センターに係る自己評価及び第三者評価を行うに当たっての詳細を定め、令和 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 趣旨

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、里親支援センターについても、令和 6 年 4 月 1 日より社会福祉法第 2 条第 3 項に基づく第二種社会福祉事業に位置付けられたところである。

里親支援センターは、法第 11 条第 4 項に規定する里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに児童福祉施設として位置付けられたことに鑑みれば、里親支援センターの質の向上が図られていくことが必要である。このため、設備運営基準において、里親支援センター

については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を規定している。

これらにより、里親支援センターの自己評価及び第三者評価は、こどもの最善の利益の実現のために、里親等のもとで育つこどもの権利擁護を図り、こどもの健やかな育ちを保障する養育と里親支援センターの支援の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

第2 自己評価

1. 定期的な実施

里親支援センターは、毎年度、当該事業年度の業務の質について自己評価を行うこと。

2. 自己評価の実施方法

里親支援センターは、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）、本通知及び「「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」について」（令和6年12月20日付けこ支家第556号こども家庭庁支援局長通知。以下「ガイドライン」という。）に従い、第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、里親支援センターと評価機関で協議すること。第三者評価を受けない年においては、その実施方法を里親支援センターで決定の上、自己評価を行うこと。

また、第三者評価の結果から明確になった課題については、次の第三者評価の実施に向けて、自己評価の中でその改善状況を把握し、課題の解決・改善に向けて計画的・継続的に取り組むよう留意すること。

3. 自己評価結果の公表

里親支援センターは、自己評価を行ったときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、評価対象期間、評価項目ごとの評価ランク及びその評価の根拠が含まなければならないこと。

第3 第三者評価

1. 定期的な実施

里親支援センターは、令和6年4月1日又はその認可を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年に1回以上、第三者評価を受けなければならないこと。

2. 第三者評価の評価機関

里親支援センターの第三者評価については、こども家庭庁支援局長が指定する評価機関において実施すること。

(1) 評価機関の責務

指定を受けた評価機関は、次に定める責務を負うものとする。

- ① 里親支援センターの第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めること。
- ② 里親支援センターの第三者評価の実施に当たり、人権を尊重し、個人情報

の保護を徹底すること。

- ③ 評価機関の質の向上を図るとともに、評価調査者の資質の向上に努めること。

(2) 指定基準

評価機関の指定基準は、次のとおりとする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。
 - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、里親支援センター等人材育成事業による第三者評価機関職員研修を受講し修了していること。
 - ウ その他
 - a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - b 一件の第三者評価に 2 人以上（第 3 の 2（2）②ア a 又は b の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。
- ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（第三者評価機関職員研修の修了に関すること、第 3 の 2（2）②ア a 又は b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可）
 - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規程
 - オ 倫理規程
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
- ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。
- ⑤ 里親支援センターに係る業務についての評価を適切に行う能力を有すること。具体的には、社会的養護関係施設の第三者評価を行う機関の認証を受けている者と同等の能力を有すること。

(3) 指定申請

本通知に基づく指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、「里親支援センター第三者評価機関指定申請書」（様式第 1 号）によってこども家庭庁支援局長に申請を行うものとする。

(4) 指定

- ① こども家庭庁支援局長は、指定を行ったときは、「里親支援センター第三

者評価機関指定決定通知書」(様式第2号)を交付するとともに、当該評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

② こども家庭庁支援局長は、指定を行わないこととしたときは、「里親支援センター第三者評価機関不指定決定通知書」(様式第3号)を交付すること。

(5) 変更の届出

指定を受けた評価機関は、「里親支援センター第三者評価機関指定申請書」に記載した事項又はそれに添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に、「里親支援センター第三者評価機関変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、こども家庭局支援局長に変更内容を届け出なければならないこと。

(6) 指定の辞退

① 指定を受けた評価機関は、こども家庭庁支援局長に対して「里親支援センター第三者評価機関指定辞退届」(様式第5号)を提出することにより、指定を辞退することができること。

② こども家庭庁支援局長は、「里親支援センター第三者評価機関指定辞退届」を受理したときは、当該評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

(7) 指定の取消

① こども家庭庁支援局長は、指定を受けた評価機関が(2)の指定基準のいずれかに該当しなくなった場合には、当該評価機関の指定を取り消すことができること。

なお、(2)⑤に該当しない具体的な例としては、(8)に定める事業実績報告又は(9)に定める事業実施状況に関する調査への協力を行わない場合、評価を行った里親支援センターから評価にかかる費用とは別に金品その他の利益を受け取る(社会通念上常識的な湯茶等の提供は除く。)など不正な行為が行われた場合があること。

② こども家庭庁支援局長は、指定を取り消すこととしたときは、「里親支援センター第三者評価機関指定取消決定通知書」(様式第6号)を交付するとともに、当該取消評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

(8) 事業実績報告

評価機関は、毎年度終了後速やかにこども家庭庁支援局長に対し、第三者評価の実績等を報告するものとする。

(9) 事業実施状況に関する調査への協力

評価機関は、こども家庭庁支援局が実施する第三者評価の適正な実施を目的とする調査等に協力するものとする。

(10) 指定の有効期間

当該指定の有効期間は、令和6年度から始まる3か年度の年度末日までの期間とする。

3. 第三者評価等の実施方法

(1) 評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱い

- ① 第三者評価の基準は、こども家庭庁支援局長が定めるものとする。具体的には、ガイドラインで定める「里親支援センターの第三者評価基準」とすること。

なお、第三者評価基準については、必要に応じて、見直しを行うこととする。

- ② 評価機関は、第三者評価の実施に当たっては、ガイドラインによること。
- ③ 里親支援センターの運営に当たって、こどもや里親等の意向を把握することの重要性に鑑み、こどもや里親等へのアンケートやインタビューを実施すること。

(2) 第三者評価の実施体制

第三者評価の実施に当たっては、2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、里親支援センター等人材育成事業による第三者評価機関職員研修を受講し、修了していること。

なお、令和6年度に指定を受ける評価機関の評価調査者にあつては、同年度内に修了することを予定していれば、差し支えないものであること。

また、評価機関は、自らが直接経営する里親支援センター、並びに評価調査者は、自らが直接関係する里親支援センターの第三者評価を行うことはできないこと。

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うこと。

(3) 第三者評価を受ける年の自己評価

第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、里親支援センターと評価機関で協議し決定すること。

4. 第三者評価結果の公表

里親支援センターは、第三者評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランクが含まなければならないこと。

5. 第三者評価の受審費用

里親支援センターの第三者評価の受審費用については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）に基づき、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、第三者評価受審費加算を算定することができる。

里親支援センター第三者評価機関指定申請書

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 ^(ふりがな) 氏名

代表者 ^(ふりがな) 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の規定により指定を受けたいので、次の各項目に相違ないことを申告するとともに関係書類を添えて申請します。

1 第三者評価を実施しようとする法人(名称、所在地、評価実績等)、問合せ先

実施しようとする者	^(ふりがな) 名称	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	代表者の役職名・氏名	
	これまでの評価実績等	社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けている場合の認証番号等 推進組織名 () 認証年月日 (年 月 日) 認証番号 () その他評価実績等
問合せ先	担当部署名	
	担当者の役職名・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 評価調査者名簿（一覧）

氏 名	直近の研修修了番号 (受講年度・研修名・番号等)

3 指定の基準を満たすことの誓約

① 「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知）第3の2（2）各号に規定する評価機関の指定基準に適合すること。

② 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人。
 - ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人。
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）。
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人。
- ※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。
- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。
 - ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。

4 その他申請に必要な書類

- ・ 法人登記簿謄本（写しで可。受理日から6か月以内のもの。）
- ・ 定款
- ・ 法人の事業概要（様式自由）
- ・ 決算書（貸借対照表及び損益計算書。直近年度のもの。）
- ・ 役員名簿
- ・ 守秘義務及び倫理に関する規定

(注) 令和6年度に指定を受ける評価機関については、同年度内に修了することを予定している者を記入すること。

(様式第2号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長

里親支援センター第三者評価機関指定決定通知書

「里親支援センターにおける第三者評価及び自己評価の実施について」（令和6年12月20日付けこども家庭庁第541号こども家庭庁支援局長通知）第3の2の規定に基づき、評価機関として指定する。

記

1 事業所の

名 称
所在地

2 指定番号

3 指定年月日 年 月 日

(様式第 3 号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長 印

里親支援センター第三者評価機関不指定決定通知書

○年○月○日付で申請のあった里親支援センター第三者評価機関の指定について、以下のとおり指定を行わないこととしたので、通知する。

記

決定の内容

以下の理由のとおり、「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付けこ支家第 541 号こども家庭庁支援局長通知）第 3 の 2 （ 2 ） 各号に規定する基準に適合しないため、評価機関として指定しない。

理由

【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、こども家庭庁長官に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

里親支援センター第三者評価機関変更届

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の指定に係る申請内容に変更が生じたので、下記のとおり変更を届け出ます。

記

指定番号	
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称	
所在地	(〒 -)
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

(様式第5号)

里親支援センター第三者評価機関指定辞退届

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の指定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

指定番号		
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称		
所在地	(〒 -)	
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名称	
	所在地	(〒 -)
辞退年月日	年 月 日	
辞退理由		
備考		

(様式第 6 号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長

里親支援センター第三者評価機関指定取消決定通知書

○年○月○日付指定番号○○で指定した評価機関について、「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付けこ支家第 541 号こども家庭庁支援局長通知）第 3 の 2（7）の規定に基づき、以下のとおり指定を取消すこととしたので、通知する。

記

指定番号		
(ふりがな) 法人の名称		
所在地	(〒 -)	
評価を 実施す る部署	(ふりがな) 名称	
	所在地	(〒 -)
取消年月日	年 月 日	
取消理由		

【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、こども家庭庁長官に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

こ支家第 556 号
令和 6 年 12 月 20 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 88 条の 9 に規定する里親支援センターの業務の質の評価については、その詳細を「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付けこ支家第 541 号こども家庭庁支援局長通知）において通知したところである。

今般、「里親支援センターの第三者評価のあり方に関する調査研究」において作成した「里親支援センターの第三者評価ガイドライン（案）」を踏まえ、里親支援センターの第三者評価が適切かつ円滑に実施されるよう、第三者評価基準を示し、手引きとして使用されることを目的として「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」を別添のとおり策定したので、通知する。

については、各都道府県知事等におかれては、管内の関係機関への周知につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添)

里親支援センターの第三者評価ガイドライン

令和6年12月

目次

I. 評価の基本的な考え方	1
1. 評価の趣旨・目的	1
2. 評価の対象機関	1
3. 評価基準の構成	1
4. 判定基準	2
5. 評価調査者の体制	2
6. 評価結果の公表	2
7. 評価結果の活用等	2
(1) 評価結果の活用	2
(2) こども向けレポート	3
II. 評価実施の流れ	3
1. 全体の進め方	3
2. 各段階のプロセス詳細	4
III. 評価基準	10
1. 評価基準（一覧）	10
2. 評価基準（詳細）	14
IV. 利用者調査	74
1. こども・里親等向けアンケート調査	74
(1) 里親等への依頼文（例）	74
(2) 里親等向けアンケート調査（例）	76
(3) こども向けアンケート調査（例）	82
2. こども・里親等向けインタビュー調査	87
(1) 里親等への依頼文（例）	87
(2) こども向けインタビュー説明資料（例）	89
3. こども向けレポートフォーマット（例）	90
V. 自己評価入力シート及び第三者評価結果報告書	91
1. 自己評価入力シート	91
2. 第三者評価結果報告書	107

1. 評価の基本的な考え方

1. 評価の趣旨・目的

里親支援センターは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 11 条第 4 項に規定する里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに児童福祉施設として位置付けられたことに鑑みれば、里親支援センターの質の向上が図られていくことが必要である。このため、設備運営基準において、里親支援センターについては、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を規定している。

これらにより、里親支援センターの自己評価及び第三者評価は、こどもの最善の利益の実現のために、里親等のもとで育つこどもの権利擁護を図り、こどもの健やかな育ちを保障する養育と里親支援センターの支援の質の向上を図ることを趣旨・目的として実施するものである。

2. 評価の対象機関

里親支援センターを対象とする。ただし、フォスタリング事業を行う民間機関や児童相談所においても、本ガイドラインを参考に評価を行うことが期待される。

3. 評価基準の構成

(1) 全体構成

全体構成は、V部構成、43 の評価項目で構成している。

「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」と合わせて活用できるよう、当該ガイドラインの構成並びに内容に沿って策定している。

	内 容	
第Ⅰ部	里親支援センターの運営・体制	5 項目
第Ⅱ部	里親支援センターにおける児童相談所との連携	5 項目
第Ⅲ部	里親支援センターの業務の効果的な実施	11 項目
第Ⅳ部	チーム養育の充実	12 項目
第Ⅴ部	里親養育のもとで育つこどもの経験	10 項目

(2) 各評価基準の構成

各評価項目は、「評価の着眼点・ポイント」で構成されており、評価基準の考え方と評価の方法は「目的・趣旨」と「評価の留意点」で構成している。

また、評価調査者は、「評価の着眼点・ポイント」を参考にしながら、その評価項目の評価を行うこと。

評価の着眼点・ポイント	第三者評価時の着眼点・ポイント
目的・趣旨	評価基準における主な確認事項
評価の留意点	評価を行う際の留意点

4. 判定基準

評価の判定については、4段階（S、A、B、C）とする。

なお、評価の判定に当たって十分に考慮すべき事項は、評価基準（詳細）に付記してあるので、参考にすること。

また、評価の判定に当たっては、評価基準のみならず必要に応じて子どもや里親等へのアンケートやインタビューも参考にしながら確認し評価すること。

S	特に優れた取組みが実施されている (特に優れている/他と比べて際立った状態)
A	適切に実施されている (良い/十分な状態)
B	やや適切さにかける (良いものにするには改善が必要な状態)
C	適切ではない、または実施されていない (改善が期待される/不十分な状態)

5. 評価調査者の体制

第三者評価を実施する場合、評価の基本的な考え方と里親支援センターの業務の特質を十分に理解する評価調査者が評価を行うため、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとする。

いずれの評価調査者も、里親支援センター等人材育成事業による第三者評価機関職員研修を受講し、修了していること。

6. 評価結果の公表

里親支援センターは、第三者評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。

公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランクが含まなければならないこと。

7. 評価結果の活用等

(1) 評価結果の活用

評価に基づく改善に向けた対応検討は、里親養育のもとで育つ子どもの権利擁護

を図り、養育と支援の質の向上を目指すために、里親支援センターをはじめとして、児童相談所や自治体、関係機関等が協働して行うことが必要である。

受審機関と児童相談所は、第三者評価報告書をもとに、関係者で改善に向けた対応検討の場を持ち、具体的な取組み内容及び実施計画を協議すること。

(2) こども向けレポート

評価結果の取りまとめ後、こどもに対して、評価調査者の気づきや受審機関の今後の取組について、伝えるためのこども向けレポートを作成すること。

なお、こども向けレポートは、できるだけ平易な言葉を用いて要点を伝えるように工夫すること。

II. 評価実施の流れ

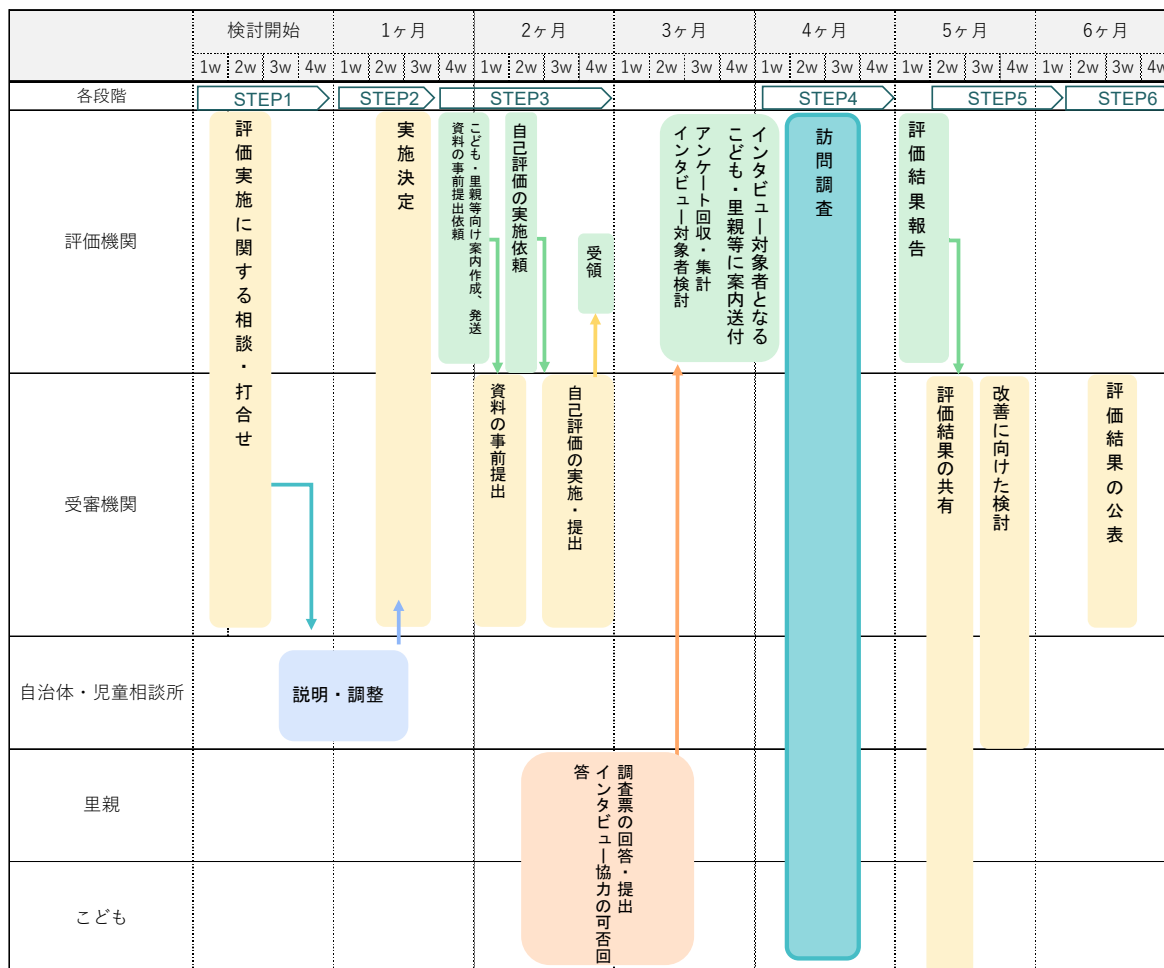
1. 全体の進め方

第三者評価の実施の相談から、結果の公表までの基本的な流れは以下のとおりである。

◆受審機関	◆評価機関
【STEP 1】 評価実施に関する相談	
事業概要の共有	業務のヒアリング 評価方法の検討・提案
【STEP 2】 実施決定	
訪問調査の場所確保	日程調整
【STEP 3】 情報提供・調査準備	
資料の事前提出 自己評価の実施・提出	資料提出依頼 こども・里親等用アンケート実施 こども・里親等インタビューの調整 自己評価実施依頼
【STEP 4】 訪問調査	
訪問調査協力	聴き取り調査 資料確認 簡易フィードバック
【STEP 5】 評価結果の活用	
関係機関への評価結果の共有 改善に向けた検討	評価報告書の作成 結果の共有 こども向けレポート
【STEP 6】 評価結果の公表	

2. 各段階のプロセス詳細

検討開始から評価結果の公表までのスケジュール（例）は以下のとおりである。



【STEP1】 評価実施に関する相談

- ・ 受審機関から評価機関に対し評価実施に関する相談があった場合には、評価機関は受審機関に対し、実施内容とプロセスの概略について説明を行うこと。
- ・ 評価機関は適切な評価方法を検討し、受審機関に提案する。

【STEP2】 実施決定

- ・ 評価方法について合意し、第三者評価の実施が決定した場合には、申込みから結果の公

表に至るまでのスケジュールについて受審機関と協議すること。

- ・ 訪問調査のスケジュールを決定する際には、訪問調査時に聴き取りを行う場所（必要に応じて待機用の部屋の確保を含む）を確保すること。
- ・ なお、こども向けインタビューについての調整を行う際には、長期休みを利用するほか、こどもが集まるイベント等により、その機会を活用することも検討するとともに、社会的養護経験者（ケアリーパー）に対しては、措置解除時や自立後に感じていることなどを聴取する機会となることから、ケアリーパーの参加について積極的に検討すること。

【STEP3】 情報提供・調査準備

① 受審機関から評価機関への資料提出

組織の運営・体制 (評価基準第Ⅰ部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の実施体制（組織図／職種別職員数／職員の職務内容） ➤ 職員の労働環境（直近1年程度の時間外勤務を含む勤務実績・年次休暇取得率等、勤務状況の概略がわかるもの） ➤ 個人情報の取り扱いルール
児童相談所との連携 (評価基準第Ⅱ部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体の概況（児童相談所設置数／社会的養護施設数／社会的養護関係施設の入所児童数） ➤ 里親制度等に関すること（直近5年の新規登録者数・里親等委託率・被措置児童等虐待の届出及び通告受理件数） ➤ 自治体からの委託業務（事業計画書・実績報告書・仕様書） ➤ 児童相談所等との会議状況（直近の開催数・名称・頻度） ➤ 各種様式（相談対応・アセスメント等）
業務の効果的な実施 (評価基準第Ⅲ部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 普及啓発・リクルートに関する資料・記録 ➤ 里親等研修・トレーニングに関する資料・記録 ➤ 里親等委託推進に関する資料・記録 ➤ 里親等養育支援に関する資料・記録 ➤ 里親等委託児童への自立支援に関する資料・記録
チーム養育の充実 (評価基準第Ⅳ部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ チーム養育と支援ネットワークに関する資料・記録 ➤ 里親養育に関するサポート・スーパービジョン及び支援コーディネートに関する資料・記録 ➤ 里親同士の関係構築、実親との面会交流、養育不調及び被措置児童等虐待防止に関する資料・記録
こどもの相談 (評価基準第Ⅴ部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもへの説明・意見聴取に関する資料・記録 ➤ こどもの意見表明支援に関する資料・記録 ➤ こどもの生い立ちの振り返りと記録の管理に関する資料 ➤ 非常時・災害時の安全確保等に関する資料・記録 ➤ こども同士の関係構築支援に関する資料・記録

② こどもや里親等に対するアンケート及びインタビュー調査への協力依頼

- ・ 評価機関は参考資料を参照の上、「アンケート調査ご協力のお願い」、「アンケート調査票（こども用及び里親用）」、「インタビュー調査ご協力のお願い」、「こども用封筒」、「返信用封筒」一式を必要数用意し、こども用のアンケート調査票については、調査対象のこどもの人数分を封入することや、未委託里親には封入しないことに留意の上、里親等に郵送すること。また、調査票については、評価機関への郵送又はオンラインにより提出してもらうこと。
- ・ なお、児童相談所等によりその他の調査がこどもや里親等を実施されている場合には、回答者の負担等を考慮した上で実施すること。

③ こどもや里親等に対するインタビューへの協力依頼

- ・ インタビューに協力可能と回答いただいたこどもや里親等については、受審機関とも協議の上、候補者の選定を行うこと。また、候補者を決定次第、評価機関は正式なインタビュー依頼を実施すること。
- ・ インタビューへの協力が得られない場合には、養育経験や里親登録の時期などを考慮して、候補となる対象者を検討すること。
- ・ いずれの場合においても、できる限り対象者の選定に先入観等が入らないよう留意すること。

④ 自己評価の実施と結果の提出

受審機関は必要に応じて関係機関等と協議を行った上で、全評価項目にS、A、B、Cの4段階の判定を行い、自己評価入力シートに記入すること。

また、評価項目によって受審機関と児童相談所双方の評価が必要な項目及び児童相談所と協働している業務については、児童相談所と協議の上、自己評価を記入すること。

【STEP4】訪問調査

① 聴き取り調査

受審機関に対して聴き取り調査を実施する際には、原則として、受審機関又は里親等に個別で聴き取り調査を実施し、里親等への聴き取りも含めて、複数人での対応や受審機関の同席は認めないこと。

なお、こどもへの聴き取り調査については、こどもの年齢等に応じて複数人でのグループによる実施も可能とする。

聴き取り（対象）		目的	内容例
受審機関	① 里親支援センターの長	組織の全体状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・機関の受託業務、事業概要、運営体制 ・人材育成やマネジメント方針 ・リクルートから自立支援において大切にしていることや取組んでいること ・関係機関との役割分担、情報共有 ・権利擁護に関する考え方や取組 ・把握している課題 ・自己評価結果について 等
	② 職員	業務の進め方/体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各里親支援事業に関する進め方や課題 ・職場環境、人材育成 ・情報管理、法令遵守 等
		個別ケースの支援事例	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の養育後に委託解除となったケース ・養育不調ケース等の関係機関で連携して支援したケース ・一時保護または短期委託ケース 等
こども ※訪問調査の日程により、こどもの意向を踏まえ評価機関から打診	こどもから見た評価・こどもの経験の把握 等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関とのかかわり、受けたサポート ・説明や意見聴取を受けた経験 ・こどもの権利や自立支援計画の理解 ・日常生活において満足感や困り事 等 	
里親等 ※訪問調査の日程により、里親等の意向を踏まえ評価機関から打診	里親等から見た評価・養育状況の把握 等	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せから里親登録までのプロセス ・マッチングから委託までのプロセス ・受審機関との関わりや評価 ・支援計画や支援体制に関する説明や改善に関する要望 ・養育に関する心掛けや養育方針 等 	

<参考：こどもへのインタビューを実施するに当たっての留意点>

- ・ インタビューに協力してくれるこどもに対しては、必ず丁寧な趣旨説明を行い、こどもからの質問を受け付けるとともに、話したくない内容については、話さなくて良いことや途中で中止できることを説明し、インタビューの内容の取扱い方法などについて事前に伝えた上で、必要に応じて書面を用いて説明すること。
- ・ こどもが受審機関の職員と児童相談所の職員の区別がついていない場合があることから、受審機関の職員の認知度について確認するとともに、インタビューで用いる用語（自立支援計画等）を認識しているか確認すること。

- ・ 複数人でのグループで実施する場合には、こどもの年齢や性別、特性等から、話しやすいグループ分けの方法を受審機関と事前に協議した上で実施すること。

② 訪問支援等への同行

訪問調査のタイミングについては、こどもや里親等からの意見等について聴取することが期待できることから、受審機関による里親家庭等への訪問に評価機関が同行することについて、可能な限り検討すること。

③ 受審機関等への聴き取り調査スケジュール例

時間帯	実施内容
9:00～ 9:50	受審機関①里親支援センターの長
10:00～10:50	受審機関②職員
11:00～11:50	受審機関②職員
12:00～12:50	昼食
13:00～13:50	こども又は里親等インタビュー枠
14:00～14:50	こども又は里親等インタビュー枠
15:00～15:50	こども又は里親等インタビュー枠
16:00～16:30	評価チーム内ミーティング
16:30～17:00	追加確認事項の聴き取り及び簡易フィードバック

※訪問調査については、可能な限り就業時間内に終了するよう努めること。

※聴き取り人数等により、受審機関に協議した上で複数日に渡ること可能。

【STEP5】 評価結果の活用

- ・ 評価機関は、提出された資料や訪問調査の結果等を踏まえて、訪問調査の当日に受審機関に対して簡易フィードバックを行うこと。
なお、評価によって明らかとなった強みや課題等について、児童相談所や自治体等の関係機関等と共通認識を持ち、ともに改善を図る必要があることから、簡易フィードバックは可能な限り、関係機関等も含めて行うこと。
- ・ 訪問調査から1ヶ月程度を目途に、評価基準第Ⅰ部～第Ⅴ部における判定とコメントについて取りまとめ、評価報告書を作成すること。
- ・ 受審機関は児童相談所や自治体等の関係機関等と、当該評価報告書をもとに改善に向けた対応について検討の場を持ち、具体的な取組み内容と実施計画を協議すること。
- ・ また、訪問調査に協力いただいたこどもや里親等に対しては、評価を通じて明らかとなった受審機関の良い点や今後の取組み方針などを平易な表現でまとめ、こどもや里親等に対して報告を行うこと。

【STEP6】 評価結果の公表

受審機関は、第三者評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランクが含まなければならないこと。

III. 評価基準

1. 評価基準（一覧）

第Ⅰ部 里親支援センターの運営・体制

1. リーダーシップ及び関わり

里親支援センターの長は、リーダーシップを発揮し、責任を持って業務に関わっているか

2. 人材の確保・育成

人材の確保と育成に関する計画を立て、実行しているか

3. 職場環境

職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいるか

4. 情報管理

個人情報の取扱いが適切に行われているか

5. 法令遵守

里親支援センター及びその職員は法令等を理解し、遵守しているか

第Ⅱ部 里親支援センターにおける児童相談所との連携

6. 児童相談所と連携した支援の連続性

一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されており、児童相談所と連携して子どもや里親等への支援について連続性をもって提供されているか

7. 児童相談所との協働関係

里親支援センターは、児童相談所と適切な協働関係を構築しているか

8. 協働のプロセス

里親支援センターは、児童相談所と協働関係を構築するために必要な取組を行っているか

9. 協働の資源

里親支援センターは、児童相談所と協働するための資源（体制、職員数等）を適切に確保しているか

10. 児童相談所による措置決定への関わり

里親支援センターは、児童相談所がより適切な措置決定をするために、協働者として適切な情報提供や提案などができているか

第Ⅲ部 里親支援センターの業務の効果的な実施

i. 里親制度等普及促進・里親等のリクルート及びアセスメント

11. 里親制度等普及促進

里親制度等の普及促進について、これまでの取組を検証し、里親制度等の普及促進の

向上に努めているか

12. 里親等リクルートのための現状分析と戦略立案

里親等リクルートの課題などについて分析を行い、戦略的・効果的なアプローチを実行しているか

13. 里親等リクルートのための効果的な情報発信

問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの目標を立て、効果的な情報発信と見直しを行っているか

14. 問い合わせへの対応とガイダンス

問い合わせに迅速に対応し、里親制度等の意義やサポート体制などを丁寧にガイダンスしているか

15. 里親希望者等のアセスメント

里親希望者等に対して面接・研修や訪問調査を行い、適正を丁寧にアセスメントしているか

ii. 里親等に対する研修

16. 登録前、登録後及び委託後における里親等に対する研修

里親支援センターは、法定研修である登録前研修・基礎研修・更新研修のみならず、必要に応じて子どもや里親等のニーズに沿った研修を実施することにより、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用しているか

iii. 未委託里親への取組

17. 未委託里親への取組

未委託里親への取組の実施や家庭状況の確認をしているか

iv. こどもと里親等のマッチング

18. 委託前交流

こどもと里親等の関係づくりを段階的に行い、こどもが安心して生活できるようにしているか

19. マッチングの検討

こどもと里親等に対するアセスメントを踏まえ、こどもにとって最も望ましい里親等を選定し、マッチングを検討しているか

v. こどもの基本的な生活

20. 自立支援計画

こどもの養育計画（「自立支援計画」という。以下同じ。）等は、こどもや実親、里親等の意向が十分に尊重されたものとなっており、必要に応じて適切に見直しが行われ、こどもや里親等がその内容を理解しているか

21. 委託中及び委託解除後のこどもの自立支援

将来の目標に向けて、委託中及び委託解除後のこどもに対して自立に向けた支援を行っているか

第IV部 チーム養育の充実

i. 里親等と里親支援センターの関係性及びチーム養育

22. 里親等と里親支援センターの関係性

里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているか

23. チーム養育と支援ネットワーク

里親等と里親支援センター、児童相談所は、チーム養育の意識を持ち、こどもに重層的な支援を行っているか

ii. 里親養育における支援の質

24. 里親養育のサポート

里親支援センターは里親養育のサポートを適切に行っているか

25. 里親養育に関するスーパービジョン

より質の高い養育を実現するためのスーパービジョンが行われているか

26. 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート

こどもや里親等が様々な社会資源を活用できるようコーディネートし、その効果やニーズの充足を確認しているか

27. 里親同士の関係構築支援

里親同士が横のつながりを構築できるようにサポートされているか

28. こどもと実親との面会交流

こどもと実親との面会交流については、こどもと里親等に対して丁寧に説明し、可能な限りこどもの意見を尊重しているか

29. 里親家庭での養育が不安定になった場合の対応

里親家庭での養育が不安定になった場合は必要な対応をしているか

30. 被措置児童等虐待の防止と早期発見

里親家庭でのこどもに対する被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるか

31. 里親等委託が不調となった場合の対応

里親等委託が不調となった場合は、こどもと里親等の双方から聴取を行い、それを踏まえた援助方針を検討する。それでも委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更はこどもや里親等に与える影響を踏まえ適切な対応を行っているか

32. 委託解除前後における里親等の感情の問題や委託解除後の喪失感への配慮

委託解除前後における里親等の感情の問題や、委託解除後の喪失感へのサポートを行うとともに、委託解除後のこどもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしているか

33. 児童相談所の苦情受付の窓口

里親支援センターは児童相談所の苦情受付の窓口を周知し、苦情解決の仕組みが機能するか確認しているか

第V部 里親養育のもとで育つこどもの経験

i. こどもの権利擁護と最善の利益の優先

34. こどもの権利についての理解促進

こどもの権利について、こどもに分かりやすく説明した上で支援が行われているか

35. こどもへの説明と意見聴取

支援の過程において、こどもが理解できるような説明と意見聴取が適切に行われているか

36. こどもの意見表明支援

こどもの権利を擁護するために、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して支援が行われているか

37. こどもの生い立ちの振り返りと記録の管理

こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちを振り返る取組を行うとともに、記録の管理は適切に行っているか

38. こどもへの権利侵害の防止

こどもへの権利侵害の予防や早期発見のための取組に加え、こどもへの不適切な養育に対する予防や対策が適切に行われているか

ii. こどもの基本的な生活

39. こどものウェルビーイング

こどもは、日常の中で健やかな成長・発達が図られるような生活を送れるよう、里親支援センターとして里親等に対して支援を行っているか

40. 性に関する教育

こどもが性による被害者又は加害者にならないよう、里親等がこどもの年齢や発達に応じて性についての正しい知識を教育することや、こどもの疑問や不安に対応できるよう支援を行っているか

41. 非常時・災害時の安全確保等

非常時・災害時に備えて、こどもや里親等の安全が確保されているか

42. こどもへの関わりと関係性

里親家庭や里親支援センターによるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切に保たれ、相談先等について周知を行う等の相談体制が構築されているか

43. 里親家庭で育つこども同士の関係構築支援

里親家庭で育つこども同士の関係が築けるよう、適切に支援を行っているか

2. 評価基準（詳細）

評価基準及び評価の着眼点・ポイント等を示したものを次ページ以降に掲載。

1. リーダーシップ及び関わり

評価基準
里親支援センターの長は、リーダーシップを発揮し、責任を持って業務に関わっているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親支援センターの長の責任を明確にしている <input type="checkbox"/> 里親支援センターの長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている <input type="checkbox"/> 里親支援センターの長は、リーダーシップを発揮して、責任を持って業務に関わっている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターの長が、リーダーシップを発揮し、責任を持って業務に関わっているかを評価します。
- 里親支援センターの長は、里親支援センターの経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

(評価の留意点)

- 里親支援センターの長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における対応についても、不在時の権限委任等を含めて明確化されているか確認し評価します。
- 里親支援センターの長が自らの職責に基づいてリーダーシップを発揮し、職場環境に配慮した上で効果的な運営・管理がなされているか確認し評価します。
- こどもに適切な支援を行うために、里親支援センターの長は、里親支援センターの強みと課題をどのように認識し、それらの課題にどのように取組んでいるのか確認します。課題の明確化については、職員や里親等、こどもからのフィードバックを得られる機会があるか確認し評価します。
- 里親支援センターの長は、職員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、共通のビジョンや目標を職員と共有しているか、また、里親支援センター内外の関係調整を行っているか確認し評価します。
- 里親支援センターの長は、里親支援センターが遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた具体的な取組を実施しているか確認し評価します。

2. 人材の確保・育成

評価基準
人材の確保と育成に関する計画を立て、実行しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 必要な人材の採用と育成が行われている
<input type="checkbox"/> 里親支援センターの業務の質の向上、効率化のための取組を実施している
<input type="checkbox"/> 職員に必要な専門性を確保するための取組を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、対人支援に関わる資格（社会福祉士、精神保健福祉士等）を有する職員の配置等や、質の高い養育・支援を実現するために教育・研修が適切に実施されていること等が必要であることから、里親支援センターが行う支援に必要な人材の確保・育成や人員体制の整備について、人材の確保と育成に関する計画をもって取組んでいるかどうかを評価します。

(評価の留意点)

- こどもや里親等のニーズを満たすために適切な人材が配置されているか、里親支援センターの規模や職員体制等を勘案しているか確認し評価します。
- 職員の採用と評価に関する基準が明確であるか、総合的な人事管理に関する仕組みや取組が実践されているか、聴取して確認し評価します。
- 里親支援センターは、こどもや里親等のニーズに合わせた適切な支援環境になるように、目標の実現に向かって計画的に人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から確認し評価します。
- 里親支援事業の業務の十分な経験を有している職員からのスーパービジョンや、研修プログラムを通じて、こどもや里親等のニーズに合わせた適切な支援環境を職員に提供しているか確認し評価します。

3. 職場環境

評価基準
職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいるか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 職員の就業状況や意向・意見を把握している <input type="checkbox"/> 働きやすい環境にするための取組を行っている <input type="checkbox"/> 年次休暇の取得状況や労働時間が適正である

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいるかを評価します。
- なお、この場合の「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場の環境づくりがなされている職場を言い、働きやすい職場づくりに向けての取組みとしては、勤務体制や週の労働時間、福利厚生、ハラスメントの防止策等の取組等により評価します。

(評価の留意点)

- 職員の心身の健康と安全の確保や、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場の環境づくりがなされているかどうか、職員に対して聴取します。勤務体制や週の労働時間、休暇の取得しやすさなどに加えて、相談しやすい職場環境であるか、里親支援センターの長や管理職とも定期的に面談等を行う機会があるか等を確認し評価します。
- 働きやすい職場づくりに向けて、総合的な福利厚生を実施しているか、里親支援センターの長に確認します。労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、日頃から立場に関係なく活発に意見交換ができる環境であるか、職員が支援を気軽に求められるオープンな職場環境であるか確認し評価します。
- 職員がきちんと休暇を取れているか、心身の状態は良好か配慮し、一人ひとりが十分な休息を取れるよう、職員の就業状況や意向・意見を把握する体制づくりが行われているか、里親支援センターの長に確認します。また、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法への適切な対応がなされているか、休暇の取りやすさや余暇支援の実施状況等について、職員に対して聴き取りを行い確認し評価します。

- 里親支援センターは、明確なハラスメント防止ポリシーを策定し、職員に対して教育とトレーニングを提供しているか確認し評価します。また、ハラスメントを報告し、支援を求めやすい環境を整備できているか確認し評価します。

4. 情報管理

評価基準
個人情報の取扱いが適切に行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護・管理が適切に実施されている
<input type="checkbox"/> 個人情報管理の責任者が明確である
<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修が里親支援センター内で実施されている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、子どもや里親等の情報は、個人情報であることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録個人情報の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要であり、その情報には、書面による管理に加え電子データによる管理も含み、取扱いや情報漏えいに関する対策が十分になされるかを確認し評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センター内における個人情報の保管状況、保存と廃棄等の対応状況について確認し評価します。
- 里親支援センターにおいて、個人情報の取扱いに関するルール及び管理責任者を定めているか確認し評価します。
- 職場における個人情報の保護意識の向上を図り、単に法律の知識を得るだけでなく、一人ひとりが業務上できちんとした自覚をもって個人情報を扱えるよう、研修等が実施されているか確認し評価します。

5. 法令遵守

評価基準
里親支援センター及びその職員は法令等を理解し、遵守しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は遵守すべき法令等を理解している <input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は法令等を遵守している <input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員又は職員であった者に対し、守秘義務を課している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターは、フォスタリングを担う機関として、職員の法令等の遵守の徹底が求められ、遵守すべき法令等を十分に理解していることが必要であることから、里親支援センターにおける法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められるため、里親支援センターの長及び職員が法令等を理解し、遵守しているかを評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センター及びその職員は、遵守しなければならない基本的な関連法令（福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含む）について、正しく把握・認識されているかどうか、また、最新の内容についても把握しているか確認し評価します。
- 法令等の遵守には、社会的倫理やモラルを守ることが含まれます。里親支援センターにおいて、コンプライアンス規程の策定及び業務遂行に際しての遵守事項やコンプライアンスに取り組む体制（相談窓口、問題発生時の対応など）について里親支援センター内で職員に共有しているか確認し評価します。
- また、里親支援センターの職員が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていることを確認し、職員に対して遵守すべき法令等を周知するための具体的な取組が行われているか確認し評価します。

6. 児童相談所と連携した支援の連続性

評価基準
<p>一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されており、児童相談所と連携してこどもや里親等への支援について連続性をもって提供されているか</p>
<p>(評価の着眼点・ポイント)</p>
<p><input type="checkbox"/> 一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されている</p> <p><input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援に当たっては、児童相談所と連携の上、連続性をもって提供されている</p>

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターの業務が一貫した体制の下に包括的に実施され、児童相談所と連携の上、支援の連続性をもって提供されているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センターの業務が、常に児童相談所と連携して実施されているか確認するとともに、一貫した体制の下に包括的に実施されているか評価し、それぞれの業務の役割や専門性の異なる職員間の連携をどのように進めているのか等について、業務の進捗状況や職員からの聴き取りなどをもって評価します。
- 里親制度等に関する普及促進やリクルートから委託解除後のケアや自立支援に至るまで、すべての業務が事業計画として包括的に計画・設計・実施されているか確認するとともに、どのような成果をあげているのか確認し評価します。
- こどもへの支援が、交流期間から親子関係再構築又は自立の過程で、また里親等への支援が、登録希望の段階から委託解除後の過程で、里親支援センターの業務間で連続性がどのように保たれているか確認し評価します。
- 支援が少ないケースや支援の要望があがってこないケースなどの場合であっても、支援の計画がしっかり立てられ、それに基づいて支援が行われているか確認し評価します。

7. 児童相談所との協働関係

評価基準
里親支援センターは、児童相談所と適切な協働関係を構築しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> □ 里親支援センターは、児童相談所と協働するために、それぞれの役割を明確化している □ 里親支援センターの職員は、児童相談所との協働への意欲を持ち、それぞれの役割を理解した上で業務に取り組んでいる □ 里親支援センターの職員は、児童相談所の職員との信頼関係の構築に努め、互いに成長し、貢献し合えるという認識の下、協働関係を保っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターが業務を実施する上で、協働者となる児童相談所との役割を明確化した上で、里親支援センターの職員が児童相談所の職員と信頼関係を構築し、協働関係を保っているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センターと児童相談所の役割と専門性について、お互いが理解を深めるためにどのような取組を行い、その取組によって、それぞれの役割について理解がどのように深まったのか、管理者だけでなく職員にも確認し評価します。
- 里親支援センターの職員が、児童相談所との協働に意欲が沸くよう、里親支援センターとしてどのような取組を実施し、その取組によって協働の重要性についての理解と、積極的な協働関係構築への行動がどのように促進されたのか、里親支援センターの職員の具体的な変化について確認し評価します。
- 協働者として互いを補完し合う関係を構築するため、相互の信頼関係が維持されるよう、どのような取組がなされ、それによってお互いの職員への配慮がどのようになされているのか確認し評価します。
- 里親支援センターと児童相談所の異なる役割・視座・課題・改善への取組について、相互に共有・理解が進むよう、どのような取組を実施し、それによって協働関係の構築が実感できているか聞き取りなどをもって確認し評価します。

- 児童相談所との協働関係を構築するため、里親支援センターはどのような取組をし、それがどのように職員に理解されているのか（経験として蓄積されているのか）、具体的な取組事例を確認するとともに職員への聴き取りなどをもって確認し評価します。

8. 協働のプロセス

評価基準
里親支援センターは、児童相談所と協働関係を構築するために必要な取組を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童相談所と継続的にコミュニケーションをとり、意思疎通を図っている <input type="checkbox"/> 里親支援センターと児童相談所の業務の目的を明確にし、それぞれの役割（具体的な成果目標を含む）について合意している <input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援ニーズを分析し、児童相談所等の関係機関と協議して計画を立てている <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所との協働関係を構築・発展させるためのプロセスを確立し、継続的に見直している <input type="checkbox"/> 協働関係を構築するに当たって、児童相談所との情報共有に関するルールを定め、正確な情報を共有している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターが児童相談所との協働関係を構築するために必要だと考えられる取組を行っているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センターが児童相談所との協働関係を構築するために、どのようなコミュニケーションをどのような頻度でとっているのかを確認します。また、そのコミュニケーションの方法や頻度が一方的ではなく協働関係を構築するためのプロセスとして適切であると職員に認識されているかどうかを聴き取りなどにより確認し評価します。
- 里親支援センターと児童相談所の業務の目的とそれぞれの役割（具体的な成果目標含む）が、児童相談所との間でどのように合意形成され、どのように共有されているのか確認し評価します。
- 地域における里親養育の質量向上のためのニーズやケースごとに、こどもや里親等の支援ニーズ、それぞれについて分析がされているのか、またそれに応えるために必要な児童相談所等の関係機関との連携がどのようにされているのか確認し評価します。

- 児童相談所との協働関係が継続するだけでなく、より発展させるために振り返りや見直しを継続的にしているのか確認するとともに、そのプロセスについても確認し評価します。
- 児童相談所との情報共有に関するルール等の取り決めについて確認するとともに、情報共有がより正確になされるために実践されている取組について、例えば、客観的事実だけでなく担当者の所感等を共有するための工夫など確認し評価します。
- 里親支援センターと児童相談所が相互に緊急連絡が必要となった場合、その連絡スキームが整備されているかを確認し評価します。

9. 協働の資源

評価基準
里親支援センターは、児童相談所と協働するための資源（体制、職員数等）を適切に確保しているか
（評価の着眼点・ポイント）
<input type="checkbox"/> 里親支援センターが児童相談所と協働関係を構築する上で必要となる体制や職員配置となっている
<input type="checkbox"/> 児童相談所との協働関係を構築するために必要な資源の確保や必要な計画が策定できている

（目的・趣旨）

- 本評価基準は、里親支援センターが、児童相談所と協働関係を構築するために必要となる資源（体制、職員数等）を適切に確保しているかについて評価します。

（評価の留意点）

- 児童相談所との協働関係が困難になることの無いよう、適切に資源が確保されているか、例えば、職員が多忙で協働関係の構築をすることが困難がないか等を聴き取りなどにより確認し評価します。
- 里親支援センターが児童相談所と協働関係を構築するために必要な資源の確保や、児童相談所との協働関係を構築するために必要となる計画を策定しているか確認し評価します。

10. 児童相談所による措置決定への関わり

評価基準
<p>里親支援センターは、児童相談所がより適切な措置決定をするために、協働者として適切な情報提供や提案などができているか</p>
<p>(評価の着眼点・ポイント)</p>
<ul style="list-style-type: none"> □ 児童相談所の措置決定や援助方針の決定等に際して、里親支援センターとして適切な情報提供や方針に対する提案をできる関係性となっている □ 里親支援センターは、児童相談所が包括的にアセスメント等を行うことができるよう必要な情報提供をしている □ 里親支援センターは、適切な情報提供を行うことや提案をするために共通のアセスメントシートを活用するなど、適切に行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、児童相談所がより適切な措置決定や援助方針等を決定するために、包括的かつ一貫したアセスメントが進められるよう、里親支援センターが協働者として貢献できているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 措置決定等をする児童相談所と、こどもや里親等についての最新かつ最大の情報をもつ里親支援センターが、こどものためのより良い措置決定等のために意見交換を実施できる機会が持っているか、その機会の有無と内容そして頻度について確認し評価します。
- 里親支援センターは、支援するこどもや里親等についての情報をどれくらいの頻度でアップデートし、児童相談所の求めに迅速かつ適切にその情報を提供できているのか、業務での実例を含めて聴き取りなどにより確認し評価します。
- 里親支援センターは、措置決定後に委託後支援の担い手としての視点を持ち、責任をもって里親支援センターとしての評価（強みと課題、そしてそれに基づいた支援のイメージ）を児童相談所に情報として提供できているかどうか、その提供方法も含め、具体的に確認し評価します。

i. 里親制度等普及促進・里親等のリクルート及びアセスメント

II. 里親制度等普及促進

評価基準
里親制度等の普及促進について、これまでの取組を検証し、里親制度等の普及促進の向上に努めているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 広く一般の方が里親等に関する情報に触れる機会を数多くつくり里親制度等に関心を持つきっかけを作っている
<input type="checkbox"/> 里親制度等の普及啓発に当たり、効果的な取組例を参考にする等、積極的に取組を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親等を多数開拓するためには、広く一般の方が里親等に関する情報に触れる機会を数多くつくり里親制度等に関心を持つきっかけをつくることから、里親支援センターは、里親制度等の普及促進に向けて有用な取組を検討し、普及啓発に積極的に取り組んでいるかを確認し評価します。

(評価の留意点)

- 広く一般の方が里親等に関する情報に触れる機会を数多く作り里親制度等に関心を持つきっかけを作っているか確認し評価します。
- 具体的には、一般の方が日常生活の中で里親等に関する情報に触れられる機会を増やすために、ポスターの掲示、チラシ・リーフレットの配布、ポスティング、車内広告の実施、テレビ・ラジオにおける番組や広告の放映、インターネット（ホームページ、SNS など）を活用した情報発信、市政だより及び回覧板の活用、雑誌・フリーペーパーへの記事掲載、街の身近な場所で気軽に説明を聞くことができる場の設定等、里親制度等に関心を持つきっかけを作っているか確認し評価します。
- 里親制度等の普及啓発に当たり、これまでの取組の評価・分析を行い、より効果的な里親制度等の普及啓発を積極的に行っているか確認し評価します。

i. 里親等の普及促進・リクルート及びアセスメント

12. 里親等リクルートのための現状分析と戦略立案

評価基準
里親等リクルートの課題などについて分析を行い、戦略的・効果的なアプローチを実行しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等の現状分析を行い、有用な取組を検討している<input type="checkbox"/> これまでの里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等、得られた情報をもとに、里親等をリクルートするための現状分析を行っている<input type="checkbox"/> ターゲットの特徴に合わせた戦略的・効果的なアプローチを実行している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、こどもに必要な里親像を想定した上で、ターゲット層を絞り、これまでの里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等、得られた情報をもとに里親等をリクルートするための現状分析をした上で、それに合わせたリクルート活動が戦略的・効果的に行われているかを確認します。

(評価の留意点)

- どの広報媒体をきっかけに、どのような内容に関心を持って個別相談や来所相談等へ希望者が進んだか等の分析に加え、関心を持つ方からの問い合わせに迅速に対応ができているか確認し評価します。
- 定期的にターゲット層を選定し、そのカテゴリーに合った広報媒体の選択、時期等を踏まえた現状分析をもとに、広報戦略を立てているか確認し評価します。
- 関心を持つ方や里親希望者等からの問い合わせがあった場合、やりがいや身近さなどポジティブなメッセージを発信するとともに、個別相談や来所相談等を紹介し、さらに関心を得られるような工夫を行っているかを確認し評価します。

i. 里親等の普及促進・リクルート及びアセスメント

13. 里親等リクルートのための効果的な情報発信

評価基準
問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの目標を立て、効果的な情報発信と見直しを行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの具体的な目標を立て、取組の効果を測定している
<input type="checkbox"/> 効果的な情報発信の手法について検討を行い、実践している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、登録件数の目標値を設定して取組むことにより、より具体的な効果測定が可能であることから、目標値を含んだ年間計画を立て、持続的な広報計画を進め、里親登録数等の増加に寄与しているかどうかについて確認します。

(評価の留意点)

- 目標値等の設定や年間計画を踏まえて、定期的に情報発信について見直しを行っているか確認し評価します。
- 広報啓発が、問い合わせ件数や里親登録件数につながっているか確認し評価します。
- 取組の効果測定等を通して、里親登録家庭数等の目標値が設定できているか確認し評価します。
- 里親制度理解を深めるために、効果的な周知内容になるよう精査・検討できているか確認し評価します。

i. 里親等の普及促進・リクルート及びアセスメント

14. 問い合わせへの対応とガイダンス

評価基準
問い合わせに迅速に対応し、里親制度等の意義やサポート体制などを丁寧にガイダンスしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 気軽に問い合わせできるような工夫をしている
<input type="checkbox"/> 関心を持っていただいた方からの問い合わせに迅速に対応している
<input type="checkbox"/> 里親等への経済的なサポートや支援体制など、不安や負担感を軽減できるような説明をしている
<input type="checkbox"/> こどものニーズや行動特性等について、里親等の役割などを丁寧にガイダンスしている
<input type="checkbox"/> 実子がいる家庭に対しては、実子との関係についてなど、家庭に合わせた不安を解消する工夫をしている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親希望者等の疑問や不安を解消し、里親登録数の増加につなげていくことが重要であり、初対面の時から、丁寧に誠実な対応を行うことで、登録以降の信頼関係の構築につながることから、里親希望者等が、意欲をもって連絡したタイミングを逃さずに、丁寧なガイダンスを行うなど、対応を行えているかを確認します。

(評価の留意点)

- 里親希望者等が連絡しやすいような工夫や配慮、連絡手段、受付時間を整備しているかを確認し評価します。
- 里親制度等に関心を持った方からの問い合わせや質問に対して、迅速に対応できるような体制を整備しているか確認し評価します。
- 質問等があった際には、迅速に対応ができるようなマニュアルやQ & Aなどを整備しているか確認し評価します。

- 里親等になるまでの流れやサポート体制などを説明するための冊子等の資料を整備しているか確認し評価します。
- 里親希望者等に対して、里親制度の意義や里親認定基準、里親等が行う養育に関する最低基準等について、問い合わせ、個別相談、インテーク面接等それぞれの段階で誰がどのように何を説明するかの分担ができており、項目チェックなどを利用し、把握ができているか確認し評価します。
- こどものニーズや行動特性等を踏まえた里親等の役割や公的に行う養育について理解を促すような説明の方法や、ガイダンスの流れについて職員が理解し、取組んでいるか確認し評価します。
- 家族構成等を踏まえ、今後起こりうる配慮等について事前に説明を行うとともに、家族内の理解が進むような説明（同居親族、実子、飼育動物 等）が行えているか確認し評価します。

i. 里親等の普及促進・リクルート及びアセスメント

15. 里親希望者等のアセスメント

評価基準
里親希望者等に対して面接・研修や訪問調査を行い、適性を丁寧にアセスメントしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親等を希望する理由を丁寧に確認し、里親等になる動機を正確に把握している<input type="checkbox"/> 実習先での里親希望者等の評価（強みや弱み）を確認し、アセスメントに活かしている<input type="checkbox"/> アセスメントに当たり、家庭訪問調査を必ず行い居住環境や近隣の環境の把握と、同居家族の意向等を確認している<input type="checkbox"/> アセスメントのための面接や家庭訪問は、可能な限り複数の職員で行い、アセスメント結果について児童相談所に共有している<input type="checkbox"/> 里親等としての適性は、こどもの委託をイメージした上で確認し、児童相談所と理解を共有している<input type="checkbox"/> 里親等としての適性が不十分な場合には、里親希望者等に結果をフィードバックし、今後の対応を伝えている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、こどもの最善の利益を踏まえた里親等の増加を図る観点とともに、里親支援センターは、そのためのノウハウの蓄積と、アセスメントに必要な視点の整理を行う必要があることから、里親希望者等について、丁寧に多角的なアセスメントを行うことで、里親等としての強みと適性の把握が可能となっているかを確認します。

(評価の留意点)

- 面接や家庭訪問等で得た情報についてアセスメントし、情報の整理を行った上で、調査結果を里親支援センターとしてまとめることができているか確認し評価します。
- 訪問調査等において聞き取りが不十分と感じられたこと又は不安がある部分について、里親支援センターが再度機会を持ち確認するなどの対応を行っているか確認し評価します。

- 登録段階では不十分な理解についても、その後の研修等を通じて、解決できる課題なのか、解決が困難な課題なのかをアセスメントし、登録以降の研修等において課題に対する支援を行っているか確認し評価します。

- アセスメントを行うための、チェックポイントなどを整理したマニュアル等を作成し、それを活用できているか確認し評価します。

ii. 里親等に対する研修

16. 登録前、登録後及び委託後における里親等に対する研修

評価基準
里親支援センターは、法定研修である登録前研修・基礎研修・更新研修のみならず、必要に応じてこどもや里親等のニーズに沿った研修を実施することにより、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none">□ 法定研修の全てにおいて、演習を組み入れ、気づき及び疑問等について里親間で話し合い、理解を深めるようにしている□ 研修では、里親等の役割をこどもの視点で捉え、実親との協働がこどもの健やかな成長に寄与することを伝えている□ 研修内容は、必要なスキルや知識を得るために十分な内容であり、適時改善を図っている（研修においては、養育技術や、真実告知等の里親養育を行う際に生じる課題だけでなく、こどもの権利保障、里親養育の最低基準及び被措置児童等虐待の防止等についても扱っている）□ 登録前研修後は、習得した内容や反省点について面接等で言語化し、里親制度への理解を確認している□ 里親登録後の研修では、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用し、里親等の強みや課題を捉えている□ こどもや里親等のニーズに沿った実践的な研修を実施している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親養育に当たって求められる知識について、里親等が自信をもって養育できるようになるために適切な研修を行い理解を促すことができているか、また、必要に応じて知識が補完されることで、こどもの養育に当たってもその都度不安軽減を図る機会が得られているかを評価するとともに、研修内容の理解度についても把握し、里親等の強みの整理と弱点の解消を促すことができているかを評価します。

(評価の留意点)

- 里親養育に当たって、必要な内容が網羅された研修内容及び講師選定が行われているか確認し評価します。

- 研修受講者の理解度についてチェックポイント、アセスメントシートが整備されているか確認し評価します。
- 里親養育に当たって必要な内容が理解できるような研修冊子やテキストの準備があるか確認し評価します。
- こどもを受け入れるために必要な内容整理と研修形態の工夫を検討しているか確認し評価します。
- こどもや里親等のニーズに応じた内容についてアセスメントができ、それに合わせた研修を提供できているか確認し評価します。

iii. 未委託里親への取組

17. 未委託里親への取組

評価基準
未委託里親への取組の実施や家庭状況の確認をしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 未委託里親の家庭状況や受託の意向を定期的にあセスメントし、マッチングに活かしている
<input type="checkbox"/> 未委託里親に対するトレーニングや研修等を実施し、養育力の向上を図っている
<input type="checkbox"/> 未委託里親の養育に対するモチベーションの維持や理解を深めている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、未委託家庭に対して、定期的に状況把握を行い、研修等への参加を促すことにより、モチベーションの維持を図っているか、また、未委託期間中にその家庭に必要な研修等を受けてもらうことで、受託可能なこどもの幅が広がる機会を提供しているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 未委託里親について、定期的に電話及び訪問等で家族状況等を把握し、その都度アセスメントを行って、マッチングに活かしているか確認し評価します。
- 未委託里親の定期的なアセスメントを行うことにより、その家庭での養育が望ましいこどもとのマッチングが円滑に進められるような配慮ができていないか確認し評価します。
- 未委託里親が養育するに当たって必要な資源や養育技術について説明を行い、研修等に案内するなどの取組ができていないか確認し評価します。
- 未委託里親について、未委託期間が長期になっている場合、その理由等の整理を行い、更新等のタイミングを含めて、その理由の改善が可能かなどのアセスメントができていないか確認し評価します。
- 長期にわたって未委託里親である場合でも、無理なマッチングを行うことなく、定期的に意向確認や状況把握を行い、冷静な判断ができていないか確認し評価します。

iv. こどもと里親等のマッチング

18. 委託前交流

評価基準
こどもと里親等の関係づくりを段階的に行い、こどもが安心して生活できるようにしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親等に対し、こどもに関する情報や養育上の留意点を十分に説明している<input type="checkbox"/> 里親と同居家族の受け止めと意向を丁寧に確認し、不安がある場合の整理や地域資源の調整をしている<input type="checkbox"/> こどもと里親等の関係づくりは、段階的に行われている<input type="checkbox"/> 交流中のこどもと里親家庭の様子、関係性の変化等を把握している<input type="checkbox"/> こどもの気持ちを大切に、安心して里親家庭で生活できるよう必要に応じた支援を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親等に対しても受け入れ態勢が整っているのか、交流期間中の状況把握を行い、必要な支援体制を構築することは、その後の里親家庭の生活の安定につながることから、こどもの気持ちと里親家庭での生活が安心安全なものとなっているかを把握し、無理のないペースで交流等支援を行い、生活が落ち着くまでのサポートに対する理解とノウハウを有するかを確認します。

(評価の留意点)

- こどもの年齢や発達状況に合わせて里親家庭で生活することや実家族とのこれからの関係等を、こどもの理解度に合わせて説明を行っているか確認し評価します。
- こどもの状況に合わせて、ライフストーリーワークなど気持ちの整理や理解の促進を図るための知識や技術を提供しながら支援をしているのか確認し評価します。
- 里親家庭内の家族全体が受け入れに対して理解をしているか、不安等について把握し、ニーズに合わせた地域資源の整備や、不安軽減のための支援体制が構築できているか確認し評価します。

- 交流中の状況把握を、関係機関と密に連絡を取りながら把握し、こどもと里親等の心身の変化等にも留意して、委託までのスケジュールを柔軟に立てられるよう配慮されているか確認し評価します。

- 里親等が、交流中に養育や支援体制に不安を抱いた場合には、無理に進めずに、気持ち等をくみ取りながら進めるなど、定期的な振り返りの体制や、協議を持つなどの工夫ができているか確認し評価します。

iv. こどもと里親等のマッチング

19. マッチングの検討

評価基準
こどもと里親等に対するアセスメントを踏まえ、こどもにとって最も望ましい里親等を選定し、マッチングを検討しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none">□ 里親支援センターは、リクルートから研修までに把握した里親等に関する情報を児童相談所に十分に提供している□ マッチングは里親等委託の成否を左右する極めて重要な要素であることから、こども、実親、里親等に対して十分な情報提供を行うとともに、こども・里親等の熟慮期間を確保しながら関係機関等に対して情報を共有している。□ 委託のための調整期間は、できるだけ長期にならないように努め、長い場合でも2、3ヶ月程度を目安としている□ こどもと里親等の状況を踏まえたチーム養育体制の支援計画等を踏まえてマッチングしている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、こどもの最善の利益とニーズに合った里親等を選定できるような視点とノウハウを有し、適切なマッチングを行うことが必要となることから、里親支援センターが関係機関と連携し、多角的な視点で包括的なアセスメントが行えるような関係機関連携を主導できるかを確認します。

(評価の留意点)

- 必要な情報整理を行い、児童相談所が適切なマッチングを行うための情報を共有しているか確認し評価します。
- こども、実親、里親等をそれぞれの関係機関等が確認を行うとともに、役割分担を明確にし、情報共有しているか確認し評価します。
- パンフレット等を用いてこども、実親、里親等の理解度等に合わせた説明を行うことができているか確認し評価します。

- こどもの年齢や発達状況、就学等の状況を踏まえて、委託に必要な期間を設定しスケジュールを組むことができているか確認し評価します。

- こどもに対するアセスメントも踏まえて、必要な地域資源の確認を行い、里親等が安心して子育てが可能かどうかも含めた把握と、最適なマッチングになるよう配慮がなされているか確認し評価します。

v. こどもの基本的な生活

20. 自立支援計画

評価基準
こどもの養育計画（「自立支援計画」という。以下同じ。）等は、こどもや実親、里親等の意向が十分に尊重されたものとなっており、必要に応じて適切に見直しが行われ、こどもや里親等がその内容を理解しているか
（評価の着眼点・ポイント）
<ul style="list-style-type: none">□ こどもや実親、里親等の意向が十分に尊重された自立支援計画となっており、計画については、こどもや実親、里親等が理解している□ 自立支援計画は、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター等及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有している□ 自立支援計画の進捗を把握し、達成状況などから定期的(3～4か月に1回程度)に見直しをしている

（目的・趣旨）

- 本評価基準は、自立支援計画作成に当たり、こどもや実親、里親等の意向が十分に尊重され、その内容をこどもや実親、里親等が理解していることや、内容が定期的に見直されているかを確認し評価します。

（評価の留意点）

- 自立支援計画は児童相談所が策定・定期的な見直しを行うものであるが、その際には、里親支援センターは連携を図り、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うだけでなく、児童相談所と協議の上、里親支援センターが主体として自立支援計画を策定する場合には、こどもや実親、里親等の意向を十分に尊重し、児童相談所及び関係機関の意見や協議等を踏まえて策定しているか確認し評価すること。
- 自立支援計画の内容について、わかりやすく説明するための工夫がどのように行われているか実際に使用されている説明資料をもとに確認し評価します。
- 自立支援計画が、こどもや実親、里親等の参画が行えるような様式となっているか書面を通じて確認し評価します。

- 自立支援計画の見直し期間が設定され、見直しが具体的にされているか書面や記録を通じて確認し評価します。

v. こどもの基本的な生活

21. 委託中及び委託解除後のこどもの自立支援

評価基準
将来の目標に向けて、委託中及び委託解除後のこどもに対して自立に向けた支援を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 委託解除前からこどもの将来を見据えた自立支援計画となっており、自立に向けた適切な相談支援が行われている<input type="checkbox"/> 委託解除後のこどもの継続的な状況把握を実施している<input type="checkbox"/> 委託解除後の支援では、委託されていた里親や社会的養護自立支援拠点事業所等の適切な関係機関につないでいる

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターは委託解除後のこどもの継続的な状況把握を行うことが求められていることから、委託解除前から将来の目標に向けてこどもへの自立に向けた支援が適切に行われているかを確認するとともに、委託解除後も適切な支援を行っているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 里親支援センターは、こどもや実親、里親等の意向を十分尊重し、こどもが自立に向けて自発的な活動ができるような支援に努めているか確認し評価します。
- 委託中のこどもと自立について話し合う機会が個別に確保されているか、また委託解除後のこどもとの継続的な連絡がとれているか、記録を通じて確認し評価します。
- 社会的養護自立支援拠点事業所等の適切な関係機関との連携方法など書面や聞き取りを通じて確認し評価します。

i. 里親等と里親支援センターの関係性及びチーム養育

22. 里親等と里親支援センターの関係性

評価基準
里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションが図られている<input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは双方向の信頼関係を構築している<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等が日常的に相談しやすい環境を整備している<input type="checkbox"/> 里親等が養育上の課題や難しさを感じた場合には、早い段階で里親支援センターに相談するように働きかけている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターが里親等の内面や里親家庭（同居者、実子等含む。以下同じ。）の「生活」に直接的に関わることもあり、里親等との関係構築が重要であることから、十分なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築できているかについて評価します。

(評価の留意点)

- コミュニケーションや信頼関係を評価する際には、里親等と里親支援センター双方からの情報をもとに確認し評価します。
- 里親等が日常的に相談しやすい環境として、里親支援センターはどのような体制や環境を整備しているのか、里親サロンや研修の場などの活用も含めて、具体的に確認し評価します。
- 里親等が養育上の課題や難しさを感じた場合に、日常的に里親支援センターへ相談してほしいことを、里親等に対していつどのように働きかけているのか確認し評価します。
- 里親等が課題や難しさを感じた場合に、自分から話すということが難しいこともあるため、里親支援センターは、早い段階で察知する必要があることから、どのようなことがきっかけで、察知したのか等、里親等からの相談がなくても気づくことができているか確認し評価します。

i. 里親等と里親支援センターの関係性及びチーム養育

23. チーム養育と支援ネットワーク

評価基準
<p>里親等と里親支援センター、児童相談所は、チーム養育の意識を持ち、こどもに重層的な支援を行っているか</p>
<p>(評価の着眼点・ポイント)</p>
<p>□ 里親等と里親支援センターは、チーム養育を協働して行うという意識を持っている</p> <p>□ 養育チームは、ミーティングなどを通じて密に連携し、信頼関係を構築している (養育チーム構成の機関例：里親等、里親支援センター、フォスタリング機関、児童相談所(担当児童福祉司及び児童心理司含む。) 等)</p> <p>□ 里親等と里親支援センターは、養育で必要となる社会資源の利用について話し合っている</p> <p>□ 里親支援センターは、こどものニーズに応じて、里親養育を理解し支援する「応援チーム」を構築するよう努めている (応援チーム構成の機関例：市区町村(こども家庭センター)、保健センター、乳児院や児童養護施設(里親支援専門相談員を含む。)等、教育委員会、学校、保育所・幼稚園・認定こども園等、医療機関、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、里親会、民生委員、児童委員 等)</p>

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親等と里親支援センター、児童相談所がチームとなってこどもの養育に当たることで、こどもに多角的な支援を行うことを可能とすることから、里親等と里親支援センター、児童相談所は、チーム養育の意識を持ち、こどもに重層的な支援を行っているかについて評価します。

(評価の留意点)

- チーム養育の意識については、里親等が責任と負担を一身に負うことなく、こどもに対して重層的なケアを提供するためには、チームに関わる里親等と里親支援センター、児童相談所の意識を確認することが重要であるとともに、里親側の意識も確認し評価します。

- チーム養育を行う養育チームにおけるミーティングは定期的実施されているか、もし定期的でなければ、いつどのように実施されているかについて確認し評価します。
- 養育チームの信頼関係については、里親等が養育チームに対してどのような感情を持っているか、里親等からの信頼が得られているかについて確認し評価します。
- また、里親支援センター内での関係性と方針の一致も重要であるため、里親支援センター内の職員同士の関係性を確認し、里親支援センターの職員側が里親等に対してどのような気持ちで接しているか、方針は一致しているか確認し評価します。
- 養育で必要となる社会資源の利用については、里親等と里親支援センターで利用を決めた具体例をあげてもらうことで確認をしたり、里親等が自分だけで決めてしまったことはないか確認し評価します。
- 養育チームにおけるチーム養育について、いつどのように連携しているのかを具体的に確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

24. 里親養育のサポート

評価基準
里親支援センターは里親養育のサポートを適切に行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等を通じて、こどもの養育状況や里親家庭の状況を把握している<input type="checkbox"/> 里親等の疑問や悩み、意見や苦情、養育困難などの訴え、また里親等の求めに応じてこどもとも面接等を通して必要なガイダンスとサポートをしている<input type="checkbox"/> 定期的な家庭訪問の目的や内容・頻度等を明確にし、委託直後や養育が不安定になった場合などには頻度高く訪問している (里親委託ガイドラインでは、訪問頻度は「委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。」とされている。)<input type="checkbox"/> 被虐待経験や障害等、こどものニーズが高く専門的な対応が求められる支援へのサポートを行っている<input type="checkbox"/> こどもの暴力・不適応行動などの行動上の課題に対して、適切に対応できるようにサポートしている<input type="checkbox"/> 実親との面会交流時や措置解除前後は、こども及び里親等への心理的サポートを行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターは里親養育のサポートを適切に行っているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 具体的な家庭訪問や電話等による里親家庭の状況把握の頻度について、確認し評価します。
- ガイダンスやサポートをどのように行っているのか、具体例を説明してもらい確認し評価します。

- 里親支援センターと児童相談所とで、家庭訪問をどのように役割分担・情報共有しているのかについて確認し評価します。
- ニーズの高いこどものための専門的な対応の際に、里親支援センターは必要な社会資源を備えているか、どのような社会資源と連携しているかを確認します。併せて、地域の実情に応じて外国にルーツがあるこどものための資源も備えているか確認し評価します。
- ニーズの高いこどもへの専門的な対応、こどもの暴力・不適応行動などへの対応について、具体的にどのようなサポートを行うか確認し評価します。
- 実親との交流時、措置解除前後におけるこどもと里親等のサポートは、こどもや里親等がどのような気持ちや葛藤を持つと考えているのか、里親支援センターの職員の認識を確認します。こどもが里親等と実親との間で忠誠葛藤を持つ可能性があること、里親等・実親の双方に葛藤が生まれる可能性があること、反対にポジティブな意味での変化が生まれる可能性など、里親支援センターの職員の認識を確認し評価します。
- その上で、面会交流時や措置解除前後、こどもや里親等にどのような心理的なサポートを行っているのか、具体的に確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

25. 里親養育に関するスーパービジョン

評価基準
より質の高い養育を実現するためのスーパービジョンが行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親養育の様々な場面において、里親家庭の適切な対応を支持、承認し、日々の養育の営みを尊重している<input type="checkbox"/> 自立支援計画を、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有し、進捗状況を把握している<input type="checkbox"/> 実親との面会交流や親子関係再構築支援について、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、計画を作成している<input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の発生予防の視点を含めた、養育状況の確認とスキル向上に向けた助言や指導をしている<input type="checkbox"/> 里親等のニーズに添った事例検討や演習等を含む研修を実施している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親養育をより質の高い養育を実現するためのスーパービジョンが行われているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親家庭の適切な対応の支持、承認、日々の養育の営みの尊重は、里親側から日々の養育を相談した時の里親支援センターの対応について具体的に聴取し評価します。
- 里親支援センターは、こどもや実親、里親等の意向を十分に尊重し自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図り、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行っているか確認し評価します。
- 里親支援センターは、実親との面会交流や親子関係再構築を支援し、里親等が実親との協働の大切さを見失うことのないように支援しているか、また面会交流の場面において養育チームが互いを尊重し合い、安定した協働関係を形成できるよう積極的な支援をしているか確認し評価します。

- 里親支援センターが里親等委託後に研修を実施するに当たり、里親養育の中で実際に里親等が直面している課題を取扱うなど、実践的な内容としているか確認し評価します。
- 里親支援センターの職員は、被措置児童等虐待の発生の予防のための養育水準について里親支援センター内で共通の認識を持っているか確認し、どのようにチェックしているのか確認し評価します。
- どのようなことが被措置児童等虐待に当たるのか、具体例をあげながら里親等に周知しているか確認し評価します。
- 質の高い養育の実現へ向けたスキル向上を図るための助言や指導は、里親側から日々の養育を相談した時の里親支援センターの対応について具体的に聴取し評価します。
- 里親支援センターは、職員が日々の対応の質を高めるために、どのような体制（研修、センター内でのスーパービジョンなど）を整備しているか確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

26. 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート

評価基準
こどもや里親等が様々な社会資源を活用できるようコーディネートし、その効果やニーズの充足を確認しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> こどもや里親等が地域で孤立しないように、里親養育を支援する体制を地域に構築している
<input type="checkbox"/> レスパイト・ケアの利用を勧奨・調整している
<input type="checkbox"/> こどもや里親等と関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた場合には、関係調整等の必要な支援を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターがこどもに必要な様々な社会資源をコーディネートできること、またコーディネートだけでなく、その効果やニーズの充足を確認することは、こどもと里親等にとって毎日の生活を送る上で大切な支援となることから、こどもや里親等が様々な社会資源を活用できるようコーディネートし、その効果やニーズの充足を確認しているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 地域の様々な関係機関や資源と連携し、それが里親養育のために有効に活用されているかを確認するとともにこどもと里親等からの意見（実際にどのような関係機関や資源を里親支援センターから紹介されたかなど）を確認し評価します。
- 地域の関係機関や資源との連携状況を資料や口頭で確認します。また、こどもや里親等にどのように活用されているのか、具体的な例をあげてもらい確認し評価します。
- 里親同士や施設によるレスパイト・ケアの利用状況を確認するとともに、レスパイト・ケアを多くの里親等が利用していない場合には、利用しない理由を口頭で説明してもらい、今後活用してもらうための計画を確認し評価します。
- こどもや里親等と関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた経験のある里親支援センターは、起きうる事態、実際にどのような関係調整等を行ったか、今後どのように対応する予定であるかを具体的に確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

27. 里親同士の関係構築支援

評価基準
里親同士が横のつながりを構築できるようにサポートされているか
(評価の着眼点・ポイント)
<p><input type="checkbox"/> 里親同士が話し合いや情報交換できる機会等を定期的に設けている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親同士が相互交流に参加しやすいように工夫している</p> <p><input type="checkbox"/> その他里親同士の関係構築が促進される取組を行っている</p> <p style="text-align: center;">(取組の具体的な内容：)</p>

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親等が悩んだとき、また悩みだけでなく、悲しみ、喜びを感じたときなど何らかの感情が動いたときに、同じように里親養育を行っている里親等と共感し合えることが大切であり、また同じような養育を経験した里親等から情報を得る必要があることから、里親同士が横のつながりを構築できるようにサポートされているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親同士が横のつながりを構築し、維持できるよう、どのようなサポートがなされているか確認し評価します。
- 里親等が必要とする際に話し合いや情報交換できる機会等を設けているか確認し評価します。
- 里親等が里親同士の相互交流に参加しやすい工夫について確認し評価します。
- 里親同士の関係構築が促進される取組について、確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

28. こどもと実親との面会交流

評価基準
こどもと実親との面会交流については、こどもと里親等に対して丁寧に説明し、可能な限りこどもの意見を尊重しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none">□ こどもと実親との面会交流の具体的な方法や養育状況の報告、親子関係再構築支援に向けた計画については、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、作成している□ 家庭復帰のための短期集中的な交流の場合は、こどもと里親等への説明を丁寧に行い、それぞれの疑問や不安にその都度対応している□ 定期的な面会交流の場合は、交流前後のこどもと里親等の状況を把握し、それぞれの心理的な安定が図られるよう適切な対応を行っている□ 面会交流に制限が必要な場合やリスクが高いと判断した場合は、必要に応じて調整を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、実親との面会交流は、こどもにも里親等にも葛藤をもたらすことが想定されるため、丁寧な説明や意見の尊重が求められることから、面会交流については、こどもと里親等に対して丁寧に説明し、可能な限りこどもの意見を尊重しているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 面会交流等の計画を作成するに当たっては、こどもと里親等への説明を丁寧に行っているか、また可能な限りこどもと実親との参加を促すことができているか確認し評価します。
- こどもと実親の参加については、児童相談所の方針を確認するとともに、里親支援センターはどのように検討しているのかも確認し評価します。
- こどもと実親との参加については、どのように実施しているのか具体的な方針と状況を確認し評価します。

- こどもと実親との面会交流や親子関係再構築支援に当たっては、児童相談所の担当児童福祉司との連携について、具体的にどのように実施しているのか確認し評価します。
- 家庭復帰のための短期集中的な交流の場合には、こどもの年齢や発達の状況に応じた説明が必要であり、必ずこどもや里親等に丁寧な説明を行っているかを評価します。実際にどのような説明を行っているのか、また疑問や不安を聴取し、具体的にどのような対応しているか確認し評価します。
- 面会交流前後は、こどもが不安定になることが想定されるため、里親等に予めそのことを周知し、必要な心理的備えができるようサポートしているか確認し評価します。
- 面会交流については、リスクを予測しながら、どのような場合に制限を加えているか確認するとともに、その制限が適切かどうか確認し評価します。
- 里親支援センターの予測するリスクについて、里親等、児童相談所と共有し、協議することができているか確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

29. 里親家庭での養育が不安定になった場合の対応

評価基準
里親家庭での養育が不安定になった場合は必要な対応をしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 里親家庭での養育が不安定になった場合は、早急に状況を把握している
<input type="checkbox"/> 問題の要因に応じて、児童相談所と情報を共有している
<input type="checkbox"/> 迅速に対応方針を検討の上、適切に対応している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親家庭での養育が不安定になった場合、里親等のみに任せている状況は改善しないことから、関係機関からも働きかけるとともに、里親家庭での養育が不安定になった場合は必要な対応をしているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 里親家庭での養育が不安定になったと察知した時には、早急に状況を把握するべく、家庭訪問や関係者への聴取を行えているか確認し評価します。
- 不安定に至った内容、要因に応じて、児童相談所と情報を共有できているか、どのような方法で行っているか確認し評価します。
- 里親支援センター内での方針の検討状況や決定方法を具体的に確認し評価します。
- 実際に里親家庭での養育が不安定になった際に具体的にどのように対応したか(するのか)確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

30. 被措置児童等虐待の防止と早期発見

評価基準
里親家庭でのこどもに対する被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親家庭に対して、被措置児童等虐待を具体的に例示し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいる<input type="checkbox"/> こどもが自分自身を守るための知識・方法を学習する機会を設け、こども自らが訴えることができるようにしている<input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合に、迅速かつ適切な対応ができる体制が整備されている<input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、被措置児童等虐待によるこどもの育ちへの影響を鑑み、被措置児童等虐待の防止と早期の発見が求められることから、里親家庭でのこどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるかについて評価します。

(評価の留意点)

- 被措置児童等虐待の防止、早期発見には、日常的な取組が必要となることから、被措置児童等虐待について、研修もしくは家庭訪問時等に、里親等、同居人、実子、委託されたこども自身各々に対して、具体的に例示を交えながら説明ができているか確認し評価します。
- 実際にどのように里親等が研修等で例示し学べる体制が取れているのか、研修内容、家庭訪問時の内容等を確認し評価します。
- こどもについても、個別の時間を取り、自分自身を守るための知識・方法を学習する機会を設けているか確認し評価します。
- こども自らが訴えるために、どのようなシステムを構築しているか具体的に確認し評価します。

- 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合に、実際にどのように対応することになっているのか、指揮系統や手順などをマニュアルとして作成しているか、作成していない場合には口頭で確認します。また、実際の事例があった場合には、事例についての対応を確認し評価します。

- 被措置児童等虐待の届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みは、どのように整備されているのか確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

3I. 里親等委託が不調となった場合の対応

評価基準
里親等委託が不調となった場合は、こどもと里親等の双方から聴取を行い、それを踏まえた援助方針を検討する。それでも委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更はこどもや里親等に与える影響を踏まえ適切な対応を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none">□ 里親支援センターは、里親等委託が不調となった場合にこどもや里親等から聴取を行い、十分なアセスメントをしている□ 里親等委託が不調となった場合は、次の養育の場への移行を丁寧に支援し、こどもや里親等の心理的ダメージに留意し、具体的なケアをしている□ 里親家庭と時機をみて、時間をかけて振り返り、整理することによって、養育チーム全体として受け止められるようにしている□ 委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更がこどもや里親等に与える影響について不調となった要因も踏まえながら検証し適切な対応を行っているか

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親等委託の不調は、こどもと里親等に後々まで残る傷を与えるため、こどもの意見や気持ちに配慮した上で、丁寧に説明を行う必要があることから、里親等委託が不調となった場合は、こどもや里親等に対して十分なアセスメントを行い、委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更はこどもや里親等に与える影響を踏まえ適切な対応を行っているか評価します。

(評価の留意点)

- 里親等委託の不調はこどもと里親等にとって辛い経験となるだけでなく、同時に、関係機関にとっても後悔が残る辛い体験となることから、特にこどもと里親双方の思いや考え方を十分に聴取を行っているか確認し評価します。
- 里親等委託が不調となったときにアセスメントをしても意味がなく、それ以前からのアセスメントが重要となることから、こどもと里親家庭それぞれのアセスメントが、里親等をリクルートした時から十分になされているか確認し評価します。

- 里親等委託の不調を体験したことのある里親支援センターであれば、実際に行ったアセスメント、こどもへの説明、意見聴取や、次の養育の場への移行支援をどのように実施したのか、また、こどもや里親家庭に、具体的なケアを行ったのか、その内容と方法を確認し評価します。経験がない里親支援センターの場合にも里親等委託の不調が生じた際には、どのように対応するのか方針を確認し評価します。

- 里親家庭についても十分にフォローするべきであり、時機をみて、時間をかけて不調に至った要因や経緯、背景等を振り返り、整理することにより、不調を里親等の責任に帰することなく里親支援センターの職員も含めて、養育チーム全体としてどう受け止めているのか（受け止めるつもりなのか）具体的に確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

32. 委託解除前後における里親等の感情の問題や委託解除後の喪失感への配慮

評価基準
委託解除前後における里親等の感情の問題や、委託解除後の喪失感へのサポートを行うとともに、委託解除後のこどもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> □ 委託解除前後の里親自身の感情の問題や受けられるサポートについて、研修の場等で予め触れている □ 委託解除後の里親等の喪失感について、こどもとの別離に対する様々な感情が言語化されることに対し、里親支援センター等の職員に対して言語化されることに対し、その感情が当然であることとしてサポートしている □ 委託解除後のこどもと里親等の関係について、実親が里親等に信頼感を十分持っている前提で、こどもの今後の生活にとって、こどもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、委託解除時にはこども及び里親等にも大きな喪失感をもたらすことから、里親等の喪失感へのサポートを行うとともに、解除後のこどもと里親等との関わりをアセスメントしているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 委託解除前後の里親自身の感情とサポートについて、研修や資料等で具体的に例示しながら、予め里親等に周知されているかを確認し評価します。
- 里親家庭を訪問して、里親等と一緒に委託されたこどもについて振り返るなど、里親等の喪失感を受け止めるとともに、里親等の気持ちの整理や次の養育の場への心の準備などのサポートができているかを確認し評価します。
- こどもが里親家庭での経験を振り返ることができるよう、どのようなサポートをしているかを確認し評価します。必要に応じて、里親家庭とのつながりを保ち続けているかどうかを評価します。またその際、児童相談所とどのような役割分担、連携がなされたかを確認し評価します。

- 委託解除時に、こどもの今後の生活に向けて、こどもと里親等がどのような関わりを持つのが良いのかをアセスメントし、どのようにサポートしたかを確認するとともに、サポートした結果について児童相談所と共有されているかを含め確認し評価します。

ii. 里親養育における支援の質

33. 児童相談所の苦情受付の窓口

評価基準
里親支援センターは児童相談所の苦情受付の窓口を周知し、苦情解決の仕組みが機能するか確認しているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 児童相談所の苦情受付の窓口をこどもや里親等に定期的に周知している
<input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みが機能するか確認している
<input type="checkbox"/> こどもや里親等が利用しやすい受付方法になっているか確認し必要に応じて児童相談所に改善を求めている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、苦情受付の窓口があっても周知不足やそもそも機能していなければ意味がないことから、里親支援センターは児童相談所の苦情受付の窓口を周知し、苦情解決の仕組みが機能するか確認しているかについて評価します。

(評価の留意点)

- 児童相談所の苦情受付の窓口について、どのような方法でこどもや里親等に定期的に周知しているか確認し評価します。
- 視覚化されている資料（チラシなど）とともに口頭でも伝えているかを確認し評価します。
- 苦情解決の仕組みが機能するか確認し評価します。
- 実際にこどもや里親等が利用しやすい受付方法であるか、当事者のこどもや里親等にも確認を取り、児童相談所に改善を求めているか確認し評価します。

i. こどもの権利擁護と最善の利益の優先

34. こどもの権利についての理解促進

評価基準
こどもの権利について、こどもに分かりやすく説明した上で支援が行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 児童相談所から配布されたこどもの権利ノートをもとに、こどもの権利について分かりやすく説明している<input type="checkbox"/> 里親等がこどもの権利を理解し、日常生活の中でこどもの権利をサポートできるように支援している<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等とともにこどもの年齢や発達に応じた自立支援計画を踏まえ、こどもの理解を促進するため、説明方法を工夫している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、児童相談所のこどもの権利ノートを配布するに留まらず、こどもの年齢や発達に応じた自立支援計画を踏まえ、こどもが理解できるように説明を工夫する等の取組が求められることから、こどもに対して、権利について分かりやすく説明し、支援しているかを評価します。

(評価の留意点)

- 児童相談所から配布された里親家庭で生活しているこども向けの権利ノートや、必要に応じてその他の資料等を用いながら、定期的にこどもの理解度に合わせた説明が行われているか確認し評価します。
- 里親等がこどもの権利を十分に理解し、日常生活において養育を実践しているか確認し評価します。

i. こどもの権利擁護と最善の利益の優先

35. こどもへの説明と意見聴取

評価基準
支援の過程において、こどもが理解できるような説明と意見聴取が適切に行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 援助方針や支援の見通しについて、こどもに分かりやすく説明している<input type="checkbox"/> 定期的にこどもの意見（意向・気持ち）を把握し、それらが支援内容等に反映されている<input type="checkbox"/> こどもに対して面接等を実施する場合には、その目的を明らかにし、こどもが話しやすい環境で意見を聴いている<input type="checkbox"/> こどもの権利擁護と最善の利益を優先する視点に立ち、こどもや里親等の状況を詳細に把握している<input type="checkbox"/> 支援の過程において、こどもの権利擁護やこどもの意見を聴くことに関する高度の専門性やバランス感覚を養うための職員向けの研修等を実施している

(目的・趣旨)

- 本評価基準では、こどもの意見聴取において、こどもの年齢や発達に応じた説明や聴き取りに際しての環境設定が重要であることから、支援の過程において、こどもが理解できるような説明や意見聴取が適切に行われているか確認するとともに、こどもの意見が支援内容等に反映されているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 援助方針や支援の見通しについて、説明するための具体的な方法について確認するとともに、こどもの意見（意向・気持ち）を支援内容等にどのように反映しているか具体的に確認し評価します。
- こどもの年齢や発達に応じた説明や意見（意向・気持ち）聴取をする際に、どのような工夫がなされているか、また、説明に利用する書類がこどもの年齢や発達に応じた内容となっているか確認し評価します。
- 里親支援センターは、こどもの権利擁護や意見聴取に関する職員向けの研修等を実施し、職員がこどもの権利を擁護する観点から、こどもや里親等の状況を把握できているか確認し評価します。

i. こどもの権利擁護と最善の利益の優先

36. こどもの意見表明支援

評価基準
こどもの権利を擁護するために、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して支援が行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親支援センターは、日々の支援の中において、こどもが日常生活の中でこどもが意見形成や意見・意向表明しやすい環境を整備するとともに、こどもや里親等に対して支援している<input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用しやすい環境を整備するとともに、事業の趣旨等をこどもに分かりやすく説明した上で支援を行っている<input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用したケースがある場合には、利用するまでのプロセスが適切になされていたか

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターがこどもの意見形成や意見・意向表明の重要性及び意見表明等支援事業の仕組みを理解し、こどもの権利を擁護するために、こどもに分かりやすく情報提供した上で、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して支援を行っているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 日々の支援の中において、こどもへの意見形成支援や意見（意向・気持ち）聴取について、どのような聴き取りを行っているのか、また、支援内容の記録、こどもや里親等への説明資料等を確認し評価します。
- 意見表明等支援事業の実施に当たり里親支援センターとして、こどもにも分かりやすく説明する等、適切に行っているかについて、こども向けの説明資料の確認や職員への聴き取りによって確認し評価します。
- 里親等への日々の助言内容を支援の記録等で確認するとともに、里親等に対する研修内容等を確認し、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して適切に支援を実施しているか確認し評価します。
- こどもが意見表明等支援事業を利用したケースがある場合には、利用するまでのプロセスが適切になされていたか確認し評価します。

i. こどもの権利擁護と最善の利益の優先

37. こどもの生い立ちの振り返りと記録の管理

評価基準
こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちを振り返る取組を行うとともに、記録の管理は適切に行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> こども自身が生い立ちを振り返ることができるよう、こども一人ひとりの記録の管理が厳格に実施されている<input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちや、生い立ちを振り返るための計画を立てている<input type="checkbox"/> 生い立ちを振り返る際には、里親支援センターはその伝え方や内容について、里親や他の支援機関等と協議した上で共有している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親家庭での養育過程において、こどもが自身の生い立ちについて十分に知らされておらず、思春期になってこれらの事実に触れることによって、こどもが動揺し不安定になることもあることから、こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身が生い立ちを振り返ることができるよう計画を立てた上で取組を行っているかを確認するとともに、こどもの記録の管理が厳格に行っているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 訪問調査等において、こどもの記録の管理方法を直接確認し評価します。
- こどもがどの程度、自身の生い立ちについて知っているか、生い立ちを振り返る意向があるか等について現状を把握するための取組みが実施されているか確認し評価します。
- 自身の生い立ちを振り返るための計画を立てているか確認するとともに、その伝え方や内容について里親や他の支援機関等と協議した記録や書類等を通じて確認し評価します。

i. こどもへの権利擁護と最善の利益の優先

38. こどもの権利侵害の防止

評価基準
こどもへの権利侵害の予防や、早期発見のための取組に加え、こどもへの不適切な養育に対する予防や対策が適切に行われているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親等への研修において、こどものニーズ把握とその対応等の研修を実施し、不適切な養育になる前に助言等のスーパーバイズを行っている<input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等による支援を通じて、養育について相談しやすい体制を構築している<input type="checkbox"/> こどもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みをこどもに分かりやすく説明している

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、こどもへの権利侵害の予防や早期発見のための取組を具体的にを行うことが求められることから、こどもへの不適切な養育に対する予防や対策が適切に行われているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- こどもに対する不適切な養育について、こどもへの権利侵害の予防や早期発見のための取組を確認する際には、具体的な方法が明文化されている書類等があるか確認し評価します。
- こどもへの不適切な養育に対する予防や対策を適切に行うため、里親等への研修において、こどものニーズ把握とその対応等について学ぶ機会を設け、委託時に想定されるこどもの特徴や行動パターンについて、より有効なスーパーバイズを行うとともに、委託時のこどもの情報等を通じて、里親家庭訪問や電話等により養育状況を具体的に把握し、里親等が相談しやすい体制を構築しているか確認し評価します。
- こどもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みについて、こどもに分かりやすく説明するための資料等を確認するとともに、具体的な周知方法やこどもの理解についても確認し評価します。

ii. こどもの基本的な生活

39. こどものウェルビーイング

評価基準
こどもは、日常の中で健やかな成長・発達が図られるような生活を送れるよう、里親支援センターとして里親等に対して支援を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> こどもが心身ともに健康的な生活ができ、健やかな成長・発達が図られ、里親等が日常的に適切な養育を行うよう必要に応じて助言支援を行っている。<input type="checkbox"/> こどもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、里親等と協働して支援を行っている<input type="checkbox"/> 最低限必要な家庭の決まり事は、こどもに意見を聞いた上で、合意のもと決定するよう、里親等に対して助言等を行っている<input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、必要な学習環境の整備や文化芸術活動等の必要な体験が得られるよう、こどもの求めに応じて里親等が対応できるよう助言等により支援を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、日常の中で健やかな成長・発達が図られるような生活を送っているかや、こどもが心身ともに健康的な生活ができるよう、里親等からの求めに応じて、相談できる体制の整備や助言等による支援を行っているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- こどもの基本的な生活については、こどもの基本的な生活習慣を把握できるよう、里親等が生活記録を作成しているか、定期的に確認を行っているかを確認し評価します。
- 最低限必要な家庭の決まり事は、こどもが参画し決定されるような実践が里親家庭で行われているか、記録や聞き取りを通じて確認し評価します。
- こどもの年齢や発達又は意向に応じた学習環境が整えられているか、里親家庭への訪問時等に確認するとともに、こどもの求めに応じて文化芸術活動等の必要な体験が得られるよう、里親等に対して支援を実施しているかについて、記録や聞き取りを通じて確認し評価します。

ii. こどもの基本的な生活

40. 性に関する教育

評価基準
こどもが性による被害者又は加害者にならないよう、里親等がこどもの年齢や発達に応じて性についての正しい知識を教育することや、こどもの疑問や不安に対応できるよう支援を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 里親等が性に関することをタブー視せず、こどもの疑問や不安に応えられるように、研修や助言等により支援している<input type="checkbox"/> こどもの年齢・発達の状況に応じて、里親等がこどもの性に関する正しい知識を教育するための研修や助言等を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、こどもが性による被害者・加害者にならないよう、こどもや里親等が正しく性の知識を得られる機会が整えられていることが重要であるため、里親等がこどもに対して、性についての正しい知識を教え、こどもの疑問や不安に応えるよう、研修や助言等により支援しているか相談体制も含めて確認し評価します。

(評価の留意点)

- 里親等に対して性に関するテーマの研修の実施や、ジェンダーに関する考え方や価値観を理解するような働きかけをどのように行っているか、聴き取りを通じて確認し評価します。
- 里親等からの性に関する質問や相談を受ける体制が整えられているか、職員の役割や体制が記載された書類や記録などを通じて確認し評価します。
- 里親等が、こどもが性に関する不安を抱えているかどうかを把握しているか確認するとともに、こどもの性に関する正しい知識を教育するための研修や助言等を行っているか、記録や聴き取りを通じて確認し評価します。

ii. こどもの基本的な生活

41. 非常時・災害時の安全確保等

評価基準
非常時・災害時に備えて、こどもや里親等の安全が確保されているか
(評価の着眼点・ポイント)
<p><input type="checkbox"/> 非常時・災害時における連絡方法、安全確保や避難場所等について、予めこどもと里親等の間で取り決めが行われているか確認し、必要に応じて助言等を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターにおいて、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努めているか</p>

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、非常時・災害時に備えて、非常時や災害時における連絡方法、安全確保や避難場所等について、予めこどもと里親等の間で取り決めが行われているか確認し、必要に応じて助言等を行うとともに、児童福祉施設として、里親支援センターにおいて、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努め、こどもや里親等の安全が確保されているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- 非常時・災害時の連絡方法、安全確保や避難場所等について、各里親家庭での取り決めが行われているか確認するとともに、必要に応じて助言等の支援を行っているか、記録や聞き取りを通じて確認し評価します。
- 里親支援センターにおいて、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画についても確認するとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めているか確認し評価します。

ii. こどもの基本的な生活

42. こどもへの関わりと関係性

評価基準
里親家庭や里親支援センターによるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切に保たれ、相談先等について周知を行う等の相談体制が構築されているか
(評価の着眼点・ポイント)
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもにとって、里親家庭におけるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切である<input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員による実子を含む里親家庭のすべてのこどもへの関わりとそれぞれの関係性は適切である<input type="checkbox"/> こども自身が悩みを抱えた時の相談先をわかるようにしている<input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもが里親支援センターに相談できる機会を作っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、里親支援センターは、実子を含む里親家庭のすべてのこどもが悩みを抱えた際に、相談先がわかるよう周知することや相談体制を整えることが求められるため、こどもと里親家庭の関わりと関係性や、里親支援センターによるこどもへの関わりと関係性が適切か確認し評価します。

(評価の留意点)

- 里親等とは別に、実子を含む里親家庭のすべてのこどもへの聴き取りなどを定期的に行っているか、記録などを通じて確認し評価します。
- こどもや実子に対し、相談先がわかりやすく記載された文書などを配布・説明する機会を設けているか、こどもへのヒアリングやアンケート結果を踏まえ確認し評価します。

ii. こどもの基本的な生活

43. 里親家庭で育つ子ども同士の関係構築支援

評価基準
里親家庭で育つ子ども同士の関係が築けるよう、適切に支援を行っているか
(評価の着眼点・ポイント)
<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、子ども同士が遊び等を通じて相互交流できる機会を里親等が設けているか定期的に確認し、必要に応じて支援を行っている

(目的・趣旨)

- 本評価基準は、委託されている子ども同士が交流する機会等を設けることは、こどもの声を聞くことで権利の擁護につながるとともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つことや、委託された子ども同士のいじめや実子との衝突等、子ども同士の間の暴力がある場合など、里親等だけの対応が困難な場合を想定し、里親等に対し、研修等により適切に支援を行っているか確認し評価します。

(評価の留意点)

- こどもの年齢や発達又は意向に応じて、子ども同士が相互交流できる機会等を里親等が定期的に設けているか確認し、その内容などを自立支援計画や事業計画等に反映しているか確認し評価します。
- 実子の意見を聴くための取組について、自立支援計画等や記録などを通じて確認し評価します。
- 子ども同士が相互交流できる機会等については、子どもからの評価や希望を受けられるような工夫がなされているか書面などを通じて確認し評価します。

IV. 利用者調査

1. こども・里親等向けアンケート調査

(1) 里親等への依頼文（例）

○年○月○日

○○○○

里親支援センター第三者評価に関する アンケート調査ご協力をお願い

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機関は、里親支援センターの第三者評価を実施しており、この度、○○からの依頼により、第三者評価を実施することとなりました。

里親支援センターの第三者評価は、こどもの最善の利益の実現のためにセンター運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものです。

また、里親支援センターは、里親やファミリーホーム養育者や里親等委託されたこどもが相談しやすい環境を整えるために、一貫した体制で継続的に里親等支援を行うために業務の質の評価を行い、定期的に外部の評価を受け、それらの結果を公表して常にその改善を図らなければならないと定められ、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられています。

これらにより、○○の支援を受けている里親等及び里親等委託されたこどもを対象に、利用者の意向を把握することを目的として、その結果を今後のより良質かつ適切な支援に繋げられるよう、アンケート調査を実施したく、ご協力をお願い申し上げる次第です。

皆様からのご協力が、今後のセンター運営の質の向上や支援方法の改善のための有用な資料となります。ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 同封されているもの

- ①アンケート調査ご協力をお願い
- ②里親向けアンケート調査用紙
- ③こども向けアンケート調査用紙
- ④こども向けアンケート用封筒（1）
- ⑤返信用封筒（1）

2. 回答方法

同封のアンケート調査用紙またはオンライン（ウェブ）にてご回答ください。

3. 回収方法

郵送によりご回答いただくに当たっては、同封された返信用封筒に入れて投函してください。

注) こども向けアンケート用紙は、同封されたこども向けアンケート用封筒にこども自身が入れ、テープで封をし、皆様が内容を見たり封を開たりせずに返信用封筒に入れて投函してください。

本調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

(第三者評価機関名)

担当 :

住所 :

TEL :

E-Mail :

(2) 里親等向けアンケート調査 (例)

里親支援機関に関するアンケート調査 (里親用)

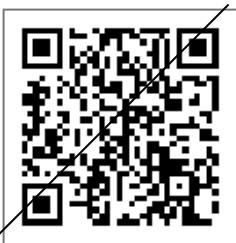
◆調査の回答方法

本アンケート調査は、オンライン (ウェブ) でも回答が可能です。

オンラインまたは、次ページ以降の調査用紙のいずれかに回答してください。

▶オンラインで回答される方

スマートフォンで下記 QR コードを読み取って回答してください。



<https://questant.jp/q/foster>

▶アンケート用紙で回答される方

次ページ以降に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒 (切手不要) で返送してください。

◆回答締切

までに回答 (又は投函) をお願いします。

こども向けアンケートについて (里親家庭で生活するみなさんへのアンケート調査)

小学校2年生以上の里子の皆様にもアンケートへのご回答をお願いしたいと考えております。該当するお子さまを養育中の場合は、こども向けアンケートへのご回答をお願いします (こちらにもオンラインでの回答も可能ですが、オンラインはふりがなの記載がありません)。アンケート回答にあたり、里親支援センターの担当者についてうかがいますので、〇〇の担当者をお子さまが認識していない場合は、担当者名を予め伝えて下さい。

回答済みのこども調査票は、お子さまご自身が封筒に入れ、テープを貼った上で預かり、開封したり内容を見たりせずに本調査票とあわせて同封の返信用封筒 (切手不要) に入れて返送してください。

里親支援センターに関する調査（里親等用）

◇調査のご協力をお願い◇

この調査票は、里親登録をされている方々に、里親支援センターに関しての現状やお考えについてお伺いするものです（回答1世帯1枚まで）。ご回答の際は、当てはまる選択肢の番号を○（マル）で囲んでいただき、具体的な内容、数字をご記入ください。202●年（和暦●年）●月●日現在の状況についてご記入をお願いします。

ご記入いただいた回答結果は、里親支援センターまたは児童相談所職員が直接確認することはありません。また、回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないようにします。

ご記入が終わりましたら、記入漏れや間違いがないかをご確認頂き●年●月●日（●）までに同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

里親制度に関する問い合わせと研修についてお聞きします。

問1. 里親に関心を持ったきっかけは何でしたか？（○はいくつでも）

- | | | | |
|---------------|---------|-----------|---------------------------------|
| 1. テレビ・ラジオの放映 | 2. 車内広告 | 3. 雑誌等 | 4. 市政だより及び回覧板 |
| 5. チラシ・リーフレット | 6. ポスター | 7. ポスティング | 8. ホームページ |
| 9. インターネット広告 | 10. SNS | 11. 口コミ | 12. 知り合いが里親又は里子 |
| 13. セミナー・イベント | 14. 病院 | 15. 宗教団体 | 16. 児童福祉施設 |
| 17. 行政窓口 | 18. 書籍 | 19. 不妊治療 | 20. その他（ ） |

問2. 里親制度に関する問合せから登録までの対応をどのように思われましたか？（○は各1つだけ）

	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	ま ったく そう 思わ ない	わ か ら な い
A 里親制度について気軽に問合せできる	1	2	3	4	5
B 問合せへの対応が迅速である	1	2	3	4	5
C 経済的なサポートや支援体制など不安や負担感が軽減できるような説明をしている	1	2	3	4	5
D こどものニーズや行動特性、里親の役割などを丁寧に説明している	1	2	3	4	5
E 里親登録にいたるまで、検討段階に応じた情報提供がある	1	2	3	4	5

問3. 里親登録前の研修について、どのように思われましたか？（○は各1つだけ）

※参加したことがない場合や研修がなかった場合は「わからない」を選択してください。

	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	まっ たく そう 思わ ない	わ か ら な い
A 研修では、演習が行われ、気づき及び疑問等について 里親間で話し合い、理解を深めている	1	2	3	4	5
B 研修受講後は、研修で習得した内容や反省点について 面接等と言語化している	1	2	3	4	5
C 登録まで研修のステップごとに、ニーズや意向を 確認されている	1	2	3	4	5
D 登録前研修は、必要な知識や技術を得るために十分な 内容である	1	2	3	4	5

問4. 里親登録後の研修について、どのように思われましたか？（○は各1つだけ）

※参加したことがない場合や研修がなかった場合は「わからない」を選択してください。

	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	まっ たく そう 思わ ない	わ か ら な い
A 研修は、里親のスキルアップにつながる	1	2	3	4	5
B 研修は、里親養育に必要な知識が深まる	1	2	3	4	5
C 実親との協働の重要性を認識できる	1	2	3	4	5
D 里親委託後の研修は、実践的な内容である	1	2	3	4	5
E 里親の相互交流は、里親同士のピアサポートにつながる	1	2	3	4	5

問5. 里親登録前の訪問調査では、同居家族の意向についても確認されましたか？（○は1つだけ）

- | | | |
|----------|-------------|-----------------|
| 1. 確認された | 2. 確認されなかった | 3. わからない・覚えていない |
|----------|-------------|-----------------|

問6. （里親登録後）未委託の期間中、未委託の理由について説明がありましたか？（○は1つだけ）

- | | | |
|--------|---------|----------------|
| 1. あった | 2. なかった | 3. 未委託の期間がなかった |
|--------|---------|----------------|

問7. 問6で「1. あった」と回答された方にお聞きします。説明は納得できる内容でしたか？（○は1つだけ）

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| 1. 納得できた | 2. 納得できなかった | 3. どちらとも言えない |
|----------|-------------|--------------|

問8. こどもの里親委託または委託一時保護を受けたことはありますか？（○は1つだけ）

- | | | | |
|-----------|-------------|---------------|---------|
| 1. いずれもない | 2. 里親委託のみある | 3. 委託一時保護のみある | 4. 両方ある |
|-----------|-------------|---------------|---------|

マッチングと委託前交流について教えてください。

問9. こどもとのマッチングと委託前交流についてどう思われましたか？（○は各1つだけ）

※ご経験がない場合は「わからない」を選択してください。

	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	まっ たく そう 思わ ない	わ か ら な い
A こどもに関する情報や養育上の留意点について説明があった	1	2	3	4	5
B こどもと里親の関係づくりは段階的に行われていた	1	2	3	4	5
C こどもを迎える準備のためのサポートがあった	1	2	3	4	5
D こどもは気持ちを大切にされ、安心して里親家庭で生活できるよう支援されていた	1	2	3	4	5
E 里親家庭とこどもの熟慮のための期間が確保されていた	1	2	3	4	5

里親支援センターの支援について教えてください。

問 1 0. 里親支援センターについて、どのように思っていますか。(○は各 1 つだけ)

	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	ま ったく そう 思わ ない	支 援を 受け たこ とが ない
A 委託後に定期的に家庭訪問や電話などのフォローが十分ある	1	2	3	4	5
B こどもの養育について困ったときに相談しやすい	1	2	3	4	5
C こどもの養育について困ったときに参考になるアドバイスが得られる	1	2	3	4	5
D ラブルや相談というほどではないが、ちょっとした悩みを話せる	1	2	3	4	5
E 担当者と連絡がつきやすい	1	2	3	4	5
F 緊急の際には、いつでも連絡できる	1	2	3	4	5
G 一緒にチームになって養育してくれる	1	2	3	4	5
H 学校や関係先など、地域にも里親理解を広めようとしている	1	2	3	4	5
I 委託された子どもや実子が、担当者に相談できる関係にある	1	2	3	4	5
J 実子への配慮がある	1	2	3	4	5
K 委託解除後の喪失感などについて、支援や配慮がある	1	2	3	4	5

問 1 1. 里親支援センターについて、ご意見やお考えがあれば教えてください。

問 1 2. 養育上の課題や難しさ感じた場合には、早い段階で相談し、助言に耳を傾けていますか？
(○は 1 つだけ)

1. とてもそう思う	2. そう思う	
3. そう思わない	4. まったくそう思わない	5. 経験がない

問 1 3. こどもへの不適切なかわり方について具体的に説明を受けましたか？ (○は 1 つだけ)

1. 受けた	2. 受けていない	3. わからない・覚えていない
--------	-----------	-----------------

(3) こども向けアンケート調査 (例)

里親家庭で生活するみなさんへ アンケートご協力 のお願い

このアンケートは、里親家庭で生活するみなさんを支援する団体(「〇〇〇〇」と言いますが、ここから「〇〇」と書きます。)がよりよくなるように、みなさんからのご意見をお聞きするものです。

みなさんが答えてくれた内容は、〇〇がよりよい活動をするにはどうしたらいいか、どんな課題があるかを考えるために使わせてもらいます。

アンケートは、あなたの名前を書く必要はありません。また、アンケートを里親さんや〇〇のひとがそのまま見ることはありません。アンケートの結果は、だれが書いたかわからないようにして使います。

あなたがこれまでに経験したことやあなたの素直な気持ちを聞かせてください。

<アンケートの答え方>

- ・アンケートの質問は、全部で17問あります。
 - ・あなた自身のことや、あなたの考え・気持ちに一番近いものに、○をつけてください。
 - ・答えたくない質問やわからないことは答えなくて良いです。名前も書く必要はありませんが、書きたい場合は書いてください。
- ※自分で答えることが難しい場合は、里親さんや〇〇のひとに手伝ってもらって答えることもできます(周りの大人に声をかけてください)。

アンケートを書き終えたら、一緒に渡した封筒に入れて、テープを貼って里親さんに渡してください。

インターネットで答えたい場合は、下のQRコードをスマートフォンから読み取るか、URLを入力して回答してください。ご協力よろしくお願いたします。



アンケート 担当者名

里親支援センター（〇〇）のひとについて教えてください。

※里親支援センターのひとが分からない場合は、里親さんに聞いてから教えてください。

問1. あなたは、里親支援センターのひとは話しやすい大人だと思えますか？

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

問2. あなたは、里親支援センターのひとと最近1年間に話をしましたか？

1. 話していない 2. 話した 3. わからない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

里親支援センターまたは児童相談所について教えてください。

問3. あなたは、あなたの今の状況について説明を受けましたか？

1. 説明を受けた 2. 説明を受けていない 3. わからない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

問4. あなたは、あなたのこれからのことについて説明を受けましたか？

1. 説明を受けた 2. 説明を受けていない 3. わからない

い

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

問5. あなたは、あなたの実親のことについて話し合うことはできていますか？

1. できている

2. できていない

3. わからない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

あなたの今の生活や経験について教えてください。

問6. あなたは、里親家庭は安心して生活ができるとおもいますか？

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

問7. 里親さんは、あなたの意見や気持ちをよく聴いてくれるとおもいますか？

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

あなたの意見や考えがあれば、自由に書いてください：

問8. あなたは、里親家庭での生活について満足していますか？

1. 満足 2. どちらかといえば満足 3. どちらかといえば不満 4. 不満

あなたの意見や考えがある場合は、自由に書いてください：

--

問9. あなたの健康状態けんこうじょうたいはどうか？

1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない
あなたの意見 <small>いけん</small> や考え <small>かんが</small> がある場合は、自由 <small>じゆう</small> に書 <small>か</small> いてください：

問10. あなたは、「こどもの権利けんり」について、聞きいたことはありますか？

1. 聞 <small>き</small> いたことがある 2. 聞 <small>き</small> いたことはない 3. わからない
あなたの意見 <small>いけん</small> や考え <small>かんが</small> がある場合は、自由 <small>じゆう</small> に書 <small>か</small> いてください：

問11. 問10で「1. 聞きいたことがある」と答こたえた人にお聞ききします。「こどもの権利けんり」は、どんなものかわかりますか？

1. よくわかる 2. わかる 3. わからない 4. まったくわからない

問12. 今いまの里親家庭さとおやかていの人ひとや身近みぢかな大人おとなは、あなたを叩たたいたり蹴けったり、乱暴らんぼうな言葉ことばを使つかったりしないで接せつしてくれますか？

1. はい 2. いいえ 3. わからない
あなたの意見 <small>いけん</small> や考え <small>かんが</small> がある場合は、自由 <small>じゆう</small> に書 <small>か</small> いてください：

問13. あなたが今いまの里親家庭さとおやかていで「こまったな」「いやだな」と思おもったときに、だれに相談そうだんすればいいか知しっていますか？

1. 知 <small>し</small> っている 2. 知 <small>し</small> らない 3. わからない

2. こども・里親向けインタビュー調査

(1) 里親等への依頼文（例）

○年○月○日

○○○○

里親支援センター第三者評価に関する インタビュー調査ご協力をお願い

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機関は、里親支援センターの第三者評価を実施しております。

この度、○○の支援を受けている里親の方及びおこさま（里親委託されているこども）
を対象にインタビュー調査を行いたく、ご協力をお願い申し上げる次第です。

皆様からのご協力が、今後のセンター運営の質の向上や支援方法の改善のための有用な資料となります。ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます

本調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

(第三者評価機関名)

担当 :

住所 :

TEL :

E-Mail :

インタビュー調査概要

1. 調査対象

- ・ ○○からお子さまの委託を受けている里親
- ・ ○○の支援を受けて里親家庭で育つお子さま

2. インタビュー内容（予定）

<里親の方>

- ① 問合せから里親登録、マッチング、委託までのプロセスやご経験
- ② ○○や児童相談所とのかかわり、これまでに受けた説明やサポート
- ③ 助かっていること、改善を望まれること
- ④ 養育で心掛けていること、お考え 等

<お子さま>

- ① 日常の生活、休日の過ごし方
- ② ○○や児童相談所とのかかわりやこれまでに受けた説明やサポート
- ③ こどもの権利や自立支援計画についての理解
- ④ 今の生活で満足していること、お困り事 等

3. 実施方法

（例）○○室にて、評価調査者数名と対面で実施等

4. 調査実施日

※日程の調整方法等記載して送付

(2) こどもへのインタビュー説明資料（例）

1

私たちは、

〇〇〇〇〇の評価調査チームです。

私たちは、現在□□□□□から依頼を受けて、□□□□□の良いところや改善した方がよいことなどについて、知りたいと思っています。

2

私たちが話を聞きたい理由は、

□□□□□に、何がよい点で、今後何を変えるといいかを伝えたいからです。

私たちは、支援に関するあなたの経験やあなたの考えはとても重要だと考えています。

私たちは、あなたが話してくれたことを真剣に受け止めたいと思っています。

私たちは、あなたやあなたの家族について調べるわけではありません。

3

インタビューは、

協力してくれるこどもたちを対象に実施します。

インタビューでは、以下のことを聞く可能性があります。

- □□□□□の方とのかかわりについて
- □□□□□から受けた説明や支援について
- 日常生活の中で満足していることや困りごとについて
- 支援についての意見や希望について

以下のことを知っておいてください。

- あなたが私たちと話したくなければ、話さなくてもよいです。
- あなたが話したくないことは、話さなくてもよいです。
- いつでも好きなときにやめることができます。

4

インタビューのあとに私たちが行うことは、

あなたや他の方へのインタビューをもとに、私たちの気がついたことを□□□□□に伝えるための報告書を作成します。この報告書は、あなたが特定されるようなことは一切書きません。私たちは、あなたが話してくれた内容についてメモや記録に残しますが、それを児童相談所や、里親さんにそのまま見せたり伝えたりすることはありません。

他にも心配なことや気になることがあれば、なんでも聞いてください。

ご協力よろしくお願ひいたします。

V. 自己評価入力シート及び第三者評価結果報告書

1. 自己評価入力シート

評価基準	判定	備考
I 里親支援センターの運営・体制		
1 リーダーシップ及び関わり		
<p>里親支援センターの長は、リーダーシップを発揮し、責任を持って業務に関わっているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターの長の責任を明確にしている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターの長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターの長は、リーダーシップを発揮して、責任を持って業務に関わっている</p>		
2 人材の確保・育成		
<p>人材の確保と育成に関する計画を立て、実行しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な人材の採用と育成が行われている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターの業務の質の向上、効率化のための取組を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 職員に必要な専門性を確保するための取組を行っている</p>		
3 職場環境		
<p>職員が働きやすい環境づくりに取組んでいるか</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の就業状況や意向・意見を把握している</p> <p><input type="checkbox"/> 働きやすい環境にするための取組を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 年次休暇の取得状況や労働時間が適正である</p>		

4 情報管理		
<p>個人情報の取扱いが適切に行われているか</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保護・管理が適切に実施されている</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報管理の責任者が明確である</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修が里親支援センター内で実施されている</p>		
5 法令遵守		
<p>里親支援センター及びその職員は法令等を理解し、遵守しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は遵守すべき法令等を理解している</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は法令等を遵守している</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員又は職員であった者に対し、守秘義務を課している</p>		
◆ I について自己評価をしてみたの気づきや課題等についてのコメント		
II 里親支援センターにおける児童相談所との連携		
6 児童相談所と連携した支援の連続性		
<p>一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されており、児童相談所と連携してこどもや里親等への支援について連続性をもって提供されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されている</p> <p><input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援に当たっては、児童相談所と連携の上、連続性をもって提供されている</p>		

7 児童相談所との協働関係		
<p>里親支援センターは、児童相談所と適切な協働関係を構築しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所と協働するために、それぞれの役割を明確化している <input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員は、児童相談所との協働への意欲を持ち、それぞれの役割を理解した上で業務に取り組んでいる <input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員は、児童相談所の職員との信頼関係の構築に努め、互いに成長し、貢献し合えるという認識の下、協働関係を保っている 		
8 協働のプロセス		
<p>里親支援センターは、児童相談所と協働関係を構築するために必要な取組を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童相談所と継続的にコミュニケーションをとり、意思疎通を図っている <input type="checkbox"/> 里親支援センターと児童相談所の業務の目的を明確にし、それぞれの役割（具体的な成果目標を含む）について合意している <input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援ニーズを分析し、児童相談所等の関係機関と協議して計画を立てている <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所との協働関係を構築・発展させるためのプロセスを確立し、継続的に見直している <input type="checkbox"/> 協働関係を構築するに当たって、児童相談所との情報共有に関するルールを定め、正確な情報を共有している 		
9 協働の資源		
<p>里親支援センターは、児童相談所と協働するための資源（体制、職員数等）を適切に確保しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親支援センターが児童相談所と協働関係を構築する上で必要となる体制や職員配置となっている <input type="checkbox"/> 児童相談所との協働関係を構築するために必要な資源の確保や必要な計画が策定できている 		
10 児童相談所による措置決定への関わり		
<p>里親支援センターは、児童相談所がより適切な措置決定をするために、協働者として適切な情報提供や提案などができているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童相談所の措置決定や援助方針の決定等に際して、里親支援センターとして適切な情報提供や方針に対する提案をできる関係性となっている 		

<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所が包括的にアセスメント等を行うことができるよう必要な情報提供をしている <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、適切な情報提供を行うことや提案をするために共通のアセスメントシートを活用するなど、適切に行っている		
III 里親支援センターの業務の効果的な実施		
i 里親制度等普及促進・里親等のリクルート及びアセスメント		
11 里親制度等普及促進		
里親制度等の普及促進について、これまでの取組を検証し、里親制度等の普及促進の向上に努めているか <input type="checkbox"/> 広く一般の方が里親等に関する情報に触れる機会を数多くつくり里親制度等に関心を持つきっかけを作っている <input type="checkbox"/> 里親制度等の普及啓発に当たり、効果的な取組例を参考にすると、積極的に取組を行っている		
12 里親等リクルートのための現状分析と戦略立案		
里親等リクルートの課題などについて分析を行い、戦略的・効果的なアプローチを実行しているか <input type="checkbox"/> 里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等の現状分析を行い、有用な取組を検討している <input type="checkbox"/> これまでの里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等、得られた情報をもとに、里親等をリクルートするための現状分析を行っている <input type="checkbox"/> ターゲットの特徴に合わせた戦略的・効果的なアプローチを実行している		
13 里親等リクルートのための効果的な情報発信		
問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの目標を立て、効果的な情報発信と見直しを行っているか <input type="checkbox"/> 問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの具体的な目標を立て、取組の効果を測定している <input type="checkbox"/> 効果的な情報発信の手法について検討を行い、実践している		
14 問い合わせへの対応とガイダンス		
問い合わせに迅速に対応し、里親制度等の意義やサポート体制などを丁寧にガイダンスしているか		

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 気軽に問い合わせできるような工夫をしている <input type="checkbox"/> 関心を持っていただいた方からの問い合わせに迅速に対応している <input type="checkbox"/> 里親等への経済的なサポートや支援体制など、不安や負担感を軽減できるような説明をしている <input type="checkbox"/> こどものニーズや行動特性等について、里親等の役割などを丁寧にガイダンスしている <input type="checkbox"/> 実子がいる家庭に対しては、実子との関係についてなど、家庭に合わせた不安を解消する工夫をしている 		
15 里親希望者等のアセスメント		
<p>里親希望者等に対して面接・研修や訪問調査を行い、適性を丁寧にアセスメントしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親等を希望する理由を丁寧に確認し、里親等になる動機を正確に把握している <input type="checkbox"/> 実習先での里親希望者等の評価（強みや弱み）を確認し、アセスメントに活かしている <input type="checkbox"/> アセスメントに当たり、家庭訪問調査を必ず行い居住環境や近隣の環境の把握と、同居家族の意向等を確認している <input type="checkbox"/> アセスメントのための面接や家庭訪問は、可能な限り複数の職員で行い、アセスメント結果について児童相談所に共有している <input type="checkbox"/> 里親等としての適性は、こどもの委託をイメージした上で確認し、児童相談所と理解を共有している <input type="checkbox"/> 里親等としての適性が不十分な場合には、里親希望者等に結果をフィードバックし、今後の対応を伝えている 		
ii 里親等に対する研修		
16 登録前、登録後及び委託後における里親等に対する研修		
<p>里親支援センターは、法定研修である登録前研修・基礎研修・更新研修のみならず、必要に応じて子どもや里親等のニーズに沿った研修を実施することにより、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法定研修の全てにおいて、演習を組み入れ、気づき及び疑問等について里親間で話し合い、理解を深めるようにしている <input type="checkbox"/> 研修では、里親等の役割をこどもの視点で捉え、実親との協働がこどもの健やかな成長に寄与することを伝えている 		

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 研修内容は、必要なスキルや知識を得るために十分な内容であり、適時改善を図っている <input type="checkbox"/> 登録前研修後は、習得した内容や反省点について面接等で言語化し、里親制度への理解を確認している <input type="checkbox"/> 里親登録後の研修では、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用し、里親等の強みや課題を捉えている <input type="checkbox"/> こどもや里親等のニーズに沿った実践的な研修を実施している 		
iii 未委託里親への取組		
17 未委託里親への取組		
<p>未委託里親への取組の実施や家庭状況の確認をしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未委託里親の家庭状況や受託の意向を定期的にアセスメントし、マッチングに活かしている <input type="checkbox"/> 未委託里親に対するトレーニングや研修等を実施し、養育力の向上を図っている <input type="checkbox"/> 未委託里親の養育に対するモチベーションの維持や理解を深めている 		
iv こどもと里親等のマッチング		
18 委託前交流		
<p>こどもと里親等の関係づくりを段階的に行い、こどもが安心して生活できるようにしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親等に対し、こどもに関する情報や養育上の留意点を十分に説明している <input type="checkbox"/> 里親と同居家族の受け止めと意向を丁寧に確認し、不安がある場合の整理や地域資源の調整をしている <input type="checkbox"/> こどもと里親等の関係づくりは、段階的に行われている <input type="checkbox"/> 交流中のこどもと里親家庭の様子、関係性の変化等を把握している <input type="checkbox"/> こどもの気持ちを大切に、安心して里親家庭で生活できるよう必要に応じた支援を行っている 		

19 マッチングの検討		
<p>こどもと里親等に対するアセスメントを踏まえ、こどもにとって最も望ましい里親等を選定し、マッチングを検討しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターは、リクルートから研修までに把握した里親等に関する情報を児童相談所に十分に提供している</p> <p><input type="checkbox"/> マッチングは里親等委託の成否を左右する極めて重要な要素であることから、こども、実親、里親等に対して十分な情報提供を行うとともに、こども・里親等の熟慮期間を確保しながら関係機関等に対して情報を共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託のための調整期間は、できるだけ長期にならないように努め、長い場合でも2、3ヶ月程度を目安としている</p> <p><input type="checkbox"/> こどもと里親等の状況を踏まえたチーム養育体制の支援計画等を踏まえてマッチングしている</p>		
v こどもの基本的な生活		
20 自立支援計画		
<p>こどもの養育計画（「自立支援計画」という。以下同じ。）等は、こどもや実親、里親等の意向が十分に尊重されたものとなっており、必要に応じて適切に見直しが行われ、こどもや里親等がその内容を理解しているか</p> <p><input type="checkbox"/> こども、実親、里親等の意向が十分に尊重された自立支援計画となっており、計画については、こどもや実親、里親等が理解している</p> <p><input type="checkbox"/> 自立支援計画は、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター等及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有している</p> <p><input type="checkbox"/> 自立支援計画の進捗を把握し、達成状況などから定期的（3～4か月に1回程度）に見直しをしている</p>		
21 委託中及び委託解除後のこどもの自立支援		
<p>将来の目標に向けて、委託中及び委託解除後のこどもに対して自立に向けた支援を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 委託解除前からこどもの将来を見据えた自立支援計画となっており、自立に向けた適切な相談支援が行われている</p> <p><input type="checkbox"/> 委託解除後のこどもの継続的な状況把握を実施している</p>		

<input type="checkbox"/> 委託解除後の支援では、委託されていた里親や社会的養護自立支援拠点事業所等の適切な関係機関につないでいる		
◆IIIについて自己評価をしてみたの気づきや課題等についてのコメント		
IV チーム養育の充実		
i 里親等と里親支援センターの関係性及びチーム養育		
22 里親等と里親支援センターの関係性		
<p>里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションが図られている <input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは双方向の信頼関係を構築している <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等が日常的に相談しやすい環境を整備している <input type="checkbox"/> 里親等が養育上の課題や難しさを感じた場合には、早い段階で里親支援センターに相談するように働きかけている 		
23 チーム養育と支援ネットワーク		
<p>里親等と里親支援センター、児童相談所は、チーム養育の意識を持ち、こどもに重層的な支援を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは、チーム養育を協働して行うという意識を持っている <input type="checkbox"/> 養育チームは、ミーティングなどを通じて密に連携し、信頼関係を構築している <input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは、養育で必要となる社会資源の利用について話し合っている <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、こどものニーズに応じて、里親養育を理解し支援する「応援チーム」を構築するよう努めている 		

<p>(応援チーム構成の機関例：市区町村（こども家庭センター）、保健センター、乳児院や児童養護施設（里親支援専門相談員）等、教育委員会、学校、保育所・幼稚園・認定こども園等、医療機関、児童家庭支援センター、里親会、民生委員、児童委員 等)</p>		
<p>ii 里親養育における支援の質</p>		
<p>24 里親養育のサポート</p>		
<p>里親支援センターは里親養育のサポートを適切に行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等を通じて、こどもの養育状況や里親家庭の状況を把握している <input type="checkbox"/> 里親等の疑問や悩み、意見や苦情、養育困難などの訴え、また里親等の求めに応じてこどもとも面接等を通して必要なガイダンスとサポートをしている <input type="checkbox"/> 定期的な家庭訪問の目的や内容・頻度等を明確にし、委託直後や養育が不安定になった場合などには頻度高く訪問している <input type="checkbox"/> 被虐待経験や障害等、こどものニーズが高く専門的な対応が求められる支援へのサポートを行っている <input type="checkbox"/> こどもの暴力・不適応行動などの行動上の課題に対して、適切に対応できるようにサポートしている <input type="checkbox"/> 実親との面会交流時や措置解除前後は、こども及び里親等への心理的サポートを行っている 		
<p>25 里親養育に関するスーパービジョン</p>		
<p>より質の高い養育を実現するためのスーパービジョンが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 里親養育の様々な場面において、里親家庭の適切な対応を支持、承認し、日々の養育の営みを尊重している <input type="checkbox"/> 自立支援計画を、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有し、進捗状況を把握している <input type="checkbox"/> 実親との面会交流や親子関係再構築支援について、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、計画を作成している <input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の発生予防の視点を含めた、養育状況の確認とスキル向上に向けた助言や指導をしている <input type="checkbox"/> 里親等のニーズに添った事例検討や演習等を含む研修を実施している 		

26 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート		
<p>こどもや里親等が様々な社会資源を活用できるようコーディネートし、その効果やニーズの充足を確認しているか</p> <p><input type="checkbox"/> こどもや里親等が地域で孤立しないように、里親養育を支援する体制を地域に構築している</p> <p><input type="checkbox"/> レスパイト・ケアの利用を勧奨・調整している</p> <p><input type="checkbox"/> こどもや里親等と関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた場合には、関係調整等の必要な支援を行っている</p>		
27 里親同士の関係構築支援		
<p>里親同士が横のつながりを構築できるようにサポートされているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親同士が話し合いや情報交換できる機会等を定期的に設けている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親同士が相互交流に参加しやすいように工夫している</p> <p><input type="checkbox"/> その他里親同士の関係構築が促進される取組を行っている</p> <p>(独自の取組みの具体的な内容：)</p>		
28 こどもと実親との面会交流		
<p>こどもと実親との面会交流については、こどもと里親等に対して丁寧に説明し、可能な限りこどもの意見を尊重しているか</p> <p><input type="checkbox"/> こどもと実親との面会交流の具体的な方法や養育状況の報告、親子関係再構築支援に向けた計画については、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、作成している</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭復帰のための短期集中的な交流の場合は、こどもと里親等への説明を丁寧に行い、それぞれの疑問や不安にその都度対応している</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的な面会交流の場合は、交流前後のこどもと里親等の状況を把握し、それぞれの心理的な安定が図られるよう適切な対応を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 面会交流に制限が必要な場合やリスクが高いと判断した場合は、必要に応じて調整を行っている</p>		

29 里親家庭での養育が不安定になった場合の対応		
<p>里親家庭での養育が不安定になった場合は必要な対応をしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親家庭での養育が不安定になった場合は、早急に状況を把握している</p> <p><input type="checkbox"/> 問題の要因に応じて、児童相談所と情報を共有している</p> <p><input type="checkbox"/> 迅速に対応方針を検討の上、適切に対応している</p>		
30 被措置児童等虐待の防止と早期発見		
<p>里親家庭でのこどもに対する被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親家庭に対して、被措置児童等虐待を具体的に例示し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいる</p> <p><input type="checkbox"/> こどもが自分自身を守るための知識・方法を学習する機会を設け、こども自らが訴えることができるようにしている</p> <p><input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合に、迅速かつ適切な対応ができる体制が整備されている</p> <p><input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている</p>		
31 里親等委託が不調となった場合の対応		
<p>里親等委託が不調となった場合は、こどもと里親等の双方から聴取を行い、それを踏まえた援助方針を検討する。それでも委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更はこどもや里親等に与える影響を踏まえ適切な対応を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等委託が不調となった場合にこどもや里親等から聴取を行い、十分なアセスメントをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親等委託が不調となった場合は、次の養育の場への移行を丁寧に支援し、こどもや里親等の心理的ダメージに留意し、具体的なケアをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親家庭と時機をみて、時間をかけて振り返り、整理することによって、養育チーム全体として受け止められるようにしている</p>		

<input type="checkbox"/> 委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更が子どもや里親等に与える影響について不調となった要因も踏まえながら検証し適切な対応を行っているか		
32 委託解除前後における里親等の感情の問題や委託解除後の喪失感への配慮		
委託解除前後における里親等の感情の問題や、委託解除後の喪失感へのサポートを行うとともに、委託解除後の子どもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしているか <input type="checkbox"/> 委託解除前後の里親自身の感情の問題や受けられるサポートについて、研修の場等で予め触れている <input type="checkbox"/> 委託解除後の里親等の喪失感について、子どもとの別離に対する様々な感情が言語化されることに対し、里親支援センター等の職員に対して言語化されることに対し、その感情が当然であることとしてサポートしている <input type="checkbox"/> 委託解除後の子どもと里親等の関係について、実親が里親等に信頼感を十分持っている前提で、子どもの今後の生活にとって、子どもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしている		
33 児童相談所の苦情受付の窓口		
里親支援センターは児童相談所の苦情受付の窓口を周知し、苦情解決の仕組みが機能するか確認しているか <input type="checkbox"/> 児童相談所の苦情受付の窓口を子どもや里親等に定期的に周知している <input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みが機能するか確認している <input type="checkbox"/> 子どもや里親等が利用しやすい受付方法になっているか確認し必要に応じて児童相談所に改善を求めている		
◆IVについて自己評価をしてみたの気づきや課題等についてのコメント		

V 里親養育のもとで育つこどもの経験		
i こどもの権利擁護と最善の利益の優先		
34 こどもの権利についての理解促進		
こどもの権利について、こどもに分かりやすく説明した上で支援が行われているか <input type="checkbox"/> 児童相談所から配布されたこどもの権利ノートをもとに、こどもの権利について分かりやすく説明している <input type="checkbox"/> 里親等がこどもの権利を理解し、日常生活の中でこどもの権利をサポートできるように支援している <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等とともにこどもの年齢や発達に応じた自立支援計画を踏まえ、こどもの理解を促進するため、説明方法を工夫している		
35 こどもへの説明と意見聴取		
支援の過程において、こどもが理解できるような説明と意見聴取が適切に行われているか <input type="checkbox"/> 援助方針や支援の見通しについて、こどもに分かりやすく説明している <input type="checkbox"/> 定期的にこどもの意見（意向・気持ち）を把握し、それらが支援内容等に反映されている <input type="checkbox"/> こどもに対して面接等を実施する場合には、その目的を明らかにし、こどもが話しやすい環境で意見を聴いている <input type="checkbox"/> こどもの権利擁護と最善の利益を優先する視点に立ち、こどもや里親等の状況を詳細に把握している <input type="checkbox"/> 支援の過程において、こどもの権利擁護やこどもの意見を聴くことに関する高度の専門性やバランス感覚を養うための職員向けの研修等を実施している		
36 こどもの意見表明支援		
こどもの権利を擁護するために、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して支援が行われているか <input type="checkbox"/> 里親支援センターは、日々の支援の中において、こどもが日常生活の中でこどもが意見形成や意見・意向表明しやすい環境を整備するとともに、こどもや里親等に対して支援している <input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用しやすい環境を整備するとともに、事業の趣旨等をこどもに分かりやすく説明した上で支援を行っている		

<input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用したケースがある場合には、利用するまでのプロセスが適切になされていたか		
37 こどもの生い立ちの振り返りと記録の管理		
<p>こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちを振り返る取組を行うとともに、記録の管理は適切に行っているか</p> <input type="checkbox"/> こども自身が生い立ちを振り返ることができるよう、こども一人ひとりの記録の管理が厳格に実施されている <input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちや、生い立ちを振り返るための計画を立てている <input type="checkbox"/> 生い立ちを振り返る際には、里親支援センターはその伝え方や内容について、里親や他の支援機関等と協議した上で共有している		
38 こどもの権利侵害の防止		
<p>こどもへの権利侵害の予防や、早期発見のための取組に加え、こどもへの不適切な養育に対する予防や対策が適切に行われているか</p> <input type="checkbox"/> 里親等への研修において、こどものニーズ把握とその対応等の研修を実施し、不適切な養育になる前に助言等のスーパーバイズを行っている <input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等による支援を通じて、養育について相談しやすい体制を構築している <input type="checkbox"/> こどもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みをこどもに分かりやすく説明している		
ii こどもの基本的な生活		
39 こどものウェルビーイング		
<p>こどもは、日常の中で健やかな成長・発達が図られるような生活を送れるよう、里親支援センターとして里親等に対して支援を行っているか</p> <input type="checkbox"/> こどもが心身ともに健康的な生活ができ、健やかな成長・発達が図られ、里親等が日常的に適切な養育を行うよう必要に応じて助言支援を行っている。 <input type="checkbox"/> こどもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、里親等と協働して支援を行っている <input type="checkbox"/> 最低限必要な家庭の決まり事は、こどもに意見を聞いた上で、合意のもと決定するよう、里親等に対して助言等を行っている <input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、必要な学習環境の整備や文化芸術活動等の必要な体験が得られるよう、こどもの求めに応じて里親等が対応できるよう助言等により支援を行っている		

40 性に関する教育		
<p>こどもが性による被害者又は加害者にならないよう、里親等がこどもの年齢や発達に応じて性についての正しい知識を教育することや、こどもの疑問や不安に対応できるよう支援を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親等が性に関することをタブー視せず、こどもの疑問や不安に応えられるように、研修や助言等により支援している</p> <p><input type="checkbox"/> こどもの年齢・発達の状況に応じて、里親等がこどもの性に関する正しい知識を教育するための研修や助言等を行っている</p>		
41 非常時・災害時の安全確保		
<p>非常時・災害時に備えて、こどもや里親等の安全が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 非常時・災害時における連絡方法、安全確保や避難場所等について、予めこどもと里親等の間で取り決めが行われているか確認し、必要に応じて助言等を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターにおいて、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努めているか</p>		
42 こどもへの関わりと関係性		
<p>里親家庭や里親支援センターによるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切に保たれ、相談先等について周知を行う等の相談体制が構築されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもにとって、里親家庭におけるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員による実子を含む里親家庭のすべてのこどもへの関わりとそれぞれの関係性は適切である</p> <p><input type="checkbox"/> こども自身が悩みを抱えた時の相談先をわかるようにしている</p> <p><input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもが里親支援センターに相談できる機会を作っている</p>		
43 里親家庭で育つこども同士の関係構築支援		
<p>里親家庭で育つこども同士の関係が築けるよう、適切に支援を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> 里親支援センターは、こども同士が遊び等を通じて相互交流できる機会等を里親等が設けているか定期的に確認し、必要に応じて支援を行っている</p>		

Vについて自己評価をしてみたの気づきや課題等についてのコメント		

2. 第三者評価結果報告書

①機関名

--

②第三者評価実施機関名

--

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日（開始日）	
評価実施期間 評価結果報告日	

④総評

<p>〈特に評価が高い点〉</p> <p>〈改善が求められる点〉</p> <p>〈その他〉</p>

		評価結果	
		評価の判定	評価の根拠
Ⅰ 里親支援センターの運営・体制			
1 リーダーシップ及び関わり			
里親支援センターの長は、リーダーシップを發揮し、責任を持って業務にかかわっているか			
<input type="checkbox"/>	里親支援センターの長の責任を明確にしている		
<input type="checkbox"/>	里親支援センターの長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている		
<input type="checkbox"/>	里親支援センターの長は、リーダーシップを發揮して、責任を持って業務に関わっている		
2 人材の確保・育成			
人材の確保と育成に関する計画を立て、実行しているか			
<input type="checkbox"/>	必要な人材の採用と育成が行われている		
<input type="checkbox"/>	里親支援センターの業務の質の向上、効率化のための取組を実施している		
<input type="checkbox"/>	職員に必要な専門性を確保するための取組を行っている		
3 職場環境			
職員が働きやすい環境づくりに取組んでいるか			
<input type="checkbox"/>	職員の就業状況や意向・意見を把握している		
<input type="checkbox"/>	働きやすい環境にするための取組を行っている		
<input type="checkbox"/>	年次休暇の取得状況や労働時間が適正である		
4 情報管理			
個人情報の取扱いが適切に行われているか			

	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護・管理が適切に実施されている <input type="checkbox"/> 個人情報管理の責任者が明確である <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修が里親支援センター内で実施されている		
5 法令遵守			
里親支援センター及びその職員は法令等を理解し、遵守しているか			
	<input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は遵守すべき法令等を理解している <input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員は法令等を遵守している <input type="checkbox"/> 里親支援センター及びその職員又は職員であった者に対し、守秘義務を課している		
II 里親支援センターにおける児童相談所との連携			
6 児童相談所と連携した支援の連続性			
一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されており、児童相談所と連携してこどもや里親等への支援について連続性をもって提供されているか			
	<input type="checkbox"/> 一貫した体制の下に里親支援センターの業務が包括的に実施されている <input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援に当たっては、児童相談所と連携の上、連続性をもって提供されている		
7 児童相談所との協働関係			
里親支援センターは、児童相談所と適切な協働関係を構築しているか			
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所と協働するために、それぞれの役割を明確化している <input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員は、児童相談所との協働への意欲を持ち、それぞれの役割を理解した上で業務に取り組んでいる		

	<input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員は、児童相談所の職員との信頼関係の構築に努め、互いに成長し、貢献し合えるという認識の下、協働関係を保っている		
8 協働のプロセス			
	里親支援センターは、児童相談所と協働関係を構築するために必要な取組を行っているか		
	<input type="checkbox"/> 児童相談所と継続的にコミュニケーションをとり、意思疎通を図っている		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターと児童相談所の業務の目的を明確にし、それぞれの役割（具体的な成果目標を含む）について合意している		
	<input type="checkbox"/> こどもや里親等への支援ニーズを分析し、児童相談所等の関係機関と協議して計画を立てている		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所との協働関係を構築・発展させるためのプロセスを確立し、継続的に見直している		
	<input type="checkbox"/> 協働関係を構築するに当たって、児童相談所との情報共有に関するルールを定め、正確な情報を共有している		
9 協働の資源			
	里親支援センターは、児童相談所と協働するための資源（体制、職員数等）を適切に確保しているか		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターが児童相談所と協働関係を構築する上で必要となる体制や職員配置となっている		
	<input type="checkbox"/> 児童相談所との協働関係を構築するために必要な資源の確保や必要な計画が策定できている		

10 児童相談所による措置決定への関わり		
里親支援センターは、児童相談所がより適切な措置決定をするために、協働者として適切な情報提供や提案などができているか		
<input type="checkbox"/> 児童相談所の措置決定や援助方針の決定等に際して、里親支援センターとして適切な情報提供や方針に対する提案をできる関係性となっている		
<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、児童相談所が包括的にアセスメント等を行うことができるよう必要な情報提供をしている		
<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、適切な情報提供を行うことや提案をするために共通のアセスメントシートを活用するなど、適切に行っている		
III 里親支援センターの業務の効果的な実施		
i 里親制度等普及促進・里親等のリクルート及びアセスメント		
11 里親制度等普及促進		
里親制度等の普及促進について、これまでの取組を検証し、里親制度等の普及促進の向上に努めているか		
<input type="checkbox"/> 広く一般の方が里親等に関する情報の中で触れる機会を数多くつくり里親制度等に関心を持つきっかけを作っている		
<input type="checkbox"/> 里親制度等の普及啓発に当たり、効果的な取組例を参考にすると、積極的に取組を行っている		
12 里親等リクルートのための現状分析と戦略立案		
里親等リクルートの課題などについて分析を行い、戦略的・効果的なアプローチを実行しているか		
<input type="checkbox"/> 里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等の現状分析を行い、有用な取組を検討している		

	<input type="checkbox"/> これまでの里親希望者等の傾向や里親等を希望する理由等、得られた情報をもとに、里親等をリクルートするための現状分析を行っている		
	<input type="checkbox"/> ターゲットの特徴に合わせた戦略的・効果的なアプローチを実行している		
13 里親等リクルートのための効果的な情報発信			
	問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの目標を立て、効果的な情報発信と見直しを行っているか		
	<input type="checkbox"/> 問い合わせ件数や研修参加者数、登録件数などの具体的な目標を立て、取組の効果を測定している		
	<input type="checkbox"/> 効果的な情報発信の手法について検討を行い、実践している		
14 問い合わせへの対応とガイダンス			
	問い合わせに迅速に対応し、里親制度等の意義やサポート体制などを丁寧にガイダンスしているか		
	<input type="checkbox"/> 気軽に問い合わせできるような工夫をしている		
	<input type="checkbox"/> 関心を持っていただいた方からの問い合わせに迅速に対応している		
	<input type="checkbox"/> 里親等への経済的なサポートや支援体制など、不安や負担感を軽減できるような説明をしている		
	<input type="checkbox"/> こどものニーズや行動特性等について、里親等の役割などを丁寧にガイダンスしている		
	<input type="checkbox"/> 実子がいる家庭に対しては、実子の関係についてなど、家庭に合わせ不安を解消する工夫をしている		
15 里親希望者等のアセスメント			
	里親希望者等に対して面接・研修や訪問調査を行い、適性を丁寧にアセスメントしているか		

<input type="checkbox"/> 里親等を希望する理由を丁寧に確認し、里親等になる動機を正確に把握している		
<input type="checkbox"/> 実習先での里親希望者等の評価（強みや弱み）を確認し、アセスメントに活かしている		
<input type="checkbox"/> アセスメントに当たり、家庭訪問調査を必ず行い居住環境や近隣の環境の把握と、同居家族の意向等を確認している		
<input type="checkbox"/> アセスメントのための面接や家庭訪問は、可能な限り複数の職員で行い、アセスメント結果について児童相談所に共有している		
<input type="checkbox"/> 里親等としての適性は、こどもの委託をイメージした上で確認し、児童相談所と理解を共有している		
<input type="checkbox"/> 里親等としての適性が不十分な場合には、里親希望者等に結果をフィードバックし、今後の対応を伝えている		
ii 里親等に対する研修		
16 登録前、登録後及び委託後における里親等に対する研修		
里親支援センターは、法定研修である登録前研修・基礎研修・更新研修のみならず、必要に応じて子どもや里親等のニーズに沿った研修を実施することにより、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用しているか		
<input type="checkbox"/> 法定研修の全てにおいて、演習を組み入れ、気づき及び疑問等について里親間で話し合い、理解を深めるようにしている		
<input type="checkbox"/> 研修では、里親等の役割をこどもの視点で捉え、実親との協働がこどもの健やかな成長に寄与することを伝えている		

	<input type="checkbox"/> 研修内容は、必要なスキルや知識を得るために十分な内容であり、適時改善を図っている		
	<input type="checkbox"/> 登録前研修後は、習得した内容や反省点について面接等と言語化し、里親制度への理解を確認している		
	<input type="checkbox"/> 里親登録後の研修では、里親等のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用し、里親等の強みや課題を捉えている		
	<input type="checkbox"/> こどもや里親等のニーズに沿った実践的な研修を実施している		
iii 未委託里親への取組			
17 未委託里親への取組			
	未委託里親への取組の実施や家庭状況の確認をしているか		
	<input type="checkbox"/> 未委託里親の家庭状況や受託の意向を定期的にあセスメントし、マッチングに活かしている		
	<input type="checkbox"/> 未委託里親に対するトレーニングや研修等を実施し、養育力の向上を図っている		
	<input type="checkbox"/> 未委託里親の養育に対するモチベーションの維持や理解を深めている		
iv こどもと里親等のマッチング			
18 委託前交流			
	こどもと里親等の関係づくりを段階的に行い、こどもが安心して生活できるようにしているか		
	<input type="checkbox"/> 里親等に対し、こどもに関する情報や養育上の留意点を十分に説明している		
	<input type="checkbox"/> 里親と同居家族の受け止めと意向を丁寧に確認し、不安がある場合の整理や地域資源の調整をしている		
	<input type="checkbox"/> こどもと里親等の関係づくりは、段階的に行われている		

	<input type="checkbox"/> 交流中の子どもと里親家庭の様子、関係性の変化等を把握している		
	<input type="checkbox"/> こどもの気持ちを大切にし、安心して里親家庭で生活できるよう必要に応じた支援を行っている		
19 マッチングの検討			
	<p>子どもと里親等に対するアセスメントを踏まえ、子どもにとって最も望ましい里親等を選定し、マッチングを検討しているか</p>		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、リクルートから研修までに把握した里親等に関する情報を児童相談所に十分に提供している		
	<input type="checkbox"/> マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素であることから、子ども、実親、里親等に対して十分な情報提供を行うとともに、子ども・里親等の熟慮期間を確保しながら関係機関等に対して情報を共有している。		
	<input type="checkbox"/> 委託のための調整期間は、できるだけ長期にならないように努め、長い場合でも2、3ヶ月程度を目安としている		
	<input type="checkbox"/> 子どもと里親等の状況を踏まえたチーム養育体制の支援計画等を踏まえてマッチングしている		
v こどもの基本的な生活			
20 自立支援計画			
	<p>こどもの養育計画（「自立支援計画」という。以下同じ。）等は、子どもや実親、里親等の意向が十分に尊重されたものとなっており、必要に応じて適切に見直しが行われ、子どもや里親等がその内容を理解しているか</p>		

	<input type="checkbox"/> こども、実親、里親等の意向が十分に尊重された自立支援計画となっており、計画については、こどもや実親、里親等が理解している		
	<input type="checkbox"/> 自立支援計画は、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター等及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有している		
	<input type="checkbox"/> 自立支援計画の進捗を把握し、達成状況などから定期的（3～4か月に1回程度）に見直しをしている		
21 委託中及び委託解除後のこどもの自立支援			
	<p>将来の目標に向けて、委託中及び委託解除後のこどもに対して自立に向けた支援を行っているか</p> <input type="checkbox"/> 委託解除前からこどもの将来を見据えた自立支援計画となっており、自立に向けた適切な相談支援が行われている		
	<input type="checkbox"/> 委託解除後のこどもの継続的な状況把握を実施している		
	<input type="checkbox"/> 委託解除後の支援では、委託されていた里親や社会的養護自立支援拠点事業所等の適切な関係機関につないでいる		
IV チーム養育の充実			
i 里親等と里親支援センターの関係性及びチーム養育			
22 里親等と里親支援センターの関係性			
<p>里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているか</p>			
<input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは十分なコミュニケーションが図られている			
<input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは双方向の信頼関係を構築している			

	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等が日常的に相談しやすい環境を整備している		
	<input type="checkbox"/> 里親等が養育上の課題や難しさを感じた場合には、早い段階で里親支援センターに相談するように働きかけている		
23 チーム養育と支援ネットワーク			
里親等と里親支援センター、児童相談所は、チーム養育の意識を持ち、こどもに重層的な支援を行っているか			
<input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは、チーム養育を協働して行うという意識を持っている			
<input type="checkbox"/> 養育チームは、ミーティングなどを通じて密に連携し、信頼関係を構築している			
<input type="checkbox"/> 里親等と里親支援センターは、養育で必要となる社会資源の利用について話し合っている			
<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、こどものニーズに応じて、里親養育を理解し支援する「応援チーム」を構築するよう努めている			
ii 里親養育における支援の質			
24 里親養育のサポート			
里親支援センターは里親養育のサポートを適切に行っているか			
<input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等を通じて、こどもの養育状況や里親家庭の状況を把握している			
<input type="checkbox"/> 里親等の疑問や悩み、意見や苦情、養育困難などの訴え、また里親等の求めに応じてこどもとも面接等を通して必要なガイダンスとサポートをしている			

<input type="checkbox"/> 定期的な家庭訪問の目的や内容・頻度等を明確にし、委託直後や養育が不安定になった場合などには頻度高く訪問している		
<input type="checkbox"/> 被虐待経験や障害等、こどものニーズが高く専門的な対応が求められる支援へのサポートを行っている		
<input type="checkbox"/> こどもの暴力・不適応行動などの行動上の課題に対して、適切に対応できるようにサポートしている		
<input type="checkbox"/> 実親との面会交流時や措置解除前後は、こども及び里親等への心理的サポートを行っている		
25 里親養育に関するスーパービジョン		
より質の高い養育を実現するためのスーパービジョンが行われているか		
<input type="checkbox"/> 里親養育の様々な場面において、里親家庭の適切な対応を支持、承認し、日々の養育の営みを尊重している		
<input type="checkbox"/> 自立支援計画を、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親支援センター及び担当児童福祉司、里親等とともに作成・共有し、進捗状況を把握している		
<input type="checkbox"/> 実親との面会交流や親子関係再構築支援について、可能な限りこどもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、計画を作成している		
<input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の発生予防の視点を含めた、養育状況の確認とスキル向上に向けた助言や指導をしている		
<input type="checkbox"/> 里親等のニーズに添った事例検討や演習等を含む研修を実施している		

26 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート		
<p>子どもや里親等が様々な社会資源を活用できるようにコーディネートし、その効果やニーズの充足を確認しているか</p>		
<input type="checkbox"/> 子どもや里親等が地域で孤立しないように、里親養育を支援する体制を地域に構築している		
<input type="checkbox"/> レスパイト・ケアの利用を勧奨・調整している		
<input type="checkbox"/> 子どもや里親等と関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた場合には、関係調整等の必要な支援を行っている		
27 里親同士の関係構築支援		
<p>里親同士が横のつながりを構築できるようにサポートされているか</p>		
<input type="checkbox"/> 里親同士が話し合いや情報交換できる機会等を定期的に設けている		
<input type="checkbox"/> 里親同士が相互交流に参加しやすいように工夫している		
<input type="checkbox"/> その他里親同士の関係構築が促進される取組を行っている		
28 子どもと実親との面会交流		
<p>子どもと実親との面会交流については、子どもと里親等に対して丁寧に説明し、可能な限り子どもの意見を尊重しているか</p>		
<input type="checkbox"/> 子どもと実親との面会交流の具体的な方法や養育状況の報告、親子関係再構築支援に向けた計画については、可能な限り子どもと実親の参加の下、里親等及び担当児童福祉司と協議、調整の上、作成している		
<input type="checkbox"/> 家庭復帰のための短期集中的な交流の場合は、子どもと里親等への説明を丁寧に行い、それぞれの疑問や不安にその都度対応している		

	<input type="checkbox"/> 定期的な面会交流の場合は、交流前後のこどもと里親等の状況を把握し、それぞれの心理的な安定が図られるよう適切な対応を行っている <input type="checkbox"/> 面会交流に制限が必要な場合やリスクが高いと判断した場合は、必要に応じて調整を行っている		
29 里親家庭での養育が不安定になった場合の対応			
里親家庭での養育が不安定になった場合は必要な対応をしているか			
	<input type="checkbox"/> 里親家庭での養育が不安定になった場合は、早急に状況を把握している <input type="checkbox"/> 問題の要因に応じて、児童相談所と情報を共有している <input type="checkbox"/> 迅速に対応方針を検討の上、適切に対応している		
30 被措置児童等虐待の防止と早期発見			
里親家庭でのこどもに対する被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるか			
	<input type="checkbox"/> 里親家庭に対して、被措置児童等虐待を具体的に例示し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいる <input type="checkbox"/> こどもが自分自身を守るための知識・方法を学習する機会を設け、こども自らが訴えることができるようにしている <input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合に、迅速かつ適切な対応ができる体制が整備されている <input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている		

31 里親等委託が不調となった場合の対応		
<p>里親等委託が不調となった場合は、こどもと里親等の双方から聴取を行い、それを踏まえた援助方針を検討する。それでも委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更はこどもや里親等に与える影響を踏まえ適切な対応を行っているか</p>		
<p><input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等委託が不調となった場合にこどもや里親等から聴取を行い、十分なアセスメントをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親等委託が不調となった場合は、次の養育の場への移行を丁寧に支援し、こどもや里親等の心理的ダメージに留意し、具体的なケアをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 里親家庭と時機をみて、時間をかけて振り返り、整理することによって、養育チーム全体として受け止められるようにしている</p> <p><input type="checkbox"/> 委託解除や措置変更となる場合には、委託解除や措置変更がこどもや里親等に与える影響について不調となった要因も踏まえながら検証し適切な対応を行っているか</p>		
32 委託解除前後における里親等の感情の問題や委託解除後の喪失感への配慮		
<p>委託解除前後における里親等の感情の問題や、委託解除後の喪失感へのサポートを行うとともに、委託解除後のこどもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしているか</p>		
<p><input type="checkbox"/> 委託解除前後の里親自身の感情の問題や受けられるサポートについて、研修の場等で予め触れている</p>		

<input type="checkbox"/> 委託解除後の里親等の喪失感について、こどもとの別離に対する様々な感情が言語化されることに対し、里親支援センター等の職員に対して言語化されることに対し、その感情が当然であることとしてサポートしている <input type="checkbox"/> 委託解除後のこどもと里親等の関係について、実親が里親等に信頼感を十分持っている前提で、こどもの今後の生活にとって、こどもと里親等がどのような関わりをもつのが良いのかアセスメントし、サポートしている		
33 児童相談所の苦情受付の窓口		
里親支援センターは児童相談所の苦情受付の窓口を周知し、苦情解決の仕組みが機能するか確認しているか		
<input type="checkbox"/> 児童相談所の苦情受付の窓口をこどもや里親等に定期的に周知している <input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みが機能するか確認している <input type="checkbox"/> こどもや里親等が利用しやすい受付方法になっているか確認し必要に応じて児童相談所に改善を求めている		
V 里親養育のもとで育つこどもの経験		
i こどもの権利擁護と最善の利益の優先		
34 こどもの権利についての理解促進		
こどもの権利について、こどもに分かりやすく説明した上で支援が行われているか		
<input type="checkbox"/> 児童相談所から配布されたこどもの権利ノートをもとに、こどもの権利について分かりやすく説明している		
<input type="checkbox"/> 里親等がこどもの権利を理解し、日常生活の中でこどもの権利をサポートできるように支援している		

	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、里親等とともにこどもの年齢や発達に応じた自立支援計画を踏まえ、こどもの理解を促進するため、説明方法を工夫している		
35 こどもへの説明と意見聴取			
	支援の過程において、こどもが理解できるような説明と意見聴取が適切に行われているか		
	<input type="checkbox"/> 援助方針や支援の見通しについて、こどもに分かりやすく説明している		
	<input type="checkbox"/> 定期的にこどもの意見（意向・気持ち）を把握し、それらが支援内容等に反映されている		
	<input type="checkbox"/> こどもに対して面接等を実施する場合には、その目的を明らかにし、こどもが話しやすい環境で意見を聴いている		
	<input type="checkbox"/> こどもの権利擁護と最善の利益を優先する視点に立ち、こどもや里親等の状況を詳細に把握している		
	<input type="checkbox"/> 支援の過程において、こどもの権利擁護やこどもの意見を聴くことに関する高度の専門性やバランス感覚を養うための職員向けの研修等を実施している		
36 こどもの意見表明支援			
	こどもの権利を擁護するために、こどもの意見形成や意見・意向表明に対して支援が行われているか		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、日々の支援の中において、こどもが日常生活の中でこどもが意見形成や意見・意向表明しやすい環境を整備するとともに、こどもや里親等に対して支援している		

	<input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用しやすい環境を整備するとともに、事業の趣旨等をこどもに分かりやすく説明した上で支援を行っている		
	<input type="checkbox"/> こどもが意見表明等支援事業を利用したケースがある場合には、利用するまでのプロセスが適切になされていたか		
37 こどもの生い立ちの振り返りと記録の管理			
<p>こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちを振り返る取組を行うとともに、記録の管理は適切に行っているか</p>			
	<input type="checkbox"/> こども自身が生い立ちを振り返ることができるよう、こども一人ひとりの記録の管理が厳格に実施されている		
	<input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、こども自身の生い立ちや、生い立ちを振り返るための計画を立てている		
	<input type="checkbox"/> 生い立ちを振り返る際には、里親支援センターはその伝え方や内容について、里親や他の支援機関等と協議した上で共有している		
38 こどもの権利侵害の防止			
<p>こどもへの権利侵害の予防や、早期発見のための取組に加え、こどもへの不適切な養育に対する予防や対策が適切に行われているか</p>			
	<input type="checkbox"/> 里親等への研修において、こどものニーズ把握とその対応等の研修を実施し、不適切な養育になる前に助言等のスーパーバイズを行っている		
	<input type="checkbox"/> 家庭訪問や電話等による支援を通じて、養育について相談しやすい体制を構築している		

	<input type="checkbox"/> こどもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みをこどもに分かりやすく説明している		
ii こどもの基本的な生活			
39 こどものウェルビーイング			
こどもは、日常の中で健やかな成長・発達が図られるような生活を送れるよう、里親支援センターとして里親等に対して支援を行っているか			
	<input type="checkbox"/> こどもが心身ともに健康的な生活ができ、健やかな成長・発達が図られ、里親等が日常的に適切な養育を行うよう必要に応じて助言支援を行っている。		
	<input type="checkbox"/> こどもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、里親等と協働して支援を行っている		
	<input type="checkbox"/> 最低限必要な家庭の決まり事は、こどもに意見を聞いた上で、合意のもと決定するよう、里親等に対して助言等を行っている		
	<input type="checkbox"/> こどもの年齢や発達又は意向に応じて、必要な学習環境の整備や文化芸術活動等の必要な体験が得られるよう、こどもの求めに応じて里親等が対応できるよう助言等により支援を行っている		
40 性に関する教育			
こどもが性による被害者又は加害者にならないよう、里親等がこどもの年齢や発達に応じて性についての正しい知識を教育することや、こどもの疑問や不安に対応できるよう支援を行っているか			
	<input type="checkbox"/> 里親等が性に関することをタブー視せず、こどもの疑問や不安に応えられるように、研修や助言等により支援している		

	<input type="checkbox"/> こどもの年齢・発達の状況に応じて、里親等がこどもの性に関する正しい知識を教育するための研修や助言等を行っている		
41 非常時・災害時の安全確保			
非常時・災害時に備えて、こどもや里親等の安全が確保されているか			
	<input type="checkbox"/> 非常時・災害時における連絡方法、安全確保や避難場所等について、予めこどもと里親等の間で取り決めが行われているか確認し、必要に応じて助言等を行っているか		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターにおいて、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努めているか		
42 こどもへの関わりと関係性			
里親家庭や里親支援センターによるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切に保たれ、相談先等について周知を行う等の相談体制が構築されているか			
	<input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもにとって、里親家庭におけるこどもへの関わりと、それぞれの関係性が適切である		
	<input type="checkbox"/> 里親支援センターの職員による実子を含む里親家庭のすべてのこどもへの関わりとそれぞれの関係性は適切である		
	<input type="checkbox"/> こども自身が悩みを抱えた時の相談先をわかるようにしている		
	<input type="checkbox"/> 実子を含む里親家庭のすべてのこどもが里親支援センターに相談できる機会を作っている		

43 里親家庭で育つ子ども同士の関係構築支援		
里親家庭で育つ子ども同士の関係が築けるよう、適切に支援を行っているか		
<input type="checkbox"/> 里親支援センターは、子ども同士が遊び等を通じて相互交流できる機会等を里親等が設けているか定期的に確認し、必要に応じて支援を行っている		

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 3 1 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市
児童福祉主管部局 御中
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和 6 年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえた
児童入所施設措置費の対応について

児童福祉行政の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
児童入所施設措置費（以下「措置費」という。）では、人事院勧告に伴って国家公務員給与の改定が行われた場合、その改定内容を予算に反映した上で、措置費の保護単価（以下「単価」という。）の改定を行ってきたところです。

昨年 8 月の令和 6 年人事院勧告への対応については、当該勧告に基づく国家公務員給与の改定内容を単価に反映するために必要な経費を、令和 6 年度補正予算に盛り込んでおり、具体的な単価の金額について「令和 6 年度補正予算（第 1 号）を踏まえた児童入所施設措置費の単価案について」（令和 6 年 12 月 20 日付け事務連絡）により案をお示ししたところです。

今後、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日付けこ支家第 47 号）を本年 4 月に遡って改正することになりますが、この単価の引上げが「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づく「民間給与動向等を踏まえた処遇改善」として行われることも踏まえ、留意いただきたい点について下記のとおりまとめました。

都道府県等においては本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の措置費対象施設・事業所や関係団体に対して周知いただくようお願いいたします。

また、都道府県においては管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務設置町村に周知するとともに運用に遺漏のないよう配意いただくようお願いいたします。

記

1. 令和6年度補正予算の内容

令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、単価の算定の基礎となる人件費を引き上げ、令和6年4月分の措置費に遡及して適用するものです。

<令和6年人事院勧告の概要（令和6年度施行分）>

給与項目	改定内容
月例給	初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引上げ (例) 児童指導員(福2-5) 230,300円→254,300円
期末勤勉手当	0.1月分引上げ(4.5月分→4.6月分)
寒冷地手当	手当額を11.3%引上げ

(参考) 措置費における人件費の改定状況

- ・児童指導員(福祉職2級5号俸)の人件費：対前年度比+10.0%

2. 単価改定による措置費の増加分の取扱い等について

- (1) 今般の単価改定に伴う措置費の増加分は人件費であり、また、こども未来戦略に基づく民間給与動向等を踏まえた処遇改善として実施されるものでもあることから、速やかに一時金を含めた追加的な賃金の支払い(実際の支払いが令和7年度になる場合には、令和6年度分の追加的支払い分であることを賃金の項目上明確にすること。)及びそれに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てること。

また、令和7年度以降、今般の改定を加味した給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者には要請すること。

- (2) 各施設・事業者における過度な事務負担の発生を避けつつ、職員の円滑な賃金改善につながるよう、都道府県等におかれては、既に把握している各施設・事業所に関する情報(定員や加算の取得状況等)に基づき、今般の単価改定の影響額等(追加支給見込額、処遇改善に係る加算の影響額、支給時期等)について、各施設・事業者には周知すること。

【こども家庭庁担当】

こども家庭庁支援局家庭福祉課 措置費係
E-Mail : kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp
電話 : 03-6859-0137

令和7年度 国立武蔵野学院附属人材育成センター 研修日程一覧(案)

< 児童自立支援施設職員研修 > 「子どもの育ちをつなぐ職員のまなざしと、施設の役割」

武蔵野・国立武蔵野学院
きぬ川・国立きぬ川学院

研修種別	対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数	申込〆切	
1 新任施設長研修 (法) 「子どもと職員の育ちをつなぐ施設運営」 ※前後期とも必修	令和6年4月1日以降に着任した施設長および着任予定の者	児童自立支援施設の役割を理解し、子どもの権利擁護や人材育成等、社会からのニーズに対応し、子どもと職員が育つ施設運営を学ぶ研修	前期 R7.5.13～5.15	武蔵野	30名	4/14 (月) 必着	
			OJT R7.5.16～10.20	各施設			
			後期 R7.10.21～10.23	きぬ川			
2 スーパーバイザー研修 「子どもの育ちをつなぐ職員育成とスーパーバイザーの役割」	児童自立支援施設経験5年以上の者あるいは、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	職員を育てる施設文化を構築するチーム養育とケースマネジメント、スーパーバイザーのあり方を学び、人材育成について考える研修	R7.9.16～9.19	武蔵野	30名	6/13 (金) 必着	
3-1 中堅職員研修 コースⅠ 「性被害の理解と支援」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	R7.9.2～9.5	きぬ川	30名		
3-2 中堅職員研修 コースⅡ 「児童自立支援施設において子どもの想いを聴く」			R7.11.18～11.21	武蔵野	30名	7/31 (木) 必着	
3-3 中堅職員研修 コースⅢ 「児童自立支援施設における子どもの家族像とソーシャルワーク」			R8.1.20～1.23	武蔵野	8名		
3-4 中堅職員研修 実習コース 「児童自立支援施設において子どもの想いを聴く」			実習を中心としたプログラムにより、子どもの理解、具体的な支援を学ぶステップアップ研修	① R7.9.30～10.3	武蔵野	8名	6/13 (金) 必着
		② R7.12.9～12.12	きぬ川	6名			
4-1 新任職員研修 「児童自立支援施設における子どもと職員の育ち」 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と演習による)	前期 R7.7.23～7.25	武蔵野	30名	4/30 (水) 必着	
			OJT R7.7.26～R8.2.2	各施設			
			後期 R7.2.3～2.5	武蔵野			
4-2 新任職員研修 実習コース 「児童自立支援施設における子どもと職員の育ち」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と実習を組み合わせたコース)	① R7.6.10～6.13	武蔵野	各回 8名	4/18 (金) 必着	
			② R7.6.24～6.27				
			③ R7.7.8～7.11				
			④ R7.6.3～6.6	きぬ川	各回 6名		
			⑤ R7.6.17～6.20				
			⑥ R7.11.25～11.28				
5 連続事例検討セミナー(参集+オンライン) 「児童自立支援施設におけるケースカンファレンスのあり方～子どもと職員の育ちのために～」	児童自立支援施設での勤務経験が8年以上の者、または当センター開催のSV研修あるいは中堅職員研修参加経験の有る者、かつ兼担当など直接処遇職員で、指導的立場にある者(準ずる者も含)。全日程参加できる者に限る。	担当の子どもの育ち、家族のあり方を詳細に検討していく中で、受講者自身の支援、チーム・組織の支援を振り返り理解を深めることで、支援の幅を広げていくこと、そのことを通して、発表する者の育ちにつなげていくことを目的とする研修。	全 7～9 回程度	R7.5.27～5.28	武蔵野	9名 以内	4/14 (月) 必着
				初回に決定	オンライン		
				R8.3.3～3.4	武蔵野		

< 児童相談所職員研修 > 「子どもの育ちをつなぐソーシャルワーク」

1 児童相談所一時保護施設(法) スーパーバイザー研修 「子どもの育ちのための一時保護施設運営と職員育成」	児童福祉領域での経験及び児童相談所での勤務が概ね5年以上で、各一時保護施設において指導的立場(管理者及び指導教育担当職員を含む)にある者。	様々な背景、課題を抱えた子どもの支援を行うスーパーバイザーの立場から一時保護施設の人材育成と運営について考える研修	① R7.8.4～8.6	武蔵野	各回 30名	5/16 (金) 必着
			② R7.9.3～9.5			
2 児童相談所一時保護施設実務者研修 「子どもの育ちのための一時保護施設のあり方」	一時保護施設での勤務経験が概ね5年以内で、現在一時保護施設において勤務している者	様々な背景や課題を抱えた子どもに対する適切な対応を学ぶとともに、一時保護施設における必要な具体的な知識を学ぶ研修	① R7.11.5～11.7	武蔵野	各回 30名	7/31 (木) 必着
			② R7.12.3～12.5	武蔵野		
			③ R8.1.7～1.9	オンライン		
3 児童相談所職員 テーマ別研修 「家庭養育(里親養育)における児童相談所の役割」	各児童相談所において、現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップアップ研修	R7.8.18～8.20	武蔵野	30名	5/30 (金) 必着

< 研修指導者養成研修 >

1 社会的養護における子どもの権利擁護	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修や、その他社会的養護に関する研修等を企画・実施する者を養成する研修	R7.12.15～12.17	武蔵野	各回 30名	8/29 (金) 必着
2 子どもと家族の育ちをつなぐ支援			R8.2.16～2.18			

※ (法) は法定研修

※今後、研修日程及び研修内容については、急遽変更になる可能性がある。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。</p> <p>3 支援体制の確保 児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。</p> <p>4 事業内容等 児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。 (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業</p>

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童（18歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) ～ (13) (略)

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。

(2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

(3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。

(4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。

(5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

(6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

(7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日雇児発第133号）による。

(11) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。

(12) 相談の実施に当たっては、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものと

(14) 市町村が設置するこども家庭センターとの連携を強化し、こども家庭センターが作成するサポートプランに基づく支援の協働や家庭支援事業の受託をはじめ、地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域連携担当職員の配置等により、こども家庭センターとの円滑な連携・連絡調整体制の構築に努めること。

(15) (略)

6～9 (略)

する。

(13) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。また、要保護児童及び要支援児童の相談指導等に関する知見や経験を有する児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置等により、関係機関との円滑な連携・連絡調整体制の構築に努めること。

(新規)

(14) 4に定める事業の実施に当たっては、法的な問題を含む事例に適切に対応できるよう、弁護士との嘱託契約等により、必要な支援体制の整備に努めること。

6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（2名）

法第13条第3項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（法第44条の2第2項）

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び

当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在をホームページ等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて
(略)

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて
(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択（児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する）
- ・ 具体的援助の指針（援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う）

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握（主訴から隠れた問題を探る）
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化（留意点及び関係機関との役割分担を含む）
4. 援助計画の再評価（援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等）

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

こども（乳児）の夜泣きが止まらず困っている。（母親からの電話による主訴）

母親は育児方法が分からずこどもを虐待している疑いがある。（面接を重ねた結果隠れた問題が判明）

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。（援助の選択）

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、こども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

<p>(別紙 2)</p> <p>児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱</p> <p>(略)</p> <p>(別紙 3)</p> <p>指導委託等促進事業実施要綱</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙 2)</p> <p>児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱</p> <p>(略)</p> <p>(別紙 3)</p> <p>指導委託等促進事業実施要綱</p> <p>(略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正 新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>(別紙 1)</p> <p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対象施設・対象者 (略)</p> <p>(1) 送り出し施設 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（<u>児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。</u>）、児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所</u></p>	<p>(別紙 1)</p> <p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱</p> <p>1 目的 児児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は5に掲げる実施方法を適切に行うことができると認めた者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象施設・対象者 本事業の対象施設は次に掲げる「送り出し施設」及び「受入施設」をいい、対象者は対象施設の職員とする。 なお、「送り出し施設」とは研修に職員を派遣する施設をいい、「受入施設」とは長期研修の際「送り出し施設」の職員を実践研修先として受け入れる施設をいう。</p> <p>(1) 送り出し施設 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（<u>自立援助ホーム</u>）、児童家庭支援センター</p>

<p>(2) (略)</p>	<p>(2) 受入施設 「(1) 送り出し施設」にある施設のほか都道府県が適当と認める施設（障害児入所施設等）</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4 事業内容</p> <p>(1) 短期研修</p> <p>ア 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図ること。</p> <p>イ おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。</p> <p>(2) 長期研修</p> <p>ア 一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児入所施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族再統合の取組を実施している施設等において専門性を共有するための実践研修を行うこと。</p> <p>イ 都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。</p> <p>(3) 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修</p> <p>ア 「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」（平成30年7月6日子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の内容を参考に、都道府県の実情及び各施設種別に応じた研修を行うこと。なお、「高機能化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム」（別添1）及び「小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム」（別添2）も参照すること。</p> <p>イ おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えない。</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 都道府県は各施設に対して、3に定める職員の各種研修への参加を支援すること。</p>

<p>別添 1・2 (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p>児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 長期研修については、研修コーディネーターを配置し、以下の研修調整機関事務を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研修希望者の登録 イ 研修受入可能人数等の登録 ウ 受入施設及び送り出し施設における受入（送り出し）の時期・期間・人数等の調整 エ 受入施設及び送り出し施設の勤務条件等の確認 オ 代替職員のおっせん・費用の交付 カ 研修に伴う旅費等の支給 キ その他研修調整機関事務として必要な業務 <p>6 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>別添 1・2 (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p>児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱</p> <p>(略)</p>
------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別紙3)

児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業実施要綱

1 目的

児童養護施設等における人材不足や、職員の早期離職が課題となっており、入所児童の養育環境を整備するための人材確保及び定着が求められていることから、人材確保及び定着の取組み等の先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容等を適切に行うことができると認めた者に委託して実施できることとする。

3 対象施設等

本事業の対象施設等は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所とする。

なお、上記対象施設等を開設予定の法人も対象とする。

4 事業内容等

(1) 事業内容

児童養護施設等における人材確保及び定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の取組や、勤務環境の改善・業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援等の人材定着の

(新規)

取組を行う。

(2) 評価指標（KPI）の設定等

① 事業の実施に当たり、提案する事業に関連した評価指標（KPI）を設定すること。

② 評価指標（KPI）は、都道府県のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を図ること。

③ ①により設定した評価指標（KPI）を達成できなかった場合は、その原因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがあることに留意すること。

(3) 事業の採択及び実施状況について

本事業を実施する都道府県は別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、こども家庭庁による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

本事業を実施した都道府県は事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところによりこども家庭庁に報告すること。

5 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙4)

児童養護施設等への就職促進支援事業実施要綱

1 目的

児童養護施設等において被虐待児や障害のある児童の入所が増えるなど、児童養護施設等の抱える課題が複雑・多様化しており、その養護・養育を行う職員の職責が増加する中、児童養護施設職員等への就職を志す学生や社会人経験者（以下「学生等」という。）の確保に寄与することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は5に掲げる実施方法を適切に行うことができると認められた者に委託して実施できることとする。

3 対象施設等及び対象者

(1) 対象施設

本事業の対象施設等は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所とする。

なお、上記対象施設等を開設予定の法人も対象とする。

(2) 対象者

本事業の対象者は、学生等はもとより、これまで児童養護施設等への就職を検討していなかった学生等を含むものとする。

4 事業内容

(新規)

それぞれの対象施設等の役割の違いや魅力等について、対象者が理解できるような説明会や施設見学を実施すること。

5 実施方法

(1) 対象施設に対する周知

都道府県は、本事業を実施するに当たり、管内に所在する対象施設等や対象施設が構成する施設協議会等に対し、本事業を実施する旨を周知するとともに、本事業へ参加する意思等を確認すること。

(2) 対象者に対する周知

都道府県は、本事業を実施するに当たり、管内に在住する学生等はもとより、特設ページを設けるなど広く本事業の実施を対象者に周知すること。

(3) 開催方法の工夫等

都道府県は、本事業を実施するに当たり、対象施設等のそれぞれについて、対象者の理解がより深くなること及び参加する対象施設等や対象者の負担権限を考慮し、説明会及び施設見学会を複数回に分けて開催することを検討すること。

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部
改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱</p> <p>第1～3 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>全てのこどもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。</p> <p>このため、こどもを家庭において養育することが困難又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や、里親又は小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。</p> <p>この里親等への委託を推進するため、里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO</p>

法人等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者（以下「民間機関」という。）に委託して実施することができる。

第3 支援対象

本事業の支援対象は、フォスタリング業務を実施する場合においては、里親等、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者（以下「里親希望者」という。）とし、養子縁組に関する相談・支援を実施する場合には、養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）、養子並びに養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）とする。

第4 事業内容

1 里親制度等普及促進・リクルート事業

(1) 趣旨

里親制度、ファミリーホーム及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親等委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親希望者や養親希望者を求めるとともに、保護を要するこどもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者や養親による講演や説明等を行い、保護を要するこどもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親等の確保を図るものである。

(2) 事業内容

里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親希望者を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養親希望者を開拓する。

(3) 事業の実施体制

第4 事業内容

1～5 (略)

事業の実施に当たっては、里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親希望者及び養親希望者（以下「里親等希望者」という。）に対する役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者（以下「里親リクルーター」という。）を配置することができる。

また、里親リクルーターの業務を補助する職員（リクルーター補助員）を配置することができる。

（４）里親リクルーターの資格要件

里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条の第 3 項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設においてこどもの養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力（里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する）を有すると認められた者

（５）留意事項

- ① 講演会や説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの支援対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演会や説明会等に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

③ 地域において児童福祉に理解がある者やこどもの養育を希望する者などを把握するため、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村と連携したリクルート活動等に努めること。

2 里親等研修・トレーニング事業

(1) 趣旨

里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修、登録前研修及び更新研修のほか、委託児童を養育していない里親など、都道府県知事が適当と認めた里親（以下「未委託里親等」という。）に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図る。

(2) 事業内容

必須事業として、次の①を行うこと。また、②及び③についても実施に努めること。

① 基礎研修、登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

② 未委託里親等に対するトレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親等に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）から（ウ）について継続かつ反復して実施すること。

（ア）事例検討・ロールプレイ

（イ）外部講師による講義の実施

（ウ）施設及び既にこどもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

③ フォスタリング業務職員研修参加促進事業

都道府県は、フォスタリング業務に携わる職員（児童相談所及び民間機関の職員）の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。

なお、対象となる研修は別に定めるところによること。

ア 研修に関する情報提供

イ 研修希望者の登録

ウ 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給

(3) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、(2)の①及び②の主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下「里親トレーナー」という。）を配置することができる。

里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング状況を報告することとし、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから研修及びトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

また、里親トレーナーの業務を補助する職員(研修等事業担当職員)を配置することができる。

(4) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 留意事項

- ① 基礎研修、登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② ファミリーホームの養育者及び補助者は、家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。
- ③ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。
- ④ (2)の②のアの(ア)に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されているこどもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。

3 里親等委託推進事業

(1) 趣旨

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断されたこどもを里親等へ委託するにあたり、当該こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を策定することにより、こどもの最善の利益を図るものである。

(2) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うこととする。

① 里親等とのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断されたこどもについて、そのこどもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。

② 自立支援計画の策定

里親等へ委託されたこどもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の策定・定期的な見直し又はその支援を行う。

なお、民間機関に委託して実施する場合、同計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うこと。

ただし、都道府県等や児童相談所と協議の上、民間機関が主体として自立支援計画を策定する場合には、(5) ②に示す事項に留意するとともに、『「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について』（令和6年3月29日こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえること。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親等委託調整員等の配置

事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、市町村を含む関係機関との円滑な調整、自立支援計画策定等を行う里親等委託調整員を配置すること。

また、里親等委託調整員の業務を補助する職員（委託調整補助員）を配置することができる。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所、里親支援センター、民間フォスタリング機関、児童養護施設等及び里親等により構成し、必要に応じ学識経験者や市町村、社会的養護経験者等を加えること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親等委託に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。

エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。

オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(4) 里親等委託調整員の資格要件

里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者であって、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 事業の実施方法

① 里親等とのマッチング

ア 委託候補里親等の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 最も望ましい里親等への委託となるよう、児童相談所や児童養護

施設等と連携しながら相性確認等を行い、こどもと里親等との交流や短期間の宿泊体験等を実施するよう努めること。

ウ 里親等に対し、施設に入所しているこどもとの交流の機会を設けるなど、こどもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

② 里親等へ委託されたこどもに係る自立支援計画の策定

ア 自立支援計画は、こども及びその保護者並びに里親等の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ策定するものであること。

イ 自立支援計画は、こどもの養育の内容、こども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、こども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、こども及び里親等に対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。

ウ 自立支援計画を策定した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的（3～4か月に1回程度）に計画の見直しを行うこと。

4 里親訪問等支援事業

(1) 趣旨

里親等や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。

このため、里親等（里親の同居人及びファミリーホームの補助者を含む。以下4（1）、（2）、（3）及び（5）において同じ。）及び養親並びに里親等希望者に対し、里親等及び養親並びに里親等希望者相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

(2) 事業内容

この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③から⑥までの事業についても実施に努めること。

① 里親等及び養親への訪問支援

現にこどもを養育している里親等及び養親、レスパイト・ケアや子育て短期支援事業（以下「レスパイト・ケア等」という。）など短期間養育している里親等からの相談に応じるとともに、里親等及び養親に定期的に訪問し、こどもの養育環境の把握や、里親等及び養親への支援等を行う。

なお、里親等及び養親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭等への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合、乳児院、児童養護施設、里親等及びその他都道府県等が適当と認めた施設（以下「実施施設等」という。）との調整を行う。

② 里親等及び養親並びに里親等希望者による相互交流

里親等及び養親並びに里親等希望者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び養親並びに里親等希望者による相互の交流の場を提供し、情報交換や養育技術の向上等を図る。

③ 親子の再統合に向けた面会交流支援

親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、こどもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現にこどもを養育する里親等への支援を行う。

④ 夜間・土日の相談支援体制の整備

平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、

土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。

⑤ 里親家庭養育協力支援

新たに里親登録を行った者が円滑にこどもの委託を受けることができるよう、委託前に、里親家庭における養育を体験することができる機会を設けるほか、委託後に、里親としての養育経験のある者を派遣してこどもの養育を支援する。

⑥ 養育児童預かり支援

里親支援機関において、里親等委託を行っているこどもの一時預かりを行うことにより、里親等が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう支援を行う。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。

また、里親等相談支援員の業務を補助する職員（相談支援員補助員）を配置することができる。

併せて、里親等へ委託されたこどもであって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされるこどもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(2)の⑥の事業については、レスパイト・ケア担当職員を配置すること。ただし、当該事業の専任の職員である必要はない。

(4) 担当者の資格要件

① 里親等相談支援員の資格要件は、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると

認めた者

③ レスパイト・ケア担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条第 1 項各号に定める児童指導員の資格のいずれかに該当する者

ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者

エ 都道府県知事がアからウまでに該当するものと同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 事業の実施方法

① 里親等及び養親への訪問支援

ア 里親家庭等に定期的に訪問することにより、里親等へ委託されたこども又は養子（以下「委託されたこども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託されたこども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者などこどもの養育に経験のある者であって、当該里親等や当該里親等に委託されているこども等と面識があるなど、当該委託されているこども等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、こどもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意する必要があることから、必要な情報を援助者に提供すること。

オ 里親家庭等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託されたこども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告するこ

と。

カ 援助終了後、援助者に援助結果の報告を求め、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

キ 里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受入先となる実施施設等と予め里親等に関する情報を共有しておくこと。

ク 乳児院や児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員が、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子等並びに里親希望者を支援することも効果的であることから、レスパイト・ケアの受け入れを通じて、里親等と里親支援専門相談員の信頼関係を築くよう努めること。

② 里親等及び養親並びに里親等希望者による相互交流

ア 相互交流は定期的に実施するものとし、必要に応じて児童相談所の職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、未委託里親や里親等希望者が参加しやすい交流の実施に努めること。

③ 親子の再統合に向けた面会交流支援

ア 保護者とこどもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。

イ 調整に当たっては、こどもと保護者、里親等との関係性に留意すること。

ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親等に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。

エ 交流前後のこどもの心身の状況等に応じて、里親等が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。

④ 夜間・土日の相談支援体制の整備

ア 平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談

支援体制を整備すること。

イ 24 時間 365 日の相談支援を実施する場合には、夜間休日等について、年間を通じて相談支援体制を整備すること。

ウ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

エ 外部委託や宿日直職員の配置等により相談を受け、必要に応じて、適切な指導や助言を行える者に繋げる等の手法も可能とする。

オ 相談窓口について、共働きの里親家庭等だけではなく、多くの里親等が利用できるよう広く周知すること。

⑤ 里親家庭養育協力支援

ア 児童相談所又は里親支援機関は、こどもの委託を受けたことのない里親等から、事業の利用を希望する旨の申し出があった場合、協力を依頼する里親等（以下「協力者」という。）の候補を決定し、マッチングを行うこと。

イ 児童相談所又は里親支援機関は、事業の利用を希望する里親等及び協力者の双方の希望に沿う形で事業が実施されるよう、必要な調整を行うこと。

ウ 児童相談所又は里親支援機関の職員は、必要に応じて、事業の実施場所となる里親家庭等に出向き、一時的な支援を行うこと。

⑥ 養育児童預かり支援

ア 事業を実施する里親支援機関は、里親等からの事業利用の申請の受付及び利用調整等の必要な事務を行うこと。

イ 事業の実施場所は、児童福祉施設又は都道府県知事が事業の実施場所として適切と認める施設若しくは事業所（以下「実施施設等」という。）とすること。

ウ 里親支援機関が事業の実施を実施施設等に委託することもできるものとする。

エ 希望者のニーズに沿った対応ができるよう、一時預かりは、宿

泊を伴うもの及び宿泊を伴わないものの両方に対応できるようにすること。ただし、都道府県知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

オ 事業利用者から利用料金の徴収は行わないこと。

5 里親等委託児童自立支援事業

(1) 趣旨

里親等において、進学・就職等の自立支援及び委託解除後のアフターケアは重要である。里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

(2) 事業内容

この事業は、次の①から⑥を行うものとする。

- ① 自立支援計画策定への助言及び進行管理
- ② 児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ③ 個別対応が必要なこどもに対する生活支援、再進学又就労支援等
- ④ 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ⑤ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- ⑥ その他こども等の自立支援に資する業務

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として自立支援担当支援員を配置して実施すること。

(4) 自立支援担当支援員の資格要件

自立支援担当支援員の資格要件は、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 事業の実施方法

- ① 自立支援担当支援員は、委託解除前及び進学又は就職により委託解除した18歳以上の者（義務教育終了後就職により委託解除し

(削除)

た者又は委託解除後に離職、退学する等自立支援が必要と都道府県等が認めた者を含む。以下「アフターケア対象者」という。)への支援を実施すること。

- ② 自立支援担当支援員は、次のいずれかの方法で支援を行うこと。
- ア アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援を行う。
 - イ アフターケア対象者がフォスタリング機関等を来所し、相談支援を行う。
 - ウ アフターケア対象者に対して電話やメール等により相談支援を行う。

6 里親養育包括支援促進事業

(1) 趣旨

令和4年の改正児童福祉法により創設された里親支援センターの設置に向け、里親等のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を包括的に実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

(2) 事業内容

以下のアからオまでの事業について、すべて実施すること。

ア 第4の1の(2)に定める事業

イ 第4の2の(2)の①に定める事業

ウ 第4の3の(2)に定める事業

エ 第4の4の(2)の①及び②に定める事業

オ 第4の5の(2)に定める事業

(3) 留意事項

(削除)

本事業を実施する際には、以下の事業の実施に努めること。

ア 第4の2の(2)の②及び③に定める事業

イ 第4の4の(2)③から⑥に定める事業

ウ 第4の7の(2)に定める事業

エ 第4の8の(2)に定める事業

オ 第4の9の(2)に定める事業

7 共働き家庭里親委託促進事業

(1) 趣旨

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

(2) 事業内容

里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託されたこどもの養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

(3) 留意事項

① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。

② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。

③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

(削除)

6 障害児里親等支援体制強化事業

(1) 趣旨

こどもの最善の利益のため、障害の有無を問わず、全てのこどもが

8 障害児里親等委託推進モデル事業

(1) 趣旨

こどもの最善の利益を実現していくため、障害の有無を問わず、全てのこどもが家庭的な環境で養育される必要があり、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制を構築することが重要となっている。

このため、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

(2) 事業内容

この事業は、次の①から④を行うものとする。

- ① 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握
- ② 障害児施設との連絡調整
- ③ 障害児施設職員との連携による支援
- ④ その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

(3) 事業の採択及び実施状況報告について

上記(2)の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、こども家庭庁による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までにこども家庭庁に報告すること。なお、報告された実施状況については、こども家庭庁が関係する会議やこども家庭庁ホームページにおいて公表する場合があるものとする。

(新規)

家庭的な環境で養育される必要があり、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制を構築することが重要である。

そのため、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する障害児入所施設や児童発達支援センター等（以下「障害児入所施設等」という。）と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

(2) 事業内容

この事業は、次の①から④を行うものとする。

① 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握

障害児の養育を行う里親等を定期的に訪問すること等により、里親等に委託された障害児の養育状況を踏まえた上で里親等の支援ニーズの把握を行う。

② 障害児の養育を行う里親等への訪問支援

障害児の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、障害児の養育を行う里親等を定期的に訪問し、里親等への支援等を行う。

③ 障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する障害児入所施設等と連携して、障害児の養育を行う里親等の支援等を行う。

④ その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

里親等に委託された障害児や、里親等がその他児童福祉サービスや障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、児童福祉担当及び障害福祉担当部局等と連携して支援を行う。

(3) 留意事項

地域の子育て支援や障害福祉施策を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村との情報共有等に努めること。

(削除)

9 里親等委託推進提案型事業

(1) 趣旨

里親等委託推進に向けて意欲的に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の一層の推進を図る。

(2) 事業内容

都道府県等が提案する里親等委託推進に向けた先駆的な取組であって、こども家庭庁が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

(3) 事業の実施要件

① 対象事業

この事業は、(4)に定める評価指標を設定の上、次のアからウまでのいずれかに該当する先駆的な事業を対象とする。

ア 里親等委託の促進を図る事業

イ 特別養子縁組の促進を図る事業

ウ その他特に里親等委託推進に資すると考えられる事業

② 事業周知のための広報媒体の作成

ア 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。

イ 広報媒体については、全国会議（主管課長会議等）やこども家庭庁ホームページにおいて公表する場合があること。

(4) 評価指標（K P I）の設定等

① 事業の実施にあたり、提案する事業に関連した評価指標（K P I）を設定すること。

② 評価指標（K P I）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。

③ ①により設定した評価指標（K P I）を達成できなかった場合は、その原因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低い

7 里親支援センター体制強化事業
(略)

8 養子縁組包括支援事業
i・ii (略)

と認められる場合は、補助金を返還させることがある。

(5) 事業の採択及び実施状況報告について

上記(3)①の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、こども家庭庁による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までにこども家庭庁に報告すること。

10 里親支援センター体制強化事業

(1) 趣旨

里親支援センターにおける新規里親登録件数や新規里親委託件数の状況に応じて、里親リクルーターや里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

(2) 事業内容及び実施体制

「里親支援センターの設置運営について」(令和6年3月29日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知)の別紙「里親支援センター設置運営要綱」(以下「里親支援センター設置運営要綱」という。)の5に掲げる業務を実施する場合、新規里親登録件数や新規里親委託件数の状況に応じて、里親リクルーターの業務を補助する職員(リクルーター補助員)や里親等支援員の業務を補助する職員(里親等支援補助員)を配置することができる。

11 養子縁組包括支援事業

i 養子縁組制度普及促進事業

(1) 趣旨

里親支援センターにおいて、一般家庭に対し養親による講演や説明等を行い、保護を要するこどもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、養親の確保を図る。

(2) 事業内容

養親による講演会や養子縁組制度の説明会等を積極的に実施するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

(3) 留意事項

- ① 講演会・説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演会・説明会に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。
- ③ 地域において児童福祉に理解がある者やこどもの養育を希望する者などを把握し、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村と連携したリクルート活動等に努めること。

ii 養親訪問等支援事業

(1) 趣旨

里親支援センターにおいて、養親及び養親希望者に対し、養親及び養親希望者相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

(2) 事業内容

この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③の事業についても実施に努めること。

① 養親への訪問支援

養親からの相談に応じるとともに、養親に定期的に訪問し、こどもの養育環境の把握や、養親への支援等を行う。

② 養親及び養親希望者による相互交流

養親及び養親希望者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、養親及び養親希望

者による相互の交流の場を提供し、情報交換や養育技術の向上等を図る。

③ 夜間・土日の相談支援体制の整備

平日の昼間に相談することが困難な養子縁組家庭に対して、適確に相談支援を行うため、平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として養親等相談支援員を配置して実施すること。

また、養親等相談支援員の業務を補助する職員（養親等相談支援員補助員）を配置することができる。

併せて、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる養子に対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(4) 担当者の資格要件

① 養親等相談支援員の資格要件は、里親支援センター設置運営要綱」4③に掲げる者とする。

② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(5) 事業の実施方法

① 養親への訪問支援

養子縁組家庭に定期的に訪問することにより、養子等の養育状況の把握に努め、養子等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

iii 障害児里親等支援体制強化事業

(1) 趣旨

こどもの最善の利益のため、障害の有無を問わず、全てのこどもが家庭的な環境で養育される必要があり、障害児の養育について不安や負担を感じている養親に対する支援体制を構築することが重要である。

そのため、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う養親を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る養親の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

② 養親及び養親希望者による相互交流

ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童相談所の職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施に当たっては、養親希望者が参加しやすい交流の実施に努めること。

③ 夜間・土日の相談支援体制の整備

ア 平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談支援体制を整備すること。

イ 24時間365日の相談支援を実施する場合には、夜間休日等について、年間を通じて相談支援体制を整備すること。

ウ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

エ 外部委託や宿日直職員の配置等により相談を受け、必要に応じて、適切な指導や助言を行える者に繋げる等の手法も可能とする。

オ 相談窓口について、共働きの養子縁組家庭だけでなく、多くの養親及び養親希望者が利用できるよう広く周知すること。

(新規)

(2) 事業内容

この事業は、次の①から④を行うものとする。

① 障害児を養育する養親の支援ニーズの把握

障害児の養育を行う養親を定期的に訪問すること等により、障害のある養子等の養育状況を踏まえた上で養親の支援ニーズの把握を行う。

② 障害児の養育を行う養親への訪問支援

障害児の養育を行う養親からの相談に応じるとともに、障害児の養育を行う養親を定期的に訪問し、養親への支援等を行う。

③ 障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する障害児入所施設等と連携して、障害児の養育を行う養親の支援等を行う。

④ その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

障害のある養子や養親がその他児童福祉サービスや障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、児童福祉担当及び障害福祉担当部局等と連携して支援を行う。

(3) 留意事項

地域の子育て支援や障害福祉施策を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村との情報共有等に努めること。

第5 事業の実施に当たっての留意事項等

1 (略)

第5 事業の実施に当たっての留意事項等

1 統括責任者の配置

第4の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を統括する者（以下「統括責任者」という。）を配置することができる。

統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第4の1の(4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

2 市町村連携コーディネーターの配置

第4の1から5の事業及び11の事業等について、地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、市町村と連携した活動を行うことができる。

コーディネーターは、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第4の1の（4）の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

なお、次の（1）から（5）までの取組を通して市町村との連携を図ること。

- （1）地域資源を通じてターゲットを絞った里親等のリクルート活動の実施
- （2）児童相談所が保有する里親等の情報の共有
- （3）地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用
- （4）子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援
- （5）その他市町村との連携に資する取組

また、第4の1から5の事業、8の事業及び里親支援センターにおいて、コーディネーターを補助する職員（コーディネーター補助員）を配置することができる。

3～6 （略）

なお、一連のフォスタリング業務は、里親等の強みと課題を理解し、里親等や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましいこと。

2 市町村連携コーディネーターの配置

第4の1から5の事業及び11の事業等について、地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、市町村と連携した活動を行うことができる。

コーディネーターは、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第4の1の（4）の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

なお、次の（1）から（5）までの取組を通して市町村との連携を図ること。

- （1）地域資源を通じてターゲットを絞った里親等のリクルート活動の実施
- （2）児童相談所が保有する里親等の情報の共有
- （3）地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用
- （4）子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援
- （5）その他市町村との連携に資する取組

3 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- （1）事務室

- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

4 里親支援機関等の守秘義務

法第 11 条第 1 項第 2 号トにおいては、都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第 4 項及び児童福祉法施行規則第 1 条の 41 で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第 11 条第 5 項においてその守秘義務が規定されている。

5 養子縁組民間あっせん機関への委託

養子縁組里親等への支援について（第 4 の 11 の事業を除く。）は、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。）に委託可能であること。

6 里親支援センター及びその業務に関するガイドライン

本事業の実施に当たっては、『「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について』（令和 6 年 3 月 29 日こ支家第 185 号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

第 6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第 6 (略)

「児童養護施設等体制強化事業の実施について」(平成 31 年 4 月 17 日子発 0417 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知)の一部改正 新旧対照表
(案)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">子 発 0 4 1 7 第 5 号 平 成 3 1 年 4 月 1 7 日 【一部改正】令和 2 年 1 月 3 0 日子発 0 1 3 0 第 4 号 【一部改正】令和 3 年 6 月 7 日子発 0 6 0 7 第 4 号 【一部改正】令和 4 年 3 月 3 1 日子発 0 3 3 1 第 8 号 【一部改正】令和 4 年 6 月 2 3 日子発 0 6 2 3 第 4 号 【一部改正】令和 6 年 5 月 9 日こ支家第 3 0 1 号 <u>【一部改正】令和 7 年 月 日こ支家第 号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁支援局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等体制強化事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p style="text-align: center;">子 発 0 4 1 7 第 5 号 平 成 3 1 年 4 月 1 7 日 【一部改正】令和 2 年 1 月 3 0 日子発 0 1 3 0 第 4 号 【一部改正】令和 3 年 6 月 7 日子発 0 6 0 7 第 4 号 【一部改正】令和 4 年 3 月 3 1 日子発 0 3 3 1 第 8 号 【一部改正】令和 4 年 6 月 2 3 日子発 0 6 2 3 第 4 号 【一部改正】令和 6 年 5 月 9 日こ支家第 3 0 1 号</p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁支援局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等体制強化事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。</p>

改 正 後	現 行
<p>については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等体制強化事業実施要綱</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 事業の内容 (1)・(2) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等体制強化事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童養護施設等において、児童指導員や養育者等直接処遇職員の補助を行う者(以下「補助者」という。)を雇い上げること並びに施設職員が抱える悩み等を相談できる環境を整備することにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。 ただし、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>第3 事業の内容 (1) 補助者等の雇上げによる直接処遇職員の業務負担軽減 児童指導員や養育者等の直接処遇職員(以下「直接処遇職員」という。)の業務負担の軽減等に取り組んでいる児童養護施設等に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。 ① 児童指導員等となる人材の確保 児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員(以下「児童指導員等」という。)の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="219 1023 909 1054"><u>(3) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化</u></p> <p data-bbox="271 1066 1133 1182"><u>社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。</u></p> <p data-bbox="174 1236 405 1268">第4 対象施設等</p> <p data-bbox="257 1279 752 1311">本事業の対象は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="219 1323 387 1355">(1) (略)</p>	<p data-bbox="1205 209 1610 240">② 夜間業務等の業務負担軽減</p> <p data-bbox="1247 252 2114 411">児童養護施設等における夜勤業務、こども間の暴力・性暴力への対応及び障害等を抱えたこども並びに外国籍のこども等ケアニーズの高いこどもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、直接処遇職員の業務負担軽減を図る。</p> <p data-bbox="1205 422 2056 454">(2) 児童養護施設等に従事する職員に対する相談支援体制等の整備</p> <p data-bbox="1247 466 2114 625">児童養護施設等に従事する職員に対して、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを実施する児童養護施設等や、悩み等を気軽に相談できる環境を整備する都道府県等に対し、相談支援体制等の整備に必要な費用の一部を補助する。</p> <p data-bbox="1205 636 1917 668">① 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施</p> <p data-bbox="1247 679 2114 839">児童養護施設等において、児童相談所OBや児童養護施設等のOB等を雇い上げる等の方法により、児童養護施設等に従事する職員が抱える悩み・ストレス等を傾聴し、入所児童の養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施することにより、職員の離職防止を図る。</p> <p data-bbox="1205 850 1944 882">② 児童養護施設等に従事する職員の相談支援体制の整備</p> <p data-bbox="1247 893 2114 1010">都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み・ストレス等を気軽に相談できる環境（職員同士のピアサポートを含む）を整備することにより、職員の離職防止を図る。</p> <p data-bbox="1205 1021 1285 1053"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1153 1236 1384 1268">第4 対象施設等</p> <p data-bbox="1236 1279 1731 1311">本事業の対象は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1198 1323 1496 1355">(1) 第3の(1)の①</p> <p data-bbox="1274 1366 2107 1398">補助者の雇い上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、</p>

改正後	現行
<p>(2) 第3の(1)の② 補助者の雇上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、<u>妊産婦等生活援助事業所</u></p> <p><u>(3) 第3の(2)の①</u> <u>児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）</u></p> <p><u>(4) 第3の(2)の②</u> 児童養護施設等に従事する職員の相談支援体制の整備を行う都道府県等（都道府県等が適当と認める者に委託する場合も含む。）</p> <p><u>(5) 第3の(3)</u> <u>宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う社会的養護自立支援拠点事業所</u></p> <p>第5 実施要件 (1) 第3の(1)の①により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 ① 以下の資格要件を満たしていない者であること。 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員、設</p>	<p>児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）</p> <p>(2) 第3の(1)の②<u>及び(2)の①</u> 補助者の雇上げ<u>や児童相談所OB等を活用したスーパーバイズ</u>を行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 第3の(2)の②</u> 児童養護施設等に従事する職員の相談支援体制の整備を行う都道府県等（都道府県等が適当と認める者に委託する場合も含む。）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5 実施要件 (1) 第3の(1)の①により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 ① 以下の資格要件を満たしていない者であること。 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年<u>12月29日</u>厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援</p>

改正後	現行
<p>備運営基準第 83 条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第 28 条に規定する母子支援員</p> <p>イ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 36 条の 8 第 3 項に規定する指導員</p> <p>② （略）</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p><u>（5）第 3 の（3）により夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る社会的養護自立支援拠点事業所は、宿直対応を行う者を雇い上げる又は外部委託等を行うこと。</u></p> <p><u>（6）第 3 の（1）、（2）の①及び（3）</u>を実施する施設等は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。なお、実施計画書には、以下の内容を記載すること。</p> <p>① 第 3 の（1）を実施する場合</p>	<p>専門員、設備運営基準第 83 条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第 28 条に規定する母子支援員</p> <p>イ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年 <u>3 月 31 日</u>厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 36 条の 8 第 3 項に規定する指導員</p> <p>② 児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者であって、資格要件を満たした後も第 4 の（1）の対象施設等（以下「勤務施設等」という。）で勤務を続ける意欲を持った者で、都道府県等が適当と認める者であること。</p> <p>（2）第 3 の（1）の②により雇い上げる補助者は、当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であって、ファミリーホームが雇い上げる補助者は児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。</p> <p>（3）第 3 の（2）の①によりスーパーバイズを行う者は、児童養護施設等に入所した児童等の養育や、入所児童等の保護者との関わり方等について精通した者であって、児童養護施設等に従事する職員の悩みやストレス等を傾聴し、適切な助言等が行える者であると、都道府県等が認めた者であること。</p> <p>（4）第 3 の（2）の②により児童養護施設等に従事する職員の悩みやストレス等を気軽に相談できる環境を整備する都道府県等は、より多くの職員が参加できるよう、会議やイベントの開催だけではなく、SNS 等を活用した相談の場の整備に努めること。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（5）第 3 の（1）及び（2）の①</u>を実施する<u>児童養護施設等</u>は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。なお、実施計画書には、以下の内容を記載すること。</p> <p>① 第 3 の（1）を実施する場合</p>

改正後	現 行
<p>ア 本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇上げにより、直接処遇職員の負担が軽減される業務内容</p> <p>イ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本事業による取組を除く。)</p> <p>② 第3の(2)の①を実施する場合</p> <p>ア 本事業によるスーパーバイズを行う者の略歴</p> <p>イ 本事業によるスーパーバイズの開催スケジュール</p> <p>ウ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本事業による取組を除く。)</p> <p>③ <u>第3の(3)を実施する場合</u></p> <p><u>ア 本事業による宿直対応を行う者の略歴(外部委託等を行う場合は、その業者名)</u></p> <p><u>イ 本事業による取組計画</u></p> <p><u>ウ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本事業による取組を除く。)</u></p>	<p>ア 本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇上げにより、直接処遇職員の負担が軽減される業務内容</p> <p>イ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本事業による取組を除く。)</p> <p>② 第3の(2)の②を実施する場合</p> <p>ア 本事業によるスーパーバイズを行う者の略歴</p> <p>イ 本事業によるスーパーバイズの開催スケジュール</p> <p>ウ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本事業による取組を除く。)</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>第6・7 (略)</p>	<p>第6 留意事項</p> <p>(1) 第3の(1)の①により雇上げを行った補助者は、以下の期間を上限として、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができること。</p> <p>① 児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第43条第8号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年</p> <p>イ 設備運営基準第43条第10号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年</p> <p>② 児童自立支援専門員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第82条第4号から第6号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 1年</p>

改 正 後	現 行
	<p>イ 設備運営基準第 82 条第 7 号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3 年</p> <p>③ 児童生活支援員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第 83 条第 3 号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3 年</p> <p>④ 母子支援員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第 28 条第 5 号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2 年</p> <p>⑤ 指導員の資格取得を目指す者</p> <p>ア 施行規則第 36 条の 8 第 3 項第 3 号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2 年</p> <p>(2) 第 3 の (1) の①により補助者の雇上げを行う施設は、原則として、本事業により配置する補助者が、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設等で勤務することができるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 第 3 の (1) の①により、複数名の補助者を雇い上げることは差し支えない。ただし、(1) に定める期間の経過後は、当該事業の補助対象とならないこと及び引き続き勤務施設等において勤務を続けられるよう、必要な措置を講ずる必要があることを踏まえ、計画的に雇用すること。</p> <p>(4) 第 3 の (1) の②により雇い上げる補助者は、本体施設のほか、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める分園型小規模グループケア及び「地域児童養護施設の設置運営について」(平成 12 年 5 月 1 日雇児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知) に定める地域小規模児童養護施設毎に雇い上げることができるものとする。</p> <p>(5) 補助者の勤務時間は業務内容等に応じて施設で判断すること。</p> <p>(6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和</p>

改正後	現 行
	<p>5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)の支弁対象となっている職員については、本事業の対象としない。</p> <p>第7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」（平成30年7月26日子発第0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正
 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 対象事業 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。）が果たす役割は重要である。</p> <p>このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>本事業は、都道府県等が実施する次の（1）及び（3）の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の（2）の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。</p>

改正後	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 次に掲げる取組を事業の対象とする。ただし、(ア)及び(イ)の取組は必ず実施すること。 (ア)～(エ) (略)</p>	<p>(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 (ア) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。 ① 研修に関する情報提供 ② 研修希望者の登録 ③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給 (イ) 第三者評価受審促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助すること。 なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については別に定めるところによること。</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 次に掲げる取組を事業の対象とする。ただし、(ア)及び(イ)の取組は必ず実施すること。 (ア) 養親希望者等支援 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング</p>

改正後	現行
	<p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p> <p>(イ) 特定妊婦への支援</p> <p>産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など(以下「特定妊婦」という。)からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援を実施すること。</p> <p>(ウ) 障害児等の支援</p> <p>障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施すること。</p> <p>(エ) 心理療法担当職員の配置による相談支援</p> <p>心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援を実施すること。</p> <p>なお、心理療法担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者</p> <p>② 都道府県知事が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者</p>

改正後	現行
<p><u>(オ) 高齢児等への支援体制構築事業</u> <u>社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーや</u> <u>カウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に</u> <u>関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前</u> <u>後のきめ細かな支援を実施すること。</u></p> <p><u>(カ) 資質向上事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、以下に掲げる</u> <u>取組を実施すること。</u></p> <p>① <u>養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催</u> <u>や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し</u> <u>等</u></p> <p>② <u>児童相談所との定期的な事例検討会の開催等</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業</u> <u>(ア) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーや</u> <u>カウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に</u> <u>関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前</u> <u>後のきめ細かな支援を実施すること。</u></p> <p><u>(イ) 資質向上モデル事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、以下に掲げる取</u> <u>組を実施すること。</u></p> <p>① <u>養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や</u> <u>人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等</u></p> <p>② <u>児童相談所との定期的な事例検討会の開催等</u></p> <p><u>(ウ) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関において</u> <u>も、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要で</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="170 507 1008 542"><u>(3) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u></p> <p data-bbox="197 555 1104 734"><u>子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u></p> <p data-bbox="197 746 1104 925"><u>なお、養子縁組民間あっせん機関からの相談に応じ、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して助言等を行うことができるよう、弁護士との嘱託契約等により、必要な支援体制の整備に努めること。</u></p> <p data-bbox="170 989 344 1024">(4) (略)</p>	<p data-bbox="1227 172 2112 252"><u>あり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u></p> <p data-bbox="1227 268 2112 443"><u>なお、養子縁組民間あっせん機関からの相談に応じ、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して助言等を行うことができるよう、弁護士との嘱託契約等により、必要な支援体制の整備に努めること。</u></p> <p data-bbox="1173 507 1272 542"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1173 989 1659 1024">(4) 養親希望者手数料負担軽減事業</p> <p data-bbox="1200 1037 2112 1216">養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者の居住する都道府県等より養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助すること。</p> <p data-bbox="1200 1232 2112 1359">なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行うこと。</p>

改正後	現行
<p>4～7 (略)</p>	<p>4 事業計画書の提出</p> <p>3の(3)の事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により都道府県等に事業計画書を提出すること。</p> <p>都道府県等においては、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組民間あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2によりこども家庭庁に事業計画書を提出すること。</p> <p>なお、事業計画書の提出に当たっては、関係者や関係機関との連携方法等も含め、3の(3)の取組を行う上での具体的な手法を記載すること。</p> <p>5 事業実績報告書の提出</p> <p>3の(2)の事業を実施する養子縁組民間あっせん機関は、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を翌年度4月15日までに、都道府県等に提出すること。</p> <p>都道府県等においては、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により翌年度4月末日までに、こども家庭庁に事業実績報告書を提出すること。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関が養親希望者に対して、居住する都道府県等に申請することで、3の(4)による補助を受けられる場合がある旨の情報提供を行うよう、周知するものとする。</p> <p>(2) 3の(3)の事業の実施に当たっては、別途通知するところにより、こども家庭庁において事業計画の審査を経た上で決定する。</p> <p>(3) 養親が安心して児童を養育し、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関に対して、養子縁組の成立後においても、養親及び児童に対して、必要な支援を行うよう働きかけること。また、養子縁組民間あっせん機関が、遠隔地の養親に係る養子縁組をあっせんし</p>

改正後	現行
	<p>た場合には、定期的・継続的な支援が困難である場合も考えられるため、都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関に対して、養子縁組の成立前から、養親の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係作りを行い、養子縁組の成立後も継続的に支援が行えるような体制を整えるよう働きかけること。</p> <p>7 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>